

勞務者に於て賠償しなければならぬ、又勞務者の病氣が使用者が甚だしき粗食を與へたるがためとか又は使用者が不健康地に於て勞務に服せしめた爲めに生じたもの等であつたならば勞務者が雇傭を解かれた爲めに生じた損害は使用者に於て賠償しなければならぬのである。

第六百二十九條 雇傭期間満了ノ後勞務者カ引續キ其勞務ニ服スル場合ニ於テ使用者カ之ヲ知リテ異議ヲ述ヘサルトキハ前雇傭ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ雇傭ヲ爲シタルモノト推定ス但各當事者ハ第六百二十七條ノ規定ニ依リテ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得
前雇傭ニ付キ當事者カ擔保ヲ供シタルトキハ其擔保ハ期間ノ満了ニ因リテ消滅ス但身元保證金ハ此限ニ在ラス

第六百二十九條 雇傭契約は其期間の満了によりて終了すべきものであることは勿論であるが勞務者が其期間が満了した後も尙引續き勞務に服して居る場合に使用者が之を知りつゝ何等の異議も述べないときは前の雇傭契約と同一の條件を以て更に雇傭契約を結んだものと見るのである。但し此場合に於ては期間を定めなかつた雇傭契約と見て、第六百二十七條の規定に従ひ解約の申入をすることが出来るのである。
若し前の雇傭に付いて擔保が入つて居つたならば其擔保は前契約期間の満了によりて消滅するものである、何せなれば此擔保は前契約のために入れられたものであるから前契約と其運命を同ふすべきもので之を新に結んだものとは做される後の契約に移るとするのは理論の上でも無理であり、且つ又當事者の特に移すことを明言せ

テ消滅ス但身元保證金ハ此限ニ在ラス

ぬより推すも移すことは當事者の意思でもないと思はれるのが穩當であるからである固よりこれは公益に關する事柄でもないから當事者が移したいと特約すれば其效力のあるのは勿論である、但し身元保證金は使用者が占有して居つて一般に使用者は勞務者よりも資力があるから雇傭契約の終了する場合に之が返還を爲し得るは普通であるのみならず前の期間満了の際之に對して勞務者が其取戻につき何等の意思をも表示しないならば當事者は之を其儘繼續させる意思であると推測し得らるゝから此身元保證金は後の契約に移るものとされてある（本條は賃貸借に關する第六百二十九條と其趣旨に於て相同じきものである）。

第六百三十條 第六百二十條ノ規定ハ雇傭ニ之ヲ準用ス

第六百三十條 第六百二十條即ち賃貸借契約解除の效力は將來に對してのみ生ずるものであると云ふ規定は雇傭契約にも之を準用するのである、其故は雇傭契約は勞務の賃貸借とも見ることが出来るものであるから其解除の效力を既往に遡らしむるときは其不便なしとは賃貸借の處で述べたと同一である、夫れ故に雇傭契約に於ても其解除の效果は將來にのみ及ぶべきものとせねばならぬ、これ本條が第六百二十條を準用する所以である。（第六百二十條參照）

第六百三十一條 使用者が破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ雇傭ニ期間ノ定アルトキト雖モ勞務者又ハ破産管財人ハ第六百二十七條ノ規定ニ依リテ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ各當事者ハ相手方ニ對シ解約ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第六百三十一條 雇傭契約に於て使用者が破産の宣告を受けたときには雇傭に期間の定めある場合でも勞務者より又は破産管財人より第六百二十七條の規定に従つて其雇傭の解約を申入るゝことが出来るのである、此場合に於ては其雇傭契約の各當事者は解約によりて損害を生じても相手方に對して損害賠償の請求をすることが出来ないものである、何となれば此場合の解約は當事者の任意に出でたのではなく破産と云ふ特別な事由に出でたるものであるからである、加之若し損害賠償を請求し得らるゝとすれば此場合に於ける解約權の行使を鈍らしむるの虞があるからである。

(本條は貸貸借に於ける第六百二十一條と其精神を同ふするものであるから同條を参照せられたいのである)。

第九節 請負

第六百三十二條 請負ハ當事者ノ一方カ或仕事ヲ完成スルコトヲ約シ相手方カ其仕事ノ結果ニ對シ報酬ヲ拂フコトヲ得

第六百三十二條 請負は當事者の一方が或一定の仕事の完成することを約し相手方が其仕事の結果に對して一定の報酬を與ふることを約するによつて成り立つ契約である、即ち雙方の當事者の意思表示にのみ因りて效力を生じ物の授受を必要とし

果ニ對シテ之ニ報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス

ないのであるから無論諾成契約である、又一方は一定の仕事をして一方は其結果に對して報酬を拂ふのであるから有償契約である、又雙方共義務を負ふのであるから雙務契約である、請負契約が雇傭契約と異なる要點は雇傭に於ては勞務其物を目的とするもので其結果の如何は眼中に置かないのであるが請負に於ては勞務其物を眼中に置かないで専ら其結果に着眼するのである、斯の如く二者明かなる區別があるけれども場合にによりては其區別が分明でないこともあるが細かに其關係を觀察すれば決して區別し難いものではない、例へば運送契約は雇傭なるか請負なるか不明である様ではあるが其請負なるかは疑がない、元來運送人は荷送人の命によりて運送するのであるから多少の疑はあるけれども抑々運送契約は單に車を走らし又は舟を航すると云ふ勞務其ものを目的とするのではなく目的とするものは其結果たる或荷物甲地より乙地に送り届けることにあるのであるから勿論請負と云はなければならぬのである、人力車を雇ふ場合に於ては稍疑はしいけれども甲地より乙地に到る事を約する様な場合は請負であるが只市中見物のため乗客の命により其欲する處に行かんがため一日或は半日間之を雇ふ様な場合は雇傭である。

又賣買と請負との區別に付いても多少疑はしい場合があるが賣買は其物の所有權を移轉するだけで宜しいのであるに反し請負は或一定の仕事の結果に對する報酬を約する場合であるから請負師が其仕事の材料を供する場合に於ても單に其材料の所有權移轉を目的とせず其材料を用いた仕事の完成を目的とするは請負である、其材料が注文者から出ても請負者から出ても又第三者から出ても請負たるには變りはないのである、只實際上其報酬の額に高下があるのは免がれないのである、例によりて説明すれば洋服を注文する場合は決して其切れ地の所有權移轉を目的とするのではなく己れの身體に適應する洋服を得んとするものであるから請負である、併し陸軍省等に於て一定の地質形狀大小等の制服を注文する場合には一定の條件によつて新に製造せしむると云ふよりも（實際上此場合には新に製造するが）一定の條件に適應するものを買上げんとするもので即ち賣買であると云はねばならぬが又見方によつては請負とも云ふ事が出来るであらう、斯る場合には能く當事者の意思を攻究して眞の性質を決すべきものである。

〔請負〕 請負は之に反し當事者の一方が或一定の仕事を完成するの約束を爲し

相手方は其仕事の結果に對して之に報酬を與ふることを約束する契約である、即ち雇傭は勞務其者を目的とし結果は問はぬのであるが請負は結果其者を目的とし勞務の方法は之を問はぬのである。

請負人が材料を供したる場合に於ける賣買との差異は、本文に説明したのである。

第六百三十三條
報酬ハ仕事ノ目的
物ノ引渡ト同時ニ
之ヲ與フルコトヲ
要ス但物ノ引渡ヲ
要セサルトキハ第
六百二十四條第一
項ノ規定ヲ準用ス

第六百三十三條 請負契約に於ける報酬の支拂時期は請負によりて完成したる物の引渡と同時に即ち之と引替に爲すべきものである請負契約は仕事の結果に對する報酬であるから仕事の完成しない中は之が請求を爲すことが出来ないのは勿論であるが、もし完成させた許りでなく尙注文者に其引渡をせねばならぬ場合には其引渡と同時になくては報酬を受けることが出来ぬのである、夫故もしも引渡前に其物が滅失したならば請負者の損失となるのは勿論である、但し物の引渡を要しない場合例へば運送契約修繕請負等の場合には請負人は運送を終つた時又は修繕を終つた時に其履行を完了したものと云ふことが出来るのであるから第六百二十四條第一項雇傭に關する規定を此場合に準用して其運送修繕等の了りたる時に報酬を請求し得る

第六百三十四條
 仕事ノ目的物ニ瑕疵アルトキハ注文者ハ請負人ニ對シテ其瑕疵ノ修補ヲ請求スルコトヲ得但瑕疵カ重要ナラサル場合ニ於テ其修補カ過分ノ費用ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス
 注文者ハ瑕疵ノ修補ニ代ヘ又ハ其修補ト共ニ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ第五百三十三條ノ規定ヲ準用ス

のである。

(之に異なる意思を表示した時には無論夫れに依るのである)

第六百三十四條 仕事ノ目的物即ち請負によりて完成した物に瑕疵がある場合に請負者は未だ完全に其契約の履行を了へたものと云ふことが出来ないから注文者は其物の修補を請求することが出来るのみならず其修補の期限は其場合其物に應じ相當の期間を定めて注文者から云ふて遣ることが出来るのである。

其修補の期間が相當であるや否やの争ある場合には裁判所に於て決すべきものである。斯の如く目的物に瑕疵ある場合には注文者が修補を請求することが出来るけれども其瑕疵が其目的物に取つて大して重大でなく却て之が修補を爲さんとせば過分の費用を要する様な場合には修補を請求することが出来ないのである、一例を云へば衣服を注文した場合に其地質に少しの織疵のあるときの如きは之が修補をなすには非常な手敷と費用とが掛り而も一方には織疵があつても着用の上に別に大した差支ない場合には其瑕疵が重要でないものであるから斯る場合には其修補を請求することが出来ないのである。

仕事ノ目的物に重要なる瑕疵のある場合に注文者が請負人に其修補をさせることが出来るのは前に述べた通りであるが此場合に注文者は修補の代りに損害の賠償を請求することが出来る、又修補を求めても尚ほ損害があれば其賠償を求めるとも出来るのである。

例へば無節の木材を以て家屋建築の請負をした場合に節の有る木を用いたならば注文者は修補を請求することが出来るが其代りとして損害の全部の賠償を請求することが出来る、又木材は之を無節のものに改めさせても尚ほ完成遅延等のため損害を受けたとすれば其賠償を求めることが出来るのである。

又前に述べた如く目的物に瑕疵があつても其瑕疵が重要ならざる場合で且つ之が修補に過分の費用が掛り注文者は修補を請求することが出来ない場合には修補の代りに損害賠償を請求し得ることは勿論である。

此等の損害賠償の請求をする場合には、雙務契約の同時履行の原則である第五百三十三條の規定を準用して雙方の義務は同時に履行せらるべきものとしてある、即ち一方の損害賠償と他方の報酬と同時に取り遣りせねばならぬのである、實際上に於

ては報酬より損害賠償を差引きて支拂ふこととなるのである、之れ簡便で且つ公平の結果を得る爲めである。

第六百三十五條
仕事ノ目的物ニ瑕疵アリテ之カ爲メニ契約ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ注文者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但建物其他土地ノ工作物ニ付テハ此限ニ在ラス

第六百三十五條 仕事ノ目的物に瑕疵があつて之がため注文者が契約をした目的を達することが出来ない場合、例へば瑕疵を補修しても其目的に適せざるとき又は補修のために時日を要し其注文物の必要な日までに出来上らない様の場合には注文者は其契約を解除することが出来るのである、之れ前條に規定する補修及損害賠償を請求するの權を注文者に與へても尙其保護が充分でないから本條の規定を設けたのである、第五百四十二條に述べたと同一の理由で此場合には催告を略して直ちに解除することを得ることとしたのである、但し建物其他土地の工作物を作る請負であつた場合には前に述べた様の事情があつても契約の解除をすることが出来ないのである、従つて前條の如く補修と損害賠償のみを請求し得るのである、何故かとなれば建物其他土地の工作物は注文者の所有地か又は其人の支配の下にある土地に建てらるゝのであるから若し其契約を解除したならば其工作物を取り除けなければならぬこととなり請負人が非常なる損失を受くるのみならず國家の經濟上より見る

ら甚だ不利である、殊に場合によりては之を取り毀ちて單なる材料とするときは其價が殆んどなくなるに至る様のこともあるからである、従つて此場合には前條の如く補修と損害賠償とのみを請求することを得ることとされてあるのである。

第六百三十六條
前二條ノ規定ハ仕事ノ目的物ノ瑕疵カ注文者ヨリ供シタル材料ノ性質又ハ注文者ノ與ヘタル指圖ニ因リテ生シタルトキハ之ヲ適用セズ但請負人カ其材料又ハ指圖ノ不當ナルコトヲ知リテ之ヲ告ケサリシトキハ此限ニ在ラス

第六百三十六條 仕事ノ目的物に瑕疵を生じた原因が注文者が供したる材料が悪いためであつたか又は注文者の指圖が悪かつた爲めであつた場合には其責は注文者にあるから前二條の規定即ち注文者が補修及損害賠償若しくは契約解除の請求を爲すを得ると云ふ規定は之を適用しないのである、例へば家の天井を張る場合に注文者が材料として供したる板が未だ充分乾燥して居なかつた爲めに天井が隙目裂目を生じたとすれば之れ材料の悪いためであるから此場合には前二條の規定を適用しないのである、但し請負者が其材料を用ゐる又は其指圖に従ふならば多分目的物に瑕疵を生ずるであらふと云ふことを知りながら注文者に之を告げなかつたならば前二條の規定を適用するのである、なせなれば注文者は物の製作に付いては大多數の場合には商人である、従つて材料及其指圖等が適當であるか否かは知らないのである然るに請負人は大抵黒人であるから材料又は指圖の適否は能く判つて居る筈である

第六百三十七條 前三條ニ定メタル瑕疵修補又ハ損害賠償ノ請求及ヒ契約ノ解除ハ仕事ノ目的物ヲ引渡シタル時ヨリ一年内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

仕事ノ目的物ノ引渡ヲ要セサル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ仕事終了ノ時ヨリ之ヲ起算ス

第六百三十八條 土地ノ工作物ノ請負人ハ其工作物又ハ地盤ノ瑕疵ニ付テハ引渡ノ後五年間其擔保ノ責任ス但此期間ハ石造

土造、煉瓦造又ハ金屬造ノ工作物ニ付テハ之ヲ十年トス

工作物カ前項ノ瑕疵ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ注文者ハ其滅失又ハ毀損ノ時ヨリ一年内ニ第六百三十四條ノ權利ヲ行使スルコトヲ要ス

第六百三十九條

から之を注文者に告げなかつたならば請負者に過失ありと云はなければならぬのである、夫故に此場合には前二ヶ條の規定を適用することとしたのである。

第六百三十七條 前三箇條に定めてある瑕疵の修補、損害賠償の請求及び契約の解除は速かに之をしなければ瑕疵の大小性質程度等が不明となり易く従つて争を決するに當り非常な困難を感じるに於けることがある様になる。加之契約の後長年月を経過した後に之が請求をする場合には請負人には不意の請求であるから爲めに多くは其者の經濟關係を亂す様の虞があるから可成之が解決を速かにしなければならぬのである。夫故本條に於ては其請求をするは目的物引渡の後一ヶ年内にしなければならぬ事としたのである、引渡を要しない場合には其仕事の終了の後一ヶ年内にしなければならぬのである。

第六百三十八條 前條に於て目的物に瑕疵のある場合に之が修補及損害賠償の請求又は契約解除權の行使の期間を一般的に定めたのであるが土地の工作物又は其地盤の瑕疵は容易に發見することが出来ないものであるから其責任が僅か一ヶ年に止るものとすれば注文者には甚だ不利益と云はなければならぬ、夫故に本條に於ては

建物とか牆壁又は土手等の土地の工作物又は其地盤の瑕疵に關する特例を設けたのである、即ち此等の物に付いては其引渡の後五箇年間は請負人に擔保の責任ある事とし殊に石造土造煉瓦造又は金屬造の工作物に付いては其瑕疵の發見が益々困難であるから此等の物は十年間擔保の責任あることとしたのである。

工作物の瑕疵に付いては前項に定むる如き責任を請負人が負ふのである、而して其瑕疵のために其工作物が滅失又は毀損したときには注文者は其滅失又は毀損の時から起算して一ヶ年内に第六百三十四條の權利即ち補修損害賠償の請求等の權利(同條參照)を行使しなければならぬ尤も前項の規定からして引渡の時より五年又は十年を過ぎた場合には最早請求することの出來ぬのは勿論である、例へば木造の家屋の場合に二年目に毀損したとすれば權利の行使期間一ヶ年の將に終らんとするとき其權利を行使しても引渡の時より三ヶ年以内で尙擔保期間内にあるけれども、四年十ヶ月にして毀損したとすれば後二ヶ月間に其權利を行使しなければならぬのである、何となれば五年を過ぐれば請負人には擔保の責任がないからである。

第六百三十九條 第六百三十七條の期間即ち一般の請負物に付いては一ヶ年、前

第六百三十七條及
前條第一項ノ期
間ハ普通ノ時効期
間内ニ限り契約ヲ
以テ之ヲ伸長スル
コトヲ得

條第一項の期間即ち土地の工作物及其地盤に付いては五年、石造土造煉瓦造金屬造の場合には十年と定められてあるが當事者が若し此等の期間を伸長しやうと思ふ場合には普通の時効期間内即ち債權に關する時効は十ヶ年であるから十ヶ年以内に於ては之を伸長し得るのである（石造土造煉瓦造金屬造は十ヶ年なる故之れ以上伸長することを得ず）元來前二條に於て期間を定めたのは請負人を保護する爲めであるが若し請負人が承諾し注文者も之を望んで居る場合には法律に於て之を禁ずる理由がないのである、何となれば注文者は假令報酬が高くなつても長く擔保せらるゝことを欲することがあり請負者も亦之を承諾する場合が實際上あり勝つことであるから、之を伸長し得ることとなしたのである、併し長きに失するときは弊害を生ずるものであるから普通の時効期間（即ち債權にては十年）以内に其制限を作つたのである。

第六百四十條、請
負人ハ第六百三十
四條及ヒ第六百三
十五條ニ定メタル
擔保ノ責任ヲ負ハ

第六百四十條 第六百三十四條及び第六百三十五條は請負人の當然の義務即ち注文者の當然の權利である、請負の目的物の瑕疵の補修損害賠償契約の解除等に付いて規定して居る當事者が此等に關して何等の意思を表示しない時は此二箇條の規定

サル旨ヲ特約シタ
ルトキト雖モ其知
リテ告ケサリシ事
實ニ付テハ其實ヲ
免ルルコトヲ得ス

に從ふべきものであるが注文者は其當然の權利を全部又は一部拋棄し得るものであるから特約によりて請負者の義務は全くない事とするか又は之を輕減することが出来るのである、乍併斯の特約がある場合にも其工作物等に瑕疵があつて毀損又は滅失すべきことを請負者が知りつゝ之を注文者に告げなかつたならばそれに付いては責任を負はなければならぬのである、若し本條の規定がないときは請負者が其目的物を完成するに手を抜いて居つて注文者の之に關する智識なきを仕合好しとして無擔保の特約をすることともなるであらふから斯くの如きは公益上嚴に取締を要することであるから本條の規定を生じたのである。（請負者が其事實を知れるや否やは事實問題として決しなければならぬのである。）

第六百四十一條
請負人カ仕事ヲ完
成セサル間ハ注文
者ハ何時ニテモ損
害ヲ賠償シテ契約
ノ解除ヲ爲スコト
ヲ得

第六百四十一條 請負人が其仕事を完成しない間は注文者は何時でも其契約を解除することが出来る、而して此場合には契約を解除した爲めに請負人に生じた損害は注文者に於て之を賠償しなければならぬのである。元來契約を締結した場合には如何なる不利益があつても其契約を履行しなければならぬものであるから請負人は其事業を完成し注文者は報酬を拂はねばならぬ筈であ

るが、本條に於て注文者の都合により目的物の完成しない間は契約を解除し得るものとした理由は請負なるものは元來注文者に必要があればこそ之をさせるもので、若し半途にして必要がなくなつた場合には之を他に譲渡すも買人なきか偶々これありとするも思ふ様な高價には賣れず結局注文者の損害に歸するの明白であらふ、斯る場合に強いて之を完成せしむるは國家經濟上甚だ不利であるから注文者に其仕事の完成する前に之を解除するを得るの權を與へたのである、其代り其爲めに請負人に損害を與へてはならぬから若し損害を生じたときは之を賠償するの義務を負はしめ以て請負人をも保護したのである、而して其損害額は各場合に應じ事實を調査して決定しなければならぬのである。

第六百四十二條
注文者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ請負人又ハ破産管財人ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ請負人ハ其既ニ爲シタル仕事ノ報酬及

第六百四十二條 注文者が破産の宣告を受けた場合には其仕事を完成しても請負人は其報酬全部を受くることが六ヶ敷いと云はなければならぬ、又注文者の方より云ふも其仕事が完成したとて之を利用することが困難なることが多いから注文者が破産した場合には請負人からも破産管財人からも此請負契約の解除を爲すことが出来るのである、此場合に於ては請負人が既に爲した仕事に對する報酬及び其報酬中

ヒ其報酬中ニ包含セサル費用ニ付キ財團ノ配當ニ加入スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テハ各當事者ハ相手方ニ對シテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

に含まれない費用破産財團の配當に加入して之を取ることが出来るのである（普通の債権者と同列に）例へば或工事の半分丈け成したならば報酬の半額と其他の費用例へば報酬中には材料代金が含まれない場合に請負人が材料を供した時は其代價等は一切見積つて破産財團の配當を受くることが出来るのである。此場合には請負契約を解除した爲めに相手方に損害を生じても相手方は之が賠償を請求することが出来ないものである、何となれば解除者が損害賠償を爲さねばならぬこととすれば解約權の行使を鈍からしめ其結果却て國家經濟の上に不利なる仕事を遂行することとなるからである。

（本條は貸借の規定たる第六百二十一條及び雇傭の規定たる第六百三十一條と其精神を同ふするものであるが請負に特に本條の規定のあるのは元來請負は仕事の完成に至るまでは報酬を請求することが出来ないものであるから請負人が解除權を行使すれば却て自己の不利となり其行使を避ける様になり解除權を與へた實益がなくなる故仕事半途の場合も已に成したる部分の報酬及び費用に付いて普通の債権者と同列に置いて請負人を保護せねばならぬからである。）

第十節 委任

一 委任の意義

第六百四十三條 委任ハ當事者ノ一方ヲ法律行為ヲ爲スコトヲ相手方ニ

第六百四十三條 委任とは當事者の一方が法律行為を爲すことを相手方に委託し相手方が之を承諾するに因りて效力を發生する契約である。

スコトヲ相手方ニ委託シ相手方ニ承諾スルニ因リテ其效力ヲ生ス

委任の成立には其前提として物の授受を必要としない當事者の意思表示のみで成立するのであるから諾成契約である。

又通常は受任者が何等の報酬を受けないのであるから無償であるが特約によりて報酬を定めれば有償となるのである。(第六百四十八條)

又委任は通常片務契約である、即ち受任者のみ或義務を負担し委任者は何等の義務がない、併し受任者が費用を支出した時は委任者は之が返還をすべき義務があるのである。(所謂不完全雙務契約) 又報酬を定めた場合は雙務契約となるのである。

委任契約の目的は法律行為を處理するにあるのである、其處理は受任者の名でするも又委任者の名でするも差支ない従つて委任と代理との關係の問題が生ずるのである、此點は註に於て説明することとする。

〔委任〕 委任は當事者の一方が法律行為を爲すことを相手方に委託し相手方は之を承諾する契約である、即ち相手方をして自己に代りて法律行為を爲さしむると云ふ意思を表示し相手方が之に承諾を與ふるのである。

法律行為とは私權の得喪變更を目的とする意思表示である、委任の場合には受任者が自己の名に於て其委託せられたる法律行為を爲すも委任者の名に於て法律行為を爲すも差支はない、受任者が受任者の名義を以て法律行為をする必要

がありて其ために特に權限を與へられたる時には代理權を伴ふものである、此場合は代理の規定に従ふのである、代理の場合には委任者即ち本人と其法律行為の相手方とは直接に法律關係を生ずるものであるが代理を伴はざる場合には委任者と相手方との法律關係を生ずるのである、従つて權利又は物を得た時は委任者に移轉する義務を生ずるのである、要之代理は委任者と第三者との法律關係で委任は委任者と受任者との權利關係であるから二者法律上の性質が異なるものである、且つ代理權は委任よりのみ生ずるものでなく法定代理等の如く法律で代理人が定まつて居る場合がある、委任は必ずしも代理權を伴ふもので

ないから代理と委任とは獨立して存立し得るもので決して離るべからざる關係にあるのではない（舊民法は之に反して委任を以て代理權を與ふる契約なりとしたのである）。

二 委任の效力

甲 受任者の義務（委任者の權利）

第六百四十四條 受任者は其委任契約で定めたる趣旨通りに善良なる管理者の注意即ち一般の注意深い人の爲すべき注意を以て其委任された事務を處理するの義務を負ふものである、何せなれば委任者は受任者を信用して自分の要務を取扱はせるものであるから受任者は可成注意して之に當らねばならぬのは勿論であるから平素甚だ不注意に自己の事務を處理する人も委任事務處理の際は大に其態度を改めねばならぬのであるから本條に於ては一般に右の注意を規定したのである。（此注意の程度に關する立法例は甚だ多様であるが民法は善良なる管理者の注意と定められたのである其精神は第四百條等と同一である）。

〔委任の效力〕 委任の效力とは委任契約成立後當事者に如何なる權利關係を生ずるかを定めたものである、即ち委任者の權利義務如何受任者の權利義務如何の問題に解答を與ふるものである。

第六百四十四條 受任者ハ委任ノ本旨ニ從ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ委任事務ヲ處理スル義務ヲ負フ

第六百四十五條 受任者ハ委任者ノ請求アルトキハ何時ニテモ委任事務處理ノ狀況ヲ報告シ又委任終了ノ後ハ遲滞ナク其顛末ヲ報告スルコトヲ要ス

第六百四十五條

受任者は委任者の請求があるならば委任の繼續中は何時でも其委任事務處理の狀況を報告するの義務がある、又其委任が終了したならば直ぐに其事務の處理の顛末を委任者に報告するの義務があるのである。

委任者は受任者が果して委任の契約通りに善良なる管理者の注意を以て用意周到に委任事務を處理して居るや否やを知り思ふ通りにされて居ぬならば相當の監督をせねばならぬ、又其委任事務の如何なる狀況にあるかを知らず其れによりて後來に如何なる方法を取るべきかを決するの必要もある、又委任事務が終了した時にも直ちに之を取調べて如何なる成績に出來たかを知るの最も必要である、而して此の如き事は皆受任者の報告が基となつて判るべきものであるから受任者をして其狀況及顛末を委任者に報告せしむるの義務を負はしめたのである。

第六百四十六條

受任者は委任事務を處理するに當りて委任者より若くは第三者より受取つた金錢其他の物を委任者に引渡すの義務がある、但し實際には委任者よ

第六百四十六條 受任者ハ委任事務ヲ處理スルニ當リ

ヲ受取りタル金銭
其他ノ物ヲ委任者
ニ引渡スコトヲ要
ス其收取シタル果
實亦同シ
委任者カ委任者ノ
爲メニ自己ノ名ヲ
以テ取得シタル權
利ハ之ヲ委任者ニ
移轉スルコトヲ要
ス

り受取りたる金銭其他の物は委任事務を處理進行させる上に必要なものであるから
其委任事務終了の後でなければ之を返還することが出来ないことが多い、併し第三
者より委任者が受取る金銭又は物は通常は委任事務の處理に必要なものが多い
のであるから直ちに之を委任者に引渡すべきものと云ふべきである、要するに此等
は實際の場合によつて區別せねばならぬものであるから、本條に於ては其引渡時期
を一定してないのである、又其受取りたる物に果物を生じた場合には之を委任者に
引渡さなければならぬのである、例へば委任者が受取りたる土地から米穀又は野菜
等の收穫を生じたならば之を委任者に引渡すべく委任者の土地家屋等より貸賃が取
れた時又は金銭より利子を生じた時等は皆之れを委任者に返さなければならぬので
ある。

我民法に於ては委任は必ずしも代理關係を生ずるものではない、夫故に委任の場合
に於て受任者は自己の名に於て法律行為を爲すも委任者の名に於て法律行為を爲す
も委任たるに妨げないのである、而して委任者の名義とした場合には委任の外に代
理關係が生じ従つて直ちに本人のために効力が生ずるからよいが、若し受任者が委

任者の爲めに自己の名義を以て法律行為をなし因つて權利を取得したならば更に其
權利を委任者に移轉しなければならぬのである。

第六百四十七條

第六百四十七條
委任者カ委任者ニ
引渡スヘキ金額又
ハ其利益ノ爲メニ
用エヘキ金額ヲ自
己ノ爲メニ消費シ
タルトキハ其消費
シタル日以後ノ利
息ヲ拂フコトヲ要
ス尙ホ損害アリタ
ルトキハ其賠償ノ
責ニ任ス

第六百四十七條 委任者が委任者に引渡すべき金額又は委任者の利益の爲めに用
ふべき金額を自己の爲めに消費した場合には其制裁として消費した日以後の法定利
息を拂ふ義務が定められてのである、尙之れが爲めに他に損害が起つたならば
之をも賠償しなければならぬのである、(消費した金額の返還は勿論のことである)

元來受任者は前條の規定によつて委任事務の處理上必要でない所の金銭は之を委任
者に引渡すか否らざるも善良なる管理者として確實なる銀行等に預けて利殖すべき
筈であるのに自己の爲めに之を消費したのであるから其不當なることは甚だしいと
云はなければならぬ、而して金銭は普通の利用方法に依れば少くも年五分の利息を
生ずることは確實であるから本條の場合にも證明の有無を問はず消費の日以後の年
五分の法定利息は必ず之を拂はしめ尙他に損害あれば之を賠償せしむることとなし
たのである。

乙 委任者の義務(受任者の權利)

第六百四十八條 受任者ハ特約アルニ非サレハ委任者ニ對シテ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス受任者カ報酬ヲ受クヘキ場合ニ於テハ委任履行ノ後ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス但期間ヲ以テ報酬ヲ定メタルトキハ第六百二十四條第二項ノ規定ヲ準用ス委任力受任者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ其履行ノ中途ニ於テ終了シタルトキハ受任者ハ其既ニ爲シタル履行ノ割合ニ應ジテ報酬ヲ請求スルコトヲ得

第六百四十八條 委任契約は無償なるを原則とするものであるから報酬に付いて何等定むる處がなかつた場合には受任者は委任者に對して報酬を請求するの權利がないのである、言ひ換へれば報酬を受くることに付いて特約を結んだ場合の外は之を請求することが出来ないのである。

受任者が特約によりて委任者から報酬を受くべきこととした場合には如何なる時期に之が請求を爲すことが出来るかと云ふに之は委任を履行した後でなければならぬのである、例へば貸金取立の委任を受けたならば其貸金を債務者より受取つて之を委任者に引渡した後に於ていなければならぬ、又契約を結ぶ事の委任を受けたならば其契約を結んで證書を作成し相手方の署名調印を得て之を委任者に引渡した後に於てしなければならぬのである、之れ雇傭に於て勞務終了の後でなければ之を請求することが出来ぬとしたのと同じ主旨である、受任者が何時でも報酬を請求し得るものとすれば報酬を受取つて委任事務を履行しない様の虞があるから委任者を保護するためにかゝる規定を設けたのである、但し月幾圓年幾圓と云ふ様に期間を以て報酬を定めるときには第六百二十四條第二項を準用して其期間が経過したならば其

期間の報酬を請求し得るものとしたのである。

委任が受任者の故意又は過失に因らず即ち其責に歸せしめることの出来ない他の事由よりして其事務履行の中途に於て終了したときには其既に爲した履行の割合に應じて報酬を請求することが出来る、即ち其委任事務を半分履行したならば報酬額の二分の一、三分の一履行したならば三分の一丈の報酬を請求し得るのである、若し全部履行の後でなければ報酬を受くることが出来ないとの原則を何處迄も通したならば受任者には甚だ酷であるから此特例を設けたのである、委任が受任者の責に歸すべからざる事由によりて中途に終了するとは例へば委任者の死亡、委任者の破産、委任者よりの委任の解除、受任者の死亡及び禁治産等によりて委任が終了したる場合を云ふのである、之れに反し受任者の責に歸すべき事由とは例へば受任者より解除したり受任者が破産した等の場合で此時には一錢の報酬も受くることを得ざるは勿論である。

第六百四十九條 委任事務ヲ處理スルニ付キ費用ヲ要

第六百四十九條 受任者が其委任せられた事務を處理するに付き費用が必要である場合には委任者に請求して其費用の前拂を爲さしむることが出来るのである、即

スル下キハ委任者
ハ委任者ノ請求ニ
困リ其前拂ヲ爲ス
コトヲ要ス

第六百五十條 受
任者カ委任事務ヲ
處理スルニ必要ト
認ムヘキ費用ヲ出
タシタルトキハ委
任者ニ對シテ其費
用及ヒ支出ノ日以
後ニ於ケル其利息
ノ償還ヲ請求スル
コトヲ得
受任者カ委任事務
ヲ處理スルニ必要
ト認ムヘキ債務ヲ
負擔シタルトキハ
委任者ニ對シテ自己
ニ代ハリテ其辨濟
ヲ爲サシメ又其債
務カ辨濟期ニ在ラ
サルトキハ相當ノ

ち斯る場合には委任者の請求があれば委任者は其費用の前拂をするの義務があるも
のである、例へば或物品の買入を委任した場合には其代金を又委任事務の必要上旅
行しなければならぬ時は其旅費を前拂しなければならぬものである、本條は委任者
をして委任事務に付き損失を被らしめざるの主旨に出でたるものである。

第六百五十條 本條は第一項に委任の費用償還第二項に委任事務處理のために生
じたる債務の辨濟第三項に委任事務處理のために損害を生じた場合に於ける賠償の
方法を規定してある、今左に之を三段に分けて説明して見やう。

第一項 費用の償還 委任者が委任せられた事務を處理するに付いて必要と認むべ
き費用を出したときには委任者に対して其費用及び其費用に對する支出の日以後の
法定利息の償還を請求し得るのであつて委任者は此等の金額を拂はねばならぬので
ある、必要と認むべき費用と云ふは後の結果より考察して眞に其時に必要であつた
ことを證明する必要があるが、只普通一般の人が其支出の時には必要であつたと認める
ことが出来る様な事情であれば宜しいのである、例へば或人と面談の上契約を結ぶ
ことの委任を受けたときに其人が他地方に旅行して久しく歸らない豫定であつた場

擔保ヲ供セシムル
コトヲ得
受任者カ委任事務
ヲ處理スル爲メ自
己ニ過失ナクシテ
損害ヲ受ケタルト
キハ委任者ニ對シ
テ其賠償ヲ請求ス
ルコトヲ得

合には其人の旅行先へ出掛くる必要がある、而して受任者が出立した後急用で其人
が歸宅した場合には後より見れば受任者の出掛けることが眞に必要でなかつたけれ
ども其人は久しく歸らぬ積りの所突然の用事で歸つたのであるから神ならぬ人間業
としては豫想し得ない所である、従つて受任者の出掛けると云ふことは其時には必
要であつたと云はなければならぬから其費用は必要と認むべき費用であるのである
から之は委任者に請求し得るのである。

此點と第七百二條事務管理の規定とを對照して一言する必要がある、第七百二條に
は有益なる費用を管理者に償還すべき旨の規定があり本條には必要と認むべき費用
としてあるのみで有益なる費用に付いては規定がない、即ち事務管理者は有益費ま
で請求し得る故受任者よりも保護が厚い様に見えるけれども之を熟考すれば左様で
はないのである、なせなれば本條は實際上必要でなかつたとしても其時に必要と認
むべき費用であれば凡て償還を求むることが出来るのであるが第七百二條のは眞に
本人のために有益なる費用でなければ償還する義務がない、従つて前例の場合には
事務管理の場合とすれば償還を求むることが出来ないこととなるのである、即ち

受任者の保護は事務管理者の保護よりも範圍が廣いのである、換言すれば委任の場合には受任者に損失を被らしめぬ様に事務管理の場合には本人に不利益を與へざらしめんとするのである。

第二項 債務の辨濟 受任者が委任事務を處理するに必要と認むべき債務を負ふた場合には、委任者をして自己に代つて其辨濟を爲さしむることが出来るのである、必要と認むべき債務と云ふのは前項の場合に於けると同一の精神であつて實際必要なものではなくとも普通十人並の者の考によれば其時には必要であつたと認め得べきものであれば宜しいのである、例へば受任者が委任事務を處理する必要上借金を爲した場合には委任者をして自己に代りて之を返済せしめ（利息あれば利息共）又或土地の買入れを委任せられたる場合に代金を未だ支拂はずに居つたならば己れに代りて委任者をして之を拂はしむることが出来るのである、前例の借金及び此代金支拂は受任者が相手方に對して自己の名義を以て義務を負ふたのであるから委任者をして己れに代りて辨濟せしむるのである、代理關係に於ては此問題は起らない何となれば借金返済及代金支拂は代理の場合には直接に本人の義務となるのである

から受任者は之に付いて相手方に對して義務がなく初めから委任者の義務として發生するのであるから従つて委任者をして代つて支拂はせることがない譯になるからである。

若し前に述べた債務が辨濟期に達して居なかつた場合には委任者をして辨濟せしむることが出来ないのは云ふまでもない、併し辨濟期が來れば勿論辨濟せしめ得るのであるから其辨濟期になつて委任者が無資力となつたならば受任者自ら辨濟しても之が償還を得ることが出来ることとなり損失を被むる虞があるから此場合を救はんが爲めに未だ辨濟期に達しない債務に付いては委任者をして受任者に對して相當の擔保を供せしめ以て期限に至りて委任者が辨濟しないで受任者が辨濟しても損失を受けないことがない様にしたのでかくして受任者は完全に保護されるのである。

第三項 損害の賠償 受任者が委任事務を處理するために自己に何等の過失なくして損害を受けた場合に於ては委任者に對して其賠償を請求することが出来るのである、例へば物品買入を委託した委託者が代金を渡さぬため受任者は自己の事業の爲めに用ゐるべき資本を其代金に充て爲めに自分の事業に損失を生じた場合には其損

失は受任者の過失に因つたものでないから之を委任者に賠償せしむることが出来るのである、此損害賠償の請求は受任者が報酬を受くべき場合たると然らざる場合とを問はないのである、例へば受任者が日々其職業より若干の利益を得べき場合に無報酬で委任事務を処理しなければならぬ様な事情に陥り其ために職業上の収入を得ることが出来ないならば其損害賠償を請求し得るのである、併し普通の人が一週間に於て處理し得べき事を一ヶ月にて處理したとすれば其多くの日数を要したのは受任者の過失であるから一ヶ月分の損害賠償を請求することが出来ない、言を換へて云へば唯一週間の損害を賠償せしめ得るものである。

三 委任の終了

第六百五十一條
委任ハ各當事者ニ於テ何時ニテモ之ヲ解除スルコトヲ得
當事者ノ一方カ相手方ノ爲メニ不利ナル時期ニ於テ委任ヲ解除シタルト

第六百五十一條 委任契約に期間を定めて居つた場合には其期間の終了によりて其委任も終了すべきものである、又當事者の一方が契約の履行をしない場合には相手方が之を解除し得るものであるのは勿論である、併し委任は其期間内に於ても又其契約の履行を爲すと否とに拘はらず當事者一方の任意により何時でも解除することを得るものである、之れ委任の特質である、古來此特質を多くの國の法律に於て

キハ其損害ヲ賠償スルコトヲ要ス但已ムコトヲ得サル事由アリタルトキハ此限ニ在ラス

認めて居るのは委任は元來當事者の信用に基くもので信用のなくなつた人に委任し又はかゝる人から委任を受くるは人情の常として屑しとしない所であるからである併し一定期間解除しないとの特約は實際上行はるゝ處で之れは無効とすべきものではない。

前項に述ぶる如く委任は當事者一方の意思に依り任意に之を解除し得るものであるが、若し相手方のために不利なる時期に於て之を解除したときには其相手方に生じた損害に賠償するの義務があるのである、之れ委任の解除は解除者の便宜の爲めにするもので自己の便宜のために相手方に損害を被らしむべき譯がないからである、例へば甲が乙に對し或地方の生絲の買占を委任した場合に其半途で乙が其受けた委任を解除した爲めに乙に代るべき適當の人を求めて居る間に時期を失して損失を受けたとすれば乙は甲に損害を賠償しなければならぬのである、乍伊乙の委任解除は已むを得ない事情に出でたる場合ならば損害の賠償を要しない、即ち乙が其地方に赴く途中急病に罹り其事務に堪へない場合の如きは之れである。

〔委任の終了〕 委任も一般の契約の如くに(イ)一定の事務を委任したる場合には

其事務の終了に因りて終了し、委任に期間、條件を附したる時は期間満了又は條件成就に因りて終了し、相手方の不履行の場合には當事者一方の解除に因りて終了するものである。

其外に委任契約に特別なる終了の原因がある(一)當事者一方の任意の解除(二)委任者又は受任者の死亡又は破産(三)受任者の禁治産即ち是である、此等特別なる終了原因は本文に述べてある(民法には終了後の特別なる法律關係に付いても規定してある。)(第六百五十四條、第六百五十五條)

第六百五十二條 第六百二十條債貸借解除の效力に關する規定は委任にも準用するのである、即ち委任を解除した場合に其效力は將來に對してのみ生ずるのである之れ委任の解除は既往に遡らしむる時は計算其他の關係甚だ錯雜を極むるからである。

第六百五十三條 委任は委任者又は受任者の死亡又は破産に因りて終了するのである、又受任者が禁治産の宣告を受けたる場合にも終了するのである。委任は前既に述べたる如く専ら當事者間の信用に基くものであるから例へば委任者

第六百五十二條 第六百二十條ノ規定ハ委任ニ之ヲ準用ス

第六百五十三條 委任ハ委任者又ハ受任者ノ死亡又ハ破産ニ因リテ終了ス受任者カ禁治産

ノ宣告ヲ受ケタルトキ亦同シ

が死亡した場合に其相續人は必ずしも受任者と信用する關係であるとも限らない受任者が死亡した場合にも同じく其相續人と委任者との關係は委任者受任者間の關係の如くでない事は通常である、夫れ故に當事者一方の死亡を委任終了の原因となしたのである、又當事者何れか一方が破産の宣告を受けた場合に其信用は以前の如くない事は明かであるのみならず委任者の側より云へば破産した如き者に事務を委任するは不利益なことが多かるべく受任者より云ふも事務の處理上に種々の不都合が出来るのであるから何れの方面より見るも當事者が破産した場合は委任は甚だ不利である故に破産も亦終了の原因となるのである、又受任者が禁治産の宣告を受けた場合には受任者に後見人を付けなければならぬ自己の事務も尙自ら處理し得ない者が委任事務を處理し得ないのは勿論で且つ委任者と受任者の後見人との關係も必ずしも相信するとは云ふことが出来ないものである、夫れ故に受任者の禁治産も亦委任の終了の一原因としたのである。(委任者の禁治産は委任終了の原因ならず)。

第六百五十四條 委任が如何なる原因によりて終了しても其終了後は最早當事者は何等の義務を負ふべき理由がないのであるが、若し此理論を貫くならば委任者は

第六百五十四條 委任終了ノ場合ニ於テ急迫ノ事情ア

ルトキハ受任者、其相續人又ハ法定代理人ハ委任者、其相續人又ハ法定代理人カ委任事務ヲ處理スルコトヲ得ルニ至ルマテ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ要ス

第六百五十五條 委任終了ノ事由ハ其委任者ニ出テタルト受任者ニ出テタルト不同ハス之

甚だしき不利益を受くる場合があるのである、何となれば委任者は受任者を信用して全く委任してあるから、委任事務の状況を詳かにするものは少ないから自ら之を處理することが出来る迄の取調をするには多少の時日を要するのである、然らば其間に急迫なる事情を生じても委任者は如何に處置してよいのか容易にはよい分別の付かぬものであるから甚だしき失策をすることもある、夫れ故に本條に於て特例を設けて、委任終了の場合に急迫なる事情があるならば受任者（其死亡の場合には相續人、無能力者となりし時又は初より無能力であつたならば其法定代理人）は委任者（又は相續人又は法定代理人）が委任事務を處理することの出来る様になるまで其委任事務に付いて必要なる處分をしなければならぬのであることとされたのである、例へば委任終了の際に時効が完成せんとして居るときは受任者（相續人又は法定代理人）は其時効の中断をしなければならぬと云ふ類である。

チ相手方ニ通知シ又ハ相手方ガ之ヲ知リタルトキニ非サレハ之ヲ以テ其相手方ニ對抗スルコトヲ得ス

第六百五十六條 本節ノ規定ハ法律行為ニ非サル事務ノ委託ニ之ヲ準用ス

から其終了の原因が委任者に生じたると受任者に生じたるとを問はず必ず相手方に其旨を通知しなければならぬ、之を通知しない時又は相手方が通知なくも其事實を知つて居る場合でなければ相手方に對して委任は最早終了したと主張する事は出来ないものである、即ち委任は未だ終了しないものと見て依然其義務を盡さなければならぬのである（通知しない場合に之を知れるや否やは事實問題として決しなければならぬ。）

四 準委任

第六百五十六條 委任は法律行為を委託する場合に限るものである、然るに本條に於ては法律行為でない事務の委託にも委任に關する規定を準用するのである、例へば他人のために慶賀の式に列し、祝詞を述べ等の場合にも委任の場合と同様な關係を生ずるものであるから其費用の償還事務處理の注意等凡て委任の如く之を決するのである。

〔準委任〕 委任契約の内容は法律行為の委託に限るのであるから法律行為でない事務を委託しても委任ではないのである。

乍併 我民法に於ては法律行為以外の事務の委託も尙之を保護するの必要を認め之が規定を設けて居る、而して斯る委託は本来の性質上委任ではないけれども委託せる者と委託を受けた者との關係は甚だ委任關係に類するものがあるから此等の場合には委任に關する規定全部を準用するのである、學者之を委任に準ずべきものとして準委任と稱するのである。

第十一節 寄託

第六百五十七條
寄託は當事者ノ一方が相手方ノ爲メニ保管ヲ爲スコトヲ約シテ或物ヲ受取ルニ因リテ其效カチ生ス

第六百五十七條 寄託は當事者の一方(寄託者)が相手方(受託者)に或一定の物の保管を依頼して其物を相手方に引渡し相手方は其保管を承諾して之を受取るによつて成立する契約である。
寄託の成立するには別段の方式を必要としないから不要式の契約であるが其成立するには物を受託者に引渡すことが必要であるから要物契約である、又原則としては委任の如く無償であるけれども報酬の特約がある場合には寄託者にも其支拂の義務があるから此場合には雙務契約となるのである。
寄託の目的物は動産に限るとする法律が多いけれども我民法に於ては單に物とある

から動産でも不動産でも金銀其他の有價物でも何んでも宜しいのである。
寄託の目的である「物を保管する」と云ふことは其物を保存管理すると云ふ意味ではなく其物を所持し監守すると云ふの意味である、即ち此場合の「保管」は通常の用語とは少しく異なるのである。

寄託を爲すのは物の所有者たることを必要とし無い占有物であればよいのである、何となれば受寄者に對して其物の上に行使する自分の權利を授與するものでなく單に監守を頼むのみであるからである、只消費寄託(第六百六十六條)の場合には所有者たることを要するのである。(後出)

〔寄託〕 寄託とは當事者の一方が相手方に向つて物の保管を委託して其物を引渡し相手方が之を承諾するに因つて成立する契約である、物を引渡しして保管を委託する人を寄託者と云ひ之を受取つて保管を爲す人を受寄者と云ふのである、寄託者は特約がある時は報酬を拂はねばならぬ、又費用を要するときは之を拂はねばならぬ、受寄者は物の保管を爲し時期が來れば之を返さねばならぬ、而して特約がない時は其物を使用又は消費することが出來ないのである。

第六百五十八條 受寄者ハ寄託者ノ承諾アルニ非サルハ受寄物ヲ使用シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ保管セシムルコトヲ得ス 受寄者カ第三者ヲシテ受寄物ヲ保管セシムルコトヲ得ル場合ニ於テハ第百五條及ヒ第百七條第二項ノ規定ヲ準用ス

第六百五十八條 受寄者は寄託者の承諾を得た上でなければ受寄物を自から使用し又は第三者に保管させることが出来ないものである。元來寄託は寄託をする者の利益の爲めにするものであるから受寄者が寄託者の承諾を得ないで勝手に其物を使用するは寄託の本旨に反するものである。若し受寄者の利益の爲めに受寄物を使用してもよいとせば之れ寄託でなく使用貸借である。又寄託者は受寄者を信用して之を爲すものであるから寄託者の信用しない第三者をして保管せしむるが如き事も寄託の本旨に反するのは云ふを俟たないのである。併し寄託者が承諾した上ならば其物を使用することも第三者をして保管せしむることも出来るのは勿論である。受寄者が寄託者の承諾を得て第三者をして受寄物を保管せしむることが出来ることとなつた場合には第百五條及び第百七條第二項即ち復代理人の選任に關する規定を準用するのである。其結果として其物を保管する第三者は寄託者に對して直接に權利義務を有することとなるのである。(第百七條二項)若し其關係を受寄者と第三者との關係に止めて置くときは寄託者と第三者との關係は間接迂遠となりて種々の不便を生ずるから右の如くしたのである。又其第三者の行爲に付いて受寄者が寄託者

に對して負ふ所の責任は原則として其第三者の選任及び監督に對する責任である。只例外として寄託者が其第三者を指名したときには受寄者は單に其第三者の不適任なること又は不誠實であることを知りて之を寄託者に通知し又は之を解任することを怠りたる場合にのみ責任を負ふべきものである。(第百五條) (受寄者が寄託者の承諾を得て其物を使用し得る場合に於ても當事者は寄託に重きを置かねばならぬ使用を主とする時は使用貸借となる)。

第六百五十九條 無報酬ニテ寄託ヲ受ケタル者ハ受寄物ノ保管ニ付キ自己ノ財産ニ於ケルト同一ノ注意ヲ爲ス責ニ任ス

第六百五十九條 無報酬にて寄託を受けたる者は其受寄物を保管するに付いては自己の財産に付いてなす注意と同一程度の注意を以て保管すればよいのである。有償の寄託の場合に於ては一般の原則たる第四百條により善良なる管理者の注意を以て保管しなければならぬものであることは云ふまでもない事である。本條に於て特に無報酬の場合に付いて之に異なる規定を設けたのは蓋し寄託者は受託者が注意深き人であるか否やを承知の上で寄託するのであるから其人の財産に對すると同一の注意を以て充分として居るものと見られるし。又一方から云へば報酬も拂はずに難きを受寄者に責めるのは酷と云はねばならぬからである。夫故此場合に於ける受

寄者の責任は其者の平生の性行如何に依て定まるべきものである、即ち自己の財産を管理するにも極めて不注意の人であれば受寄物に付ても同様でよい事となる尤も平生所謂善良なる管理者以上の注意を以て細心事を處する人は受寄物に對しては單に善良なる管理者の注意を拂へば足りるのである、なせならば本條は受寄者の責任を減ずるの規定であるから普通の場合よりも重い責任を負はしめるのは規定の精神に反し不當であるからである、固より反對の特約あればそれによるのである。

第六百六十條 寄託物に付きて權利ありと申出づる第三者があつて受寄者に對して訴を起し又は差押をしたときは受寄者は直ちに其事實を寄託者に通知する義務があるのである、受寄者は寄託者の爲めに目的物を保管するのみであつて寄託者の權利の状態等は詳しく知らぬのが通常であるから自ら訴へに答辯し又は差押に對し異議を述べることが出来ないがよし出来ても不充分である、夫故直ちに訴の起つたこと又は差押の有つたこと等を寄託者に告げられ、適當なる手續を盡して其物に付いての權利を保つことを得せしめねばならぬ空しく其儘にして置て時機を失し寄託者をして權利を失却せしめてはならぬのである、故に本條に於てはかかる場合

第六百六十條 寄託物に付きて權利主張スル第三者カ受寄者ニ對シテ訴ヲ提起シ又ハ差押ヲ爲シタルトキハ受寄者ハ運滞ナク其事實ヲ寄託者ニ通知スルコトヲ要ス

に其事實を寄託者に通知するの義務を受寄者に負はしめて寄託者を保護したのである（本條に於て受寄者に負はしめてある通知の義務も反對の意思表示によりて免除することが出来る、又他の方法を定めるのも當事者の意思により自由になし得るのである。

第六百六十一條 寄託者は寄託物の性質上より又は寄託物の瑕疵よりして受寄者に損害を生じた時には其損害を賠償するの義務があるものである、例へば寄託物が爆發し易き物であつた場合に其爆發によりて受寄者が損害を受けた時又は受寄物が乾魚であつた時に其乾燥が充分ならぬで腐敗し爲めに同一倉庫内の受寄者の物品を害した場合の如きは寄託者は受寄者に對して損害賠償をしなければならぬのである、此場合に損害賠償をするに付いては寄託者が其物の性質瑕疵を知り居ること若くは之を知らぬとしても其知らぬのは寄託者の不注意過失の爲めであつた事を要するのである、言を換へて云へば寄託者が物の性質瑕疵を知らず且つ其知らないに付いて何等の過失がなかつた場合（之を例示すれば多量の荷物を受取り直ちに之を受寄者に渡す習慣となり居るときに中に一二腐敗し易き物が混入し居る時等）には寄

第六百六十一條 寄託者ハ寄託物の性質又ハ瑕疵ヨリ生シタル損害ヲ受寄者ニ賠償スルコトヲ要ス但寄託者カ過失ナクシテ其性質若クハ瑕疵ヲ知ラザリシトキ又ハ受寄者カ之ヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス

第六百六十二條
當事者が寄託物返還ノ時期ヲ定メタルトキト雖モ寄託者ハ何時ニテモ其返還ヲ請求スルコトヲ得

託者に損害賠償の義務がないのである、又受寄者が初めより受寄物の性質瑕疵等を知り居りしならば之に付いて損害の発生を防ぐことも出来且つは其損害を甘んじたりとも見ることが出来るから此場合には損害賠償を寄託者に向つて請求し得ないのである。

第六百六十二條 當事者が寄託物の返還の時期を定めて居る場合でも寄託者は其時期に至らない前に其寄託物の返還を受寄者に向つて請求することが出来るのである。蓋し寄託物返還の時期を定むるのは寄託者の便宜利益のためであるから其返還の時期を定めたと否とを問はず寄託者が欲するならば何時でも寄託物の返還を請求し得るのである。

併し當事者が反對の意志を表示して居つた場合には其意思表示に従ふべきである、例へば受寄者が其受寄物を使用するの約束で其爲めに返還の時期を定め又は其物を倉庫中より取出すには手數のかゝる場合等に返還の時期を定め其以前には決して返還を請求しないとの特約をした場合の如きは本條に依らないで其意思表示に従ふべきものである。

第六百六十三條
當事者が寄託物返還ノ時期ヲ定メザリシトキハ受寄者ハ何時ニテモ其返還ヲ爲スコトヲ得返還時期ノ定アルトキハ受寄者ハ已ムコトヲ得サル事由アルニ非ザレハ其期限前ニ返還ヲ爲スコトヲ得ス

第六百六十三條 當事者が寄託物返還の時期を定めて居なかつたときは受寄者は何時でも其返還を爲すことが出来るのである、受寄者は無報酬で他人の物を保管するのであるから受寄者に取つては寄託は一つの負擔と云ふことが出来るのである、夫れ故に返還の時期を定めなかつた時即ち保管の時期に付いて毫も羈束されぬ場合には其希望する時に返還することが出来るのである。

返還時期の定めのあるのは寄託者の利益の爲めであるから受寄者は其時期以前には返還を爲すことが出来ないのは本則であるが若し受寄者に已むを得ない事由があつて寄託を繼續して居ることが出来ない場合、例へば大なる倉庫があつた爲め寄託を受けたのが、經濟上の都合からして其倉庫を賣却することとなり、従つて寄託を繼續し得ないこととなりたる時などには之を返還することが出来るのである。

(前條は寄託者の寄託物返還の請求權を規定し本條は受寄者の返還權を規定したのである。)

第六百六十四條
寄託物ノ返還ハ其保管ヲ爲スヘキ場

第六百六十四條 本條は寄託物の返還を爲すべき場合には如何なる場所に於てすべきものであるかを規定するのである、即ち寄託物の返還は其物の保管を爲すべき

所ニ於テ之ヲ爲ス
コトヲ要ス但受寄
者カ正當ノ事由ニ
因リテ其物ヲ轉置
シタルトキハ其現
在ノ場所ニ於テ之
ヲ返還スルコトヲ
得

第六百六十五條
第六百四十六條乃
至第六百四十九條
及ヒ第六百五十條
第一項、第二項ノ
規定ハ寄託ニ之ヲ
準用ス

場所に於てしなればならぬのである、但し受寄者が正當の事由があつて其物を他
に轉置した時には現在受寄物のある場所に於て返還しなればならぬのである、例
へば倉庫内に保管してあつたときに其倉庫の修繕の爲めに他に轉置して居つたなら
ば其轉置の場所に於て返還すべきである。
(併し其物を保管すべき場所の如何及び其物を轉置するに付き如何なる事由が正當
なりやは各場合の事實問題として決しなければならぬのである)。

第六百六十五條 受任者委任者間の權利義務に關する第六百四十六條乃至第六百
四十九條及び第六百五十條第一項第二項の規定は寄託に之を準用するのである、即
ち之を簡單に述べれば受寄物が保存に耐へないことが明白であるときには受寄者は
之を賣却して其代金を寄託者に引渡し若しくは其代金受取りの權利を寄託者に移轉
しなければならぬのである、又寄託物が果實を生じた時は其果實を寄託者に返さな
ければならぬ、又受寄者が代金又は果實を消費した時は其消費した日以後の法定果
實をも寄託者に拂はねばならぬのである、寄託者の爲めに損害を生じた時は之を賠
償しなければならぬのである、又報酬は特約ある場合の外は寄託者に對して請求す

第六百六十六條
受寄者カ契約ニ依
リ受寄物ヲ消費ス
ルコトヲ得ル場合
ニ於テハ消費貸借
ニ關スル規定ヲ準
用ス但契約ニ返還
ノ時期ヲ定メサリ
シトキハ寄託者ハ
何時ニテモ返還ヲ
請求スルコトヲ得

ることが出來ないのである、又之を受くべき場合には寄託終了の後に請求すべく若
し又年月週等の期間を定めて之を約した時は其期間經過の後に請求すべきである
又寄託が受寄者の責に歸すべき事由によらないで終了したるときは受寄者は其期間
の割合に應じて報酬の一部を請求することが出来る、又寄託物保管に付いて費用を
要する場合には寄託者は受寄者の請求あり次第前拂をしなければならぬ、又受寄者
が立替をして置いたときには其額及其日以後の法定利息を請求することが出来る、
又受寄者が其寄託物に關して第三者より債務を負ふた時には寄託者をして之を辨濟
せしめ又は之に對する相當の擔保を供せしむることが出来るのである。

第六百六十六條 受寄者が契約により受寄物を消費し得る場合に於ては消費貸借
に關する規定を準用するのである、寄託の普通の性質より云へば受取つた物それ自
身を其儘にて返還すべきものであるけれども特約があれば消費しても宜しいのであ
る、金錢穀物等に其例が多いのである、又反對の特約がなければ消費することが寧
ろ本則の様になつて居るものもある預け金の如きは之れである、此等の場合は凡て
消費貸借に關する規定を準用するのである、但し寄託契約に其返還すべき時期を定

めて居なかつた時には何時でも返還の請求をすることが出来るのである、之れ消費貸借に於ては借主の利益の爲めにするものであるから可成借主の便宜に解すべきであるが寄託は寄託者の利益の爲めにするものであるから寄託者の便宜であれば何時でも寄託物の返還を請求し得べきものとしたのである。

第十二節 組合

組合は各當事者が出資をなして共同の事業を営むことを約する契約である。

或は組合を以て利益配當を目的とするものとして居る立法例もあるがこれは狭きに失するから我民法に於ては廣く如何なるものたるを問はず適法可能の事柄を目的とする共同事業であれば宜しいものとしたのである。

組合は共同事業を営むものであるけれども法人ではない、法人は權利義務の主體であるけれども組合は組合員間の法律關係で其以外に何もないのであるから組合員を獨立した主體と認められないのである、それ故第三者に對しても組合員が其權利義務の負擔者となるのである。

組合契約終了の原因に二つある、一つは組合員の脱退と他は組合の解散である

前者は或組合員に付いて組合契約終了の原因で後者は契約全體の終了原因である、脱退の場合には他の組合員間に組合が繼續し、解散の場合には全體がなくなるのである、二者效果の異なる所は本文に説明してある、古は脱退を認めない立法例が多かつたが組合終了の原因が一人に付いて存したる場合に全體が解散するのは實際上の便に合はないから近頃は其中の或者が脱退しても組合が繼續するものとする法律が多くなつたのである。

條文には規定がないが存続期間の満了解除條件の成就組合員全體の一致等によりて解散が出来るのは明かである、之れは別に説明を要しないのである。

一 組合の意義

第六百六十七條 組合とは其當事者が各自出資をして共同の事業を営むことを約するに因りて效力を生ずる契約である。

出資は金錢其他有形の財産に限らず勞務も尙出資の目的とすることが出来るのである、抑々組合契約の要素としては第一に共同の事業を営むことである、而して共同事業は營利を目的とするものに限らない共同にする以上は學術、宗教、慈善、教育

第六百六十七條
組合契約ハ各當事
者カ出資ヲ爲シテ
共同ノ事業ヲ營ム
コトヲ約スルニ因
リテ其效力ヲ生ズ
出資ハ勞務ヲ以テ
其目的ト爲スコト
ヲ得

等何事でも宜しいのである、但し其目的が風俗又は公安を害する様な違法のものでなく且つ可能でなければならぬのは勿論である、第二に組合員即ち組合契約の當事者が出資を爲すことが必要である、出資は組合員各個に積極の義務を負はしむるものである、出資は動産不動産の所有權又は其使用權、金錢、版權、特許權、意匠權等の財産權は勿論勞務も其目的とするものが出来るのである、商法に於ては信用を出資とすることを認めて居るけれども民法に於ては未だ信用を出資とすることは之を認めないのである。

組合員の數に就いては何等の制限がないから二人以上なれば幾人でも差支はない只實際には多人數の團體となれば最早組合とせず法人とすることが多いのである、組合契約は諾成契約で又有償契約で且つ雙務契約であることは説明を要しないで明らかである。

二 組合の效力

第六百六十八條
各組合員の出資其他の組合の財産は組合員總員の共有となるのである、法人に於ては各人の出資したものは共有でなく法人と云ふ

第六百六十八條 各組合員の出資したる財産及び其他の組合の財産は組合員總員の共有となるのである、法人に於ては各人の出資したものは共有でなく法人と云ふ

組合員ノ共有ニ關ス

無形人即ち法律で作つた人格者の所有となるが組合は組合員の集合で法人ではないから其財産は總組合員の共有となるのである、従つて組合のために各人より爲されたる出資に付ては自今共有者となるべき他の組合員に對して持分を定めねばならぬ換言すれば持分を各組合員に譲渡し移轉するの手續をしなければならぬ、即ち動産不動産債權等其れく引渡し登記又は債務者に通知或は其承諾を得る等の手續をしなければ第三者に對抗し得ることとなるのである(第七十七條第七十八條第四百六十七條)又組合財産は共有であるの結果其解散した後には特約がある場合でなければ其出資は決して當初の通りに出資した組合員の有に復することがないのである。

第六百六十九條
金錢ヲ以テ出資ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ組合員カ其出資ヲ爲スコトヲ怠リタルトキハ其利息ヲ拂フ外尙ホ損害ノ賠償ヲ爲スコトヲ要ス

第六百六十九條 金錢を出資の目的とした場合に於て組合員が出資をすることを怠つた場合には其出資すべき金錢に對する法定利息を支拂ふ義務を負ふのみならず其出資を怠りたるがために生じた一切の損害を賠償するの義務があるものである、元來第四百十九條によれば金錢債務の履行を怠つた者は損害賠償として單に法定利息を拂へばよいこととなつて居るが組合に於ては特に尙其他に生じたる一切の損害

を賠償すべきものとしたのは凡そ組合員の出すべき金銭は一定の事業を爲すために必要のあるもので單に通常世人が金銭を利用して利息を得やうとするのとは其目的が異なるから法定利息の支拂のみにて足るとしたならば怠慢なる組合員に對する制裁として甚だ輕いのみならず組合の目的を達することが出来ないものである、營利を目的とする組合に於て殊に然りと云はねばならぬ、夫れ故に本條には此特例を設けたのである。

第六百七十條 組合の業務の取扱は如何なる方法ですべきかは本條以下に定めて居る、而して本條には先づ如何なる人が如何なる權限を以て業務を執行するかを定めてある。

第一組合契約を以て業務執行者を定めなかつたときには組合の業務執行は組合員の過半数を以て決するのである、何故に組合全員の一致又は各組合員各自の自由専斷によりて決すべきものとしないのであるか之れ甚だ理由のある事である、若し些細なる事に至るまで全員の一致を必要としたならば其事務が澁滞して組合業務の成功を妨ぐることとなり、又若し組合員各自が自由に専行し得ることとしたならば各組

第六百七十條 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス 組合契約ヲ以テ業務執行ヲ委任シタル者數人アルトキハ其過半数ヲ以テ之ヲ決ス 組合ノ業務ハ前二項ノ規定ニ拘ハラズ 各組合員又ハ各業務執行者之ヲ專行スルコトヲ得但し其結了前ニ他ノ組

合員又ハ業務執行者カ異議ヲ述ヘタルトキハ此限ニ在ラス

合員の行動が相矛盾することもあり時としては一員のした行動が他の凡ての組合員の意思に反するも尙之を有效としなければならぬこととなるであらふ、夫れ故に各自の行動が相矛盾せぬ様にすると同時に事務の澁滞もない様にする爲めには過半数とするは最も實際に都合よいものである、過半数とは組合員の頭數に依るのである、其出資の額に依るのではない、例へば組合員が十人で内一人は千圓他九人は百圓宛總計千九百圓を出資した場合でも必ず六人の賛成者がなければ事を決することが出来ぬ出資の額から云へば千圓の出資者一人でも過半数であるがこれでは事務を執ることが出来ぬのである、此項の規定は組合契約に定めたる業務を行ふ範圍内に限るので組合契約其れ自身を變更し又は契約以外の事を爲すには全員の一致を必要とするは云ふまでもないことである。

第二組合契約を以て業務執行者を定めて居つた時には其業務執行者の過半数を以て決するのである、過半数とした理由は第一の場合と同一である、業務執行者を一人と定めて居つたときは其一人が専斷を以て決し得るは勿論である。右の場合に於て業務執行者に付いては何等制限がないから組合員外よりも選任し得

るのである、此場合は第六百七十二條を適用しないので一般の委任の規定に従ふのである。

第三以上は原則であるが尙其原則のみに依るときは不便を生ずることがあるから前二項の規定あるに關せず各組合員（第一の場合）又は各業務執行者（第二の場合）は其組合の常務即ち日常一般の事務は其取扱方も定まつて居るから何人でも専行することが出来るのである、但し此場合に其専行に付て他の組合員（第一の場合）又は他の業務執行者（第二の場合）が其専行の結了前に異議を述べたときには其専行に従はないで原則たる過半数によるのである、又専行が結了した後には最早異議を述べることが出来るのである。

第六百七十一條
組合ノ業務ヲ執行スル組合員ニハ第六百四十四條乃至第六百五十條ノ規定ヲ準用ス

第六百七十一條 組合の業務を執行する組合員には委任に關する第六百四十四條乃至第六百五十條の規定を準用するのである、即ち組合の業務を處理するに付ての注意の程度、組合業務處理の報告、業務處理に關して受取りたる金銀其他の物の引渡及收取したる果實の引渡自己の名を以て受取りたる権利の移轉引渡すべき又は利用すべき金額を自己のために費消した時の損害賠償業務執行者の報酬業務處理

に付ての費用及び其立替の場合の返還請求、損害を受けた場合の賠償請求權等凡て委任に關する規定を準用するのである。

組合員以外の人を業務執行者としたときは其關係が委任であることは勿論であるが組合員を以て業務執行者とした場合に於ては其關係が委任なりや否やに付ては議論ある處である、併し本條に於ては委任の規定を準用することと爲したのである。

第六百七十二條
組合契約ヲ以テ一人又ハ數人ノ組合員ニ業務ノ執行ヲ委任シタルトキハ其組合員ハ正當ノ事由アルニ非サルハ辭任ヲ爲スコトヲ得ヌ又辭任セラレルトコトナシ正當ノ事由ニ因リテ辭任ヲ爲スニハ他ノ組合員ノ一致アルコトヲ要ス

第六百七十二條 組合契約を以て組合員中の一人又は數人に業務の執行を委任した場合には其組合員は正當の事由ある場合でなければ妄りに辭任することが出来な、其代り又妄りに辭任されることもないのである、元來組合の成立つた後に選任した業務執行者は其組合員である他人の人であるとを問はず委任一般の規定に従つて辭任又は辭任することが出来るものであるが組合契約を以て業務執行者を定めたときは多少其趣を異にするのである、固より組合員外の人を以て業務執行者とした場合には其者は任意辭任することが出来る、何となれば組合と其人との關係は委任關係であるからである（第六百五十一條）組合が其人を辭任するも亦隨意であるが此場合は組合より云へば其辭任をする前に組合契約の變更を要することとなるのである。

ある、従つて組合員の一致がなくてはならぬものである、併し組合契約を以て組合員中より業務執行者を定めたる場合にはこれは取りも直さず其組合契約の一俵項であるから理論より云へば其解任又は解任は契約の変更となるのである、故に組合員全部の一致がなくては出来ぬ筈であるけれども、かくては解任を要する事情のある者に對しては其者の自由を不當に束縛することとなり、又不適任を解任せんとするに當りても組合員の一人たる其者が之に應じなかつた時には如何ともすべからざるに至り組合の損失を生ずることともなるのであるから本條は正當の事由があれば解任、解任を爲し得るものとなしたのである、正當の事由とは事實問題として決しなければならぬことであるが、其人及び組合の事情に照し組合の業務を妨げある様な場合で病氣であるとか能力がないとか過失が多いとか云ふのである、前項の如く正當の事由によりて解任又は解任するには受任者以外の他の組合員の全體が一致することを必要とするのである、一人にても之に不賛成なる者あれば成り立たないのである。

第六百七十三條

第六百七十三條

各組合員は組合の業務を執行する権利を有して居ない場合即ち

各組合員は組合の業務を執行する権利を有して居ない場合即ち

組合員中より又は其以外の者より業務執行者を定めたる場合には濫りに業務執行に關係することは出来なけれども又一方より云へば組合事業は組合員全體の利益のためであるから之を監督するの必要がある、其ためには業務及び財産の状況を知るの必要があるから本條には業務執行者以外の組合員は業務及び財産の状況を検査するの権利があることを定めたのである。

第六百七十四條

各組合員は組合の業務を執行する権利を有して居ない場合即ち

第六百七十四條 當事者力損益分配ノ割合ヲ定メザリシトキハ其割合ハ各組合員ノ出資ノ價額ニ應ジテ之ヲ定ム

第六百七十四條 組合員が利益又は損失を如何なる割合で分配すべきかを豫め定めて置かなかつた時には其割合は各組合員の出資の價額に應じて之を定むるのである、損益分配の割合に付ては或は平等は頭數によると云ふ法律もあるが、併し出資は事業には最も大切で其多寡によつて利益にも大小があるものであるから出資を標準として利益を分けるのが至當である、而して多く利益を受くべき者は損害も亦多くを負担せねばならぬのは明かであるから本條の如く損益の分配は出資の高に應ずることとするは穩當であると云はなければならぬ。

又本條第二項には利益の分配の割合のみを定め又は損失の分配の割合のみを定め居るときには其の割合は損失には利益にも共通の割合と見るべきものとされてある

第六百七十五條 組合ノ債權者ハ其債權發生ノ當時組合員ノ損失分擔ノ割合ヲ知ラザリシトキハ各組合員ニ對シテ均一部分ニ付キ其權利ヲ行フコトヲ得

第六百七十六條 組合員力組合財産ニ付キ其持分ヲ處分シタルトキハ其處分ハ之ヲ以テ組合及ヒ組合ト取引ヲ爲シタル第三者

ニ對抗スルコトヲ得ス 組合員ハ清算前ニ組合財産ノ分割ヲ求ムルコトヲ得ス

第六百七十七條 組合ノ債務者ハ其債務ト組合員ニ對スル債權トヲ相殺スルコトヲ得ス

故にかゝる場合に當事者の意志が本條の規定と異なるものであつたならば其證據を舉げて其意思通りに分配することの出来るのは勿論である。

第六百七十五條 組合は組合員間に契約關係を生ずるに止まるもので別に獨立の人格を得るのではないから組合の債權者に對して義務を負ふ者は組合員各個に外ならぬのである、而して組合員間には連帶がないから原則としては組合契約によりて定まれる損益分擔の割合で債權者に向つて債務支拂の義務を負ふべきものであるけれども組合契約は組合員間の行為であるから第三者が之を知らない場合のあるのは免れない、夫れ故若し組合の債權者が其債權發生の當時組合員の損失分擔の割合を知らなかつたならば各組合員の分擔額を均一のものと見て之に債權を平等に割當て其權利を行ふことが出来るのである。

第六百七十六條 組合財産は組合員の共有に屬するものであるから共有の一般の規定に依り組合員は何時でも其持分を處分することが出来るものである、乍併組合に於ては組合財産は組合事業を經營する基本であるから事業の半途に於て其持分の讓渡等を爲すときは事業經營の上に於て甚だしく妨害を被むるは必然の勢である、即ち其持分の讓渡は、其事業の目的に反するとも云ふことが出来るのである、夫れ故に本條に於ては持分の處分を禁止したのではないけれども、之を制限して其持分を處分しても其處分は組合及び組合と取引をした第三者に對抗することが出来ないこととしたのである、其結果として其財産は依然として組合の用に供することが出来るのみならず、債權者等は其財産に付いて債權を行ふ事が出来るのである。共有一般の規定である第二百五十六條によれば共有財産は何時でも其分割を求むることが出来るものであるが、組合財産は前に云ふ通り或一定の事業を經營するため共有としたものであるから事業の半途に於て分割する時は組合事業の目的を達することが出来ないものである、夫れ故に同じく共有財産であつても組合の場合に於ては其組合事業が終了して其清算を爲すまでは分割を請求することが出来ないこととなしたのである。

第六百七十七條 組合の債務者は其債務と自己が組合員に對して有する債權とを相殺して帳消しにすることが出来ないのである、組合は法人でないから組合なるものは即ち組合員總體を指すので此外に獨立した組合と云ふ人格を有するものはない

のである、従つて組合の債務は一定の割合により組合員各自の債務である、又組合の債権も同一割合で組合員の債権に分たれるのである、故に組合より債務を負ひ組合員に對して債権を有することを得る譯であるが、若しかゝる場合に相殺を許したならば組合財産は減少して組合の事業の目的を達することが出来ないこととなるのであるから此場合には組合を保護するために相殺を許さないことを特に本條で定めただのである。

(組合員の方面より相殺を主張することが出来ないのは勿論である、何となれば相殺せんとせば其持分を處分することとなり處分は組合及び之と取引せる第三者に對抗することが出来ないのは前條に規定する所であるからである。

三 組合の終了

第六百七十八條 組合契約を以て組合の存続期間を定めなかつた時には其組合は何時まで存続すべきか豫知することが出来ない、又或組合員の終身間存続すべきことと定められた場合に於ても同じく其組合は何時まで存続すべきか豫知することが出来ない、此等二つの場合に於て若し其組合員が都合により組合を脱退したいと欲して

キハ各組合員ハ何時ニテモ脱退スルコトヲ得但巳ムコトヲ得サル事由アル場合ヲ除ク外組合ノ爲メ不利ナル時期ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス組合ノ存続期間ヲ定メタルトキト雖モ各組合員ハ巳ムコトヲ得サル事由アルトキハ脱退スルコトヲ得

も脱退することが出来ないこととしたならば其豫知すべからざる長年月の間身體の自由を束縛せらるることとなり甚だしき不利益を受けなければならぬのである、故に本條に於ては以上二つの場合には各組合員は何時でも隨意に組合を脱退することが出来ることとし、只だ組合に不利益を來たす様な時期のみは脱退することが出来ないこととしたのである、例へば決算期ある場合に於て其決算期前に脱退するが如きは組合に不利なりと云はねばならぬ、又組合の業務を執行する組合員が其後継者を得ざる前に脱退するは組合に不利であると云はなければならぬ、要するに組合員が任意に脱退せんとするときは組合に不利なる時に於ては之を許さないものであるが併し已むことを得ざる事由があるならば組合に不利なる時でも脱退することが出来るのである、已むことを得ざる事由と云ふのは各場合に事實問題として決しなければならぬのである、例へば業務執行の組合員と他の組合員と事實上の意見が一致せぬために事業を滞滞せしむる場合に於て其業務執行者が脱退するが如きは其一例であるのである。

組合の存続期間を定めた場合に於ては組合の終了は何時なるか明かにして永久不定

に組合員は束縛するものでないから其期限迄は脱退することが出来ないのは當然である、乍併已むを得ざる事由がありたるときは脱退することを許されるのである、例へば勞務を出資すべき組合員が病氣のために組合の勞務に服することが出来ない場合には已むを得ざる事由あるものとして脱退を認めなければならぬのである。

第六百七十九條

前條に掲げてある場合の外に尙組合員は左の如き事由があれば脱退するのである。

- 一、死亡 元來組合は信用によりて成り立つものであるから、他の法律關係の如く相續人が繼承するものではないのである、夫れ故に一人の組合員が死亡したる場合には之を脱退せしめて殘存せる組合員が組合を繼續するのである、併し組合に於て死亡者の相續人を組合員として死亡者の權利義務を繼承するものとするの特約があれば勿論それに依るのである。
- 二、破産 財産上の關係に於て信用を失ひ義務を履行することの出来ない點に於ては破産は死亡と同一である、夫故に破産した者が組合より脱退するのは論を俟たないのである。

第六百七十九條
前條ニ掲ケタル場
合ノ外組合員ハ左
ノ事由ニ因リテ脱
退ス
一、死亡
二、破産
三、禁治産
四、除名

三、禁治産 禁治産者は行為能力を失ふものであるから最早他の組合員に對し組合契約を繼續進行させることは出来ぬのである、夫故禁治産の宣告を受けた者が組合より脱退すべきものとするのは當然である、只特約に於て後見人が代りて組合員の權利義務を行ふべきものとするときは脱退しないのである。

四、除名 組合員は或條件の下に除名されることがある、除名されたる者が脱退するは無論である、併し除名は財産上名譽上甚だ面白くない影響あるものであるから次條に其條件を嚴重に定めてある。

第六百八十條

前條に述べた如く或一定の條件があれば組合員を除名することが出来るのであるが其條件の第一は即ち除名すべき正當の事由あることである、例へば或組合員が他の組合員と折合が悪しく其組合員のある爲めに組合事業の目的を達することか出来ない様なき又は勞務を出資すべき組合員が病氣の爲めに其出資を爲すことが出来ないときの如き場合である、其事由が正當であるかどうかの争ある時は裁判所の判決を以て決しなければならぬのである、條件の第二は即ち他の組合員の一致あることが必要である、元來除名は除名される者と組合との間には組合

第六百八十條 組
合員ノ除名ハ正當
ノ事由アル場合ニ
限リ他ノ組合員ノ
一致ヲ以テ之ヲ爲
スモトナ得但除名
シタル組合員ニ其
旨ヲ通知スルニ非
サレハ之ヲ以テ其
組合員ニ對抗スル
コトヲ得ス

終了で即ち組合契約より云へば其變更であるから一體ならば總組合員の同意がなく
てはならぬのであるけれども除名される者自身は通常同意を與へることはないもの
であるから其者の同意を要すとせば除名は終に出来ぬことに終るのである、故に此
場合には他の組合員の一致があればそれでよい事とされたのである、若し數人の組
合員に除名すべき理由があるときには其數人以外の凡ての組合員の一致を以て其數
人を除名することが出来るのである、併し除名されるべき理由ある組合員が却て除名
せんとする組合員の數よりも多いときには實際上組合の解散となることが多いので
あらふ。

以上の二つの條件があれば除名し得るのである、而して除名の效力を生ずるのは他
の組合員が除名の意思を表示した時からであるが之を除名されたる組合員に對抗す
るには除名のことを其者に通知した上でなければならぬのである、夫れ故に除名の
效力を充分ならしめんとするには通知を要するのである。

第六百八十一條
脱退シタル組合員
ト他ノ組合員トノ

第六百八十一條 脱退したる組合員は以後組合員たるの資格を失ふものであるか
ら最早爾後組合に對し權利を行使し義務を負ふべきものではないが從來組合員と

間ノ計算ハ脱退ノ
當時ニ於ケル組合
財産ノ狀況ニ從ヒ
之ヲ爲スコトヲ要
ス。
脱退シタル組合員
ノ持分ハ其出資ノ
種類如何ヲ問ハス
金錢ヲ以テ之ヲ拂
戻スコトヲ得
脱退ノ當時ニ於テ
未タ結了セザル事
項ニ付テハ其結了
後ニ計算ヲ爲スコ
トヲ得

して既に取得した權利義務は消滅するものではないから脱退の時に一切の清算をし
て利益損失を分配すべきものである、乍併かくする時は其旨組合の解散と同一とな
り脱退を認めたる主旨に適しないこととなるから脱退の場合には其當時の組合財産の
狀況に從ひ脱退した組合員と他の組合員との計算を終り他の關係は其儘になし置
くべきものとしたのである。

脱退したる組合員の持分は其出資が勞務であると財産であるとを問はず金錢を以て
之が拂戻をすることが出来るのである、かくせずば組合の事業に影響する場合が
あるからである、而して勞務は通常他の出資の如く組合の初めに於て一時に出さな
いで継続的に出すものであるから凡ての事情を斟酌し其年月の割合に應じて之を計
算すべきものである。

組合員脱退の當時に於て未だ結了しない事項があつたならば其の事項が結了した後
に其の計算をしてもよいのである、例へば着手せる事業が尙繼續して其の成否未定
である場合の如きは其の結了して成績の明かになるまで計算を延期することが出来
るのである。

第六百八十二條
組合ハ其目的タル
事業ノ成功又ハ其
成功ノ不能ニ因リ
テ解散ス

第六百八十二條 組合は其目的とする所の事業が已に成功したとき又は成功の不能と極まつた時には解散するのである、例へば某港灣の築港期成同盟會なる組合を設けた場合に其組合の盡力によつて築港が成功した時には假令其組合の存続期間を永く定めて居る場合でも尙其目的の成功によつて解散するのである、又其目的の不能とは組合が甚だしく損失を爲し殘存して居る財産のみでは到底事業を爲すことが出来ない様の場合である、かゝる場合には其組合は解散するのである。

第六百八十三條
已ムコトヲ得サル
事由アルトキハ各
組員ハ組合ノ解
散ヲ請求スルコト
ヲ得

第六百八十三條 已むことを得ざる事由あるときには各組員は組合の解散を請求することが出来るのである、既に組員の脱退と除名を認めて居るから組員の請求による解散を認むる必要がない様に見ゆるけれども解散と脱退とは效力が異なるものであるから組員の請求による解散も之を認めたのである、已むを得ざる事由とは事實問題であるが要するに解散を必要とする事由は皆之れである、即ちどうしても整理することが出来なく解散の外策のない場合の如きである。

第六百八十四條
第六百二十條ノ規
定ハ組合契約ニ之
ヲ準用ス

第六百八十四條 組合の解散は組合契約の解除である、而して契約の解除は元來は原狀に復するので即ち溯及的の效力があるものであるが組合の場合には第六百二十條を準用して貸借借備委任等の如く將來に向つてのみ效力を生ずるものとなし

たのである、何となれば契約解除の一般の規定の如く既往に遡るものとすれば已に爲した多數の取引を皆消滅せしめねばならず甚だしく複雑なる關係を生ずるに至り其間に不公平なる結果を生ずることもあるのであるから過去は其儘とし只將來に向つてのみ解除の效力があるものとしたのである。

第六百八十五條
組合力解散シタル
トキハ清算ハ總組
員共同ニテ又ハ
其選任シタル者ニ
於テ之ヲ爲ス
清算人ヲ選任ハ總
組員ノ過半数ヲ
以テ之ヲ決ス

第六百八十五條 組合が解散した場合の清算方法は總組員共同にて之を爲してもよい、又都合により總組員が選任したる清算人が之を爲してもよいのである。清算人を選任するには總組員の過半数を以て之を決するのである、全員一致の主義を採らないのは事の遅延を避ける爲めである。

第六百八十六條
清算人數人アルト
キハ第六百七十條
ノ規定ヲ準用ス

第六百八十六條 總組員が清算人と爲つた時でも清算人を選任した時でも兎に角清算人が數人ある場合には清算事務の取扱は第六百七十條を準用して原則として過半数を以て決し只清算に關する常務は各清算人が之を專行することが出来る、但

し其結了前に他の清算人が異議を述べたときは過半数の同意を以て之を決するのである、清算の常務と云ふのは清算に必要な日々の事務である。

(本條に於て第六百七十條を準用したのは清算の場合と組合の業務執行の場合と其取扱方を異にするべき理由がないからである)。

第六百八十七條 組合契約を以て組合員中より清算人を選任したときには第六百七十二條の規定を準用するのである、即ち正當の事由がある場合でなければ之を解任することが出来ない、又解任することも出来ないのである、而して解任又は解任を認むるには他の組合員の一致を要するのである、其理由に付いては第六百七十二條に述べてあるのである。

第六百八十八條 清算人の職務及び権限に付いては法人解散の場合の清算人の規定である、第七十八條の規定を準用するのである、即ち現務を終了し債権を取立て債務を辨済し、残余財産を分配するのである、要するに其権限は此等のことを行ふに必要なる一切の行爲を爲すことが出来るのである、残余財産の分配は法人の場合とは大に異なるものである、法人は法人自身が其財産

第六百八十七條
組合契約ヲ以テ組
合員中ヨリ清算人
ヲ選任シタルトキ
ハ第六百七十二條
ノ規定ヲ準用ス

第六百八十八條
清算人ノ職務及ヒ
權限ニ付テハ第七
十八條ノ規定ヲ準
用ス
残余財産ハ各組合
員ノ出資ノ價額ニ
應ジテ之ヲ分割ス

の主體であるけれども組合の財産は組合員の共有であるから残余財産のある場合に於ては之を組合員に分割すべきものである、而して其分配の方法は組合契約締結の際に各組合員が出資したるもの、價格の割合に應じて之を分割するのである。

(残余財産の分割及び清算人の職務権限に關して組合契約により又は組合成立後の組合員の一致を以て本條の規定に異なる特約を結ぶことが出来るのである、かゝる場合に其特約によるべきは勿論である)。

第十三節 終身定期金

終身定期金契約は當事者の一方が自己相手方又は第三者の死亡に至るまで定期に金錢其他の物を相手方又は第三者に給付することを約束する契約である、我國に於ては其例が乏しいが漸次生活の困難なるに連れ老後の計を爲すの一手段としてかゝる契約を爲すものを生ずるの傾向がある、外國には其女を嫁せしむる場合に財産を付けてやる代りに其女の死亡に至るまでの定期金を與ふる者が甚だ多いのである、これ其良人たる人の性質により一時に多額の財産を付けてやるのは危険が多いから之を元本として他の人と終身定期金契約を結び毎期に

一定の収入あらしめんとする爲めにするもので適當の計畫と云ふべきである。定期金には年賦月賦等あるが其修身にあらざるものは普通の債權債務關係の原則によるのである。

第六百八十九條 終身定期金契約ハ當事者ノ一方カ自己・相手方又ハ第三者ノ死亡ニ至ルマテ定期ニ金錢其他ノ物ヲ相手方又ハ第三者ニ給付スルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス

第六百八十九條 終身定期金契約とは當事者の一方が自己又は相手方の死亡に至るまで又は第三者の死亡に至るまで定期に金錢其他の物を相手方又は第三者に給付することを約する契約である、即ち不要式で且つ諾成契約である。

(題して終身定期金と云ふけれども金錢に限るのではない、有體物ならば何でもよろしいのである、只金錢であることが最も多いから此名稱を用いたまでである)。

終身定期金契約は有償たることもあり、又無償たることもある。單に甲が乙の終身間に年々金若干圓を與ふることを約するときは無償である、併し乙が甲に其所有の土地を讓渡し又は或多額の金を與へ之に對して甲より年々又は月々金若干圓宛を拂ふことを約束すれば其契約は有償である、而して同時に雙務契約である、無償の時片務契約である、普通修身年金と稱するけれども我國に於ては月々若干とする場合が多いから民法では年金と稱しないで定期金と稱したのである、第三者に月々

又は年々若干金を與ふると云ふ約束の場合には第三者の利益の爲めにする契約であるから第五百三十七條によりて其效力を定めなければならぬ、即ち第三者の權利は其第三者が債務者に對して契約の利益を享受すべき旨の意思表示をした時に發生するのである、終身定期金は其根本の觀念は保險契約と同一である。

第六百九十條 終身定期金ハ日割ヲ以テ之ヲ計算ス

第六百九十條 終身定期金は毎年、毎半年、又は毎月若干圓を拂ふと定められた場合でも之を受取る權利は日一日と時の経過と共に發生するのであるから其計算は日割を以て之を爲すのである、例へば明治四十年三月一日より債務者の終身間毎年金千圓宛を與ふとの契約を結んだ場合に四十一年一月三十一日に債務者が死亡したとすれば四十年度の支拂額は年金の三百六十五分の三百六十六である、四十一年度の支拂額は三百六十五分の三十一であることとなる、けれども此規定は一般の場合を推測して定められたのであるから當事者が之に異なる意思表示をすれば其意思表示の有効なるは勿論である。

第六百九十一條 定期金債務者カ定期金ノ元本ヲ受ケ

第六百九十一條 定期金の債務者が先きに其定期金の元本を受け之に對して定期金を與ふる約束をしたのである場合に於て例へば一千圓を定期金の元本として乙か

タの場合ニ於テ其定期金ノ給付ヲ忘リ又ハ其他ノ義務ヲ履行セサルトキハ相手方ハ元本ノ返還ヲ請求スルコトヲ得但既ニ受取リタル定期金ノ中ヨリ其元本ノ利息ヲ控除シタル残額ヲ債務者ニ返還スルコトヲ要ス前項ノ規定ハ損害賠償ノ請求ヲ妨ケス

第六百九十二條

甲が受け其代り甲が乙に對して年金百圓づゝ支拂ふ約束をした場合に債務者即ち甲が定期金たる百圓の支拂を怠つた場合又は其他乙に對する義務を怠つた場合には相手方たる乙は元本千圓の返還を請求することが出来るのである、但し既に幾年か甲が定期金を支拂つて居つた場合には乙は其受取つた定期金合計の中より元本千圓に對する法定利子を差引き殘金を甲に返さなければならぬのである、前の例に於て甲が五ヶ年間の年金を支拂つて居つたならば其合計五百圓より千圓に對する法定利子五ヶ年分即ち二百五十圓を甲に返さなければならぬのである、此場合には結局乙の受取る分は七百五十圓となるのである。前項に規定してある外若し甲が定期金支拂を怠つた爲めに乙に損害を生じたならばその損害も甲が賠償しなければならぬのである。本條は債務の不履行による契約解除の一つの場合ではあるけれども契約解除の一般の通則によるときは其關係甚だしく複雑となり動もすれば不公平の結果に陥る虞があるから特に本條の規定を設けたのである。

第六百九十二條

第五百三十三條の雙務契約同時履行の原則は前條の場合に之を

第五百三十三條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六百九十三條

死亡カ定期金債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタルトキハ裁判所ハ債權者又ハ其相續人ノ請求ニ因リ相當ノ期間債權ノ存續スルコトヲ宣告スルコトヲ得前項ノ規定ハ第六百九十一條ニ定メタル債權ノ行使ヲ妨ケス

當て條むるのである、即ち定期金の債務者は定期金の元本を返還するの義務を負ひ相手方は受取つた定期金の中より元本の利子に相當する額を差引きて殘額を定期金債務者に返還しなければならぬのであるから雙方義務を負ふものである、従つて一方が其義務を履行するも他の一方が自己の義務を履行しない様なことがあつてはならぬから本條の規定に依り一方が義務の履行を提供するまでは他方も其履行を拒むことを得ることとしたのである。

第六百九十三條

終身定期金契約は自己、相手方又は第三者の死亡に至るまで効

力あるものであるから債務者は此等の人の死亡を間接直接に速めて其債務の年限を短縮せんとするの企てをすることもあるかも知れないのである。(實際上自己の終身間の定期金債務の場合には自己が之を短縮する爲めに死亡することは極めて稀であるであらう)斯る場合に此等の人の死亡が定期金債務者の故意又は過失によりて生じたときには裁判所は定期金の債權者又は其相續人の請求により相當の期間尙ほ其債權の存續することを宣告し得るのである、即ち債務者が死亡の原因を與へなかつたならば其人が普通に生存すべき年齢を測定して、其間を以て相當の期間と見るの

である。
 前項の場合には契約不履行の一つの場合であるから第六百九十一條を適用し得るのであるけれども其計算甚だしく複雑となり且つ相當の期間だけ存続するものと見る場合よりも債権者（又は其相續人）を保護するの點が薄くなることもあるから特に本條を設けたのである、乍併債権者又は其相續人の希望によりて第六百九十一條に定めたる権利を行はんとする時には別に差支がないのである。（併し無償なる定期金契約の場合には返すべき元本がないから第六百九十一條を適用する場合を生じない、従つて前項によりてのみ保護せらるゝことと爲るのである）。

第六百九十四條 終身定期金契約の規定は凡て終身定期金の遺贈に準用するのである、遺贈は遺言者一人の意思で或物を贈與するのであるから契約と其性質を異にするものであるが、終身定期金の遺贈と終身定期金契約とは其實質は異ならぬのであるから其規定を異にすべき何等の必要がないのである、それ故に本節の規定は凡て遺贈の場合にも準用するのである。

第十四節 和解

和解とは當事者が互に讓歩をして其間に存する争を止むる契約である、此契約は諾成不要式で且つ互に讓歩するが故に有償で雙務である、こゝに争と云ふのは私権關係に付き當事者雙方が互に反對の主張をすることである、和解は此反對主張を相互に讓歩させて一致せしむるのである、和解は裁判と共に争を決するものであるが一は戦争的の處決で他は平和的の處決である、故に和解は當事者間の關係を滑かにして争を決し得るのみでなく費用と時日を節約する點に於ても訴訟に比して莫大の利益があるものであるから多少の不利益なる條件を以てしても結局和解の方が得策であるのである、故に民事訴訟法に於ても裁判官は何時でも和解を試み得るの權を與へたのである。
 和解に似て非なるものは仲裁である、仲裁は争ある當事者間に於て第三者を指定し其者をして當事者の關係を定めしむるのであるが其定め方は互の讓歩を必要としないのである。

第六百九十五條 和解は其當事者が互に讓歩を爲して其間に存する所の争を止むることを約するによりて其效力を生ずる契約である、即ち和解の要素は第一に争

第六百九十四條
 本節ノ規定ハ終身定期金ノ遺贈ニ之ヲ準用ス

第六百九十五條
 和解ハ當事者カ互ニ讓歩ヲ爲シテ其

同ニ存スル争ヲ止ムルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス

を決議すること、第二互に譲歩することである。其一つを缺けば民法に云ふ和解にはならぬのである。先づ争なき場合に互に譲歩するも和解ではないと云ふのは例へば債務者が辨済期に辨済をし得ない場合に擔保を供して若干の猶豫期間を乞ふが如き之れである、普通の有償契約は大抵譲歩するけれども争を決するのでないから和解ではないのである又争を決するも互に譲歩しなければ和解ではないと云ふのは例へば訴訟をして争を決するが如きは和解でないのみならず和解に反するものであるのは互に譲歩しないからである、又原告が訴の取下げを爲し被告が原告の権利の認諾をしたる時は訴訟は終局するけれども一方の譲歩のみであるから和解ではない。和解の前提たる争は訴訟たるを要しない法廷外の争でも尙和解の目的となるのである、其實質が當事者の意思を以て左右し得べき私法上の権利關係に就て生じた争であれば如何なる争でも和解の目的となり得るのである、又互に譲歩するを要するけれども其譲歩の程度には制限がない一方は大譲歩を爲し他方は小譲歩をしても又雙方同程度の譲歩をしても結局争を止むれば和解である。

第六百九十六條 當事者ノ一方カ和解ニ依リテ争ノ目的タル權利ヲ有スルモノト認メラシ又ハ相手方カ之ヲ有セサルモノト認メラシタル場合ニ於テ其者カ從來此權利ヲ有セザリシ確證又ハ相手方カ之ヲ有セシ確證出テタルトキハ其權利ハ和解ニ因リテ消滅シタルモノトス

第六百九十六條 當事者が互に譲歩をして其間に存在する争を止めた場合即ち和解契約が成立した場合に於ては以後其和解によつて定まつた權利關係は確定して動かないものである、即ち當事者間に於て或權利に付き争を生じた場合に和解が成立して當事者の一方が其權利を有するものと認められ又は相手方が其權利を有せざるものと認められた場合に於ては後になつてから其有すると認められた一方が此權利を有しなかつたと云ふ確證が出て又は有しないと認められた相手方が此權利を有したのであつたと云ふ確證が出ても其和解の效力により其權利は其者に移轉し又は其者に消滅したものと見て和解契約で定めたる處は毫も動かすことが出来ぬのである、和解契約の效力に關して認定的又は創設的等の語がある、認定的と云ふのは和解は當事者たる甲若くは乙に新に權利を與へるのではない此等の者が最初から有つて居る權利に争があるから和解の方法で實際其權利は甲若くは乙のであると云ふ事を明確に認定してやる丈の效力があると謂ふのである、又創設的效力とは和解は當事者の爲に新に權利を作つてやるので最初に之を有して居たかどうかは問はないのである、即ち權利を創設するの效力があると云ふのである、夫故に認定的效力があると

すれば例へば和解によつて甲は乙に對し千圓の債権があるとされた時に後に至り八百圓の債権はあるが二百圓は辨済されたと云ふ證據が出たときは二百圓は効力がない事となる、乍併若し創設的の効力があるとすれば甲の千圓の債権は和解に依て新に設けられたものと看做されるから二百圓の辨済の有無は問題にならぬこととなるのである、又甲が乙に對し百圓の債権を有すと主張し乙は之を争つた後遂に和解となり甲は五十圓の権利があることと定まつた後に甲が百圓の債権を有せし確證が出たときは其拋棄したる部分は和解の消滅的効力に依て消滅したものと云ひ得るのであるから最早如何ともすることが出来ぬのである、即ち此消滅的効力も創設的効力の一つである。

我民法は原則としては和解に認定的の効力を與へ例外として若し有すると認められた権利を其者が有しなかつた場合又は有しないと認められた権利を其者が實際は有せし確證が出た場合には其権利は和解に依て其者に移轉し又は消滅したものとされ即ち創設的効力を加味して居るのである、かくしなければ和解の効力は實に薄弱のもので終るのである。

第三章 事務管理

事務管理とは義務なくして他人の爲めに他人の事務を管理することを云ふのである、契約に依りて他人の事務を管理するは受任者の義務である、法律の規定に依り他人の事務を管理するのは法定代理人の義務である、此等は皆其委任又は代理等の規定により權利義務が定まるのであるが事務管理は契約に依らず法律の規定に依らずして他人の事務を管理するのであるから本章に於て其規定を設けたのである。

他人の事務を管理する者を管理者と云ひ其事務を管理せらるる者を本人と云ふのである、即ち事務管理は本人と管理者との間に種々なる權利義務の關係を生ずるものである、今條文の説明に入る前に其權利義務の大略を述べれば、

第一、事務管理者の義務。

一、管理者は最も本人の利益に適すべき方法を以て、管理を爲すの義務がある。

二、管理者が一旦始めた管理は本人が管理を爲し得るまで之を續けてやる義務がある。

三、管理者が本人の爲めに受取つたものは本人に引渡し管理の状況は本人に報告するの義務があるのである。

第二、本人の義務。

一、管理者が本人の爲めに有益なる費用を出したるときは本人は之を償還しなければならぬのである。

二、管理者が本人の爲めに有益なる債務を負担したるときには本人に於て之を辨済し又は擔保を供しなければならぬ。

以上は事務管理に關する權利義務の大略である、以下條文に付いて詳しく説明をして見やう。

事務管理、不當利得及び不法行為は契約と同じく我民法上に於ける債權發生の原因である、而して契約は私法上の効果を生ぜしむることを目的とする當事者の意思を基とするのであるが事務管理及び不當利得等は公平の觀念を基礎とす

るのである、或立法例は此二者を契約に準すべきものとするものもある、不法行為は有責不法の行為を爲したる加害者をして其結果に付き責を負はしめ被害者を保護するものである。

一 管理者の義務

第六百九十七條 義務がないのに他人の爲めに事務の管理を始めた者即ち事務管理者は其事務の性質に従ひ最も本人の利益に適する様な方法によりて其事務を管理するの義務があるものである、管理者には元々何等の義務がないのに勝手に本人の事務を管理するのであるから本人に不利益なる方法によりて事務を管理したならば人は甚だ迷惑する所である、夫故に其事務の性質に従ひ最も本人の利益なりと考へらるゝ方法によりて管理しなければならぬのである。

本人の利益に適すべき方法によると所謂善良なる管理者の注意によるとは其程度に如何なる差があるかと云ふに夫れは全く差異がないのである、然るに特に本條には最も本人の利益に適する云々の語を用いたのは事務管理に於ては第四百條第六百四十四條等の場合と異なり其處理する事柄の目的が一定して居らない、従つて管理す

第六百九十七條 義務ナクシテ他人ノ爲メニ事務ノ管理ヲ始メタル者ハ其事務ノ性質ニ従ヒ最も本人ノ利益ニ適スヘキ方法ニ依リテ其管理ヲ爲スコトヲ要ス 管理者ガ本人ノ意思ヲ知リタルトキ又ハ之ヲ推知スルコトヲ得ヘキトキハ其意思ニ從ヒテ管理ヲ爲スコトヲ要ス

事務も種々のものが包含せられて居るから其性質に従ひ本人の利益に適する方法を選定せねばならぬのであるから其注意の程度を廣く明かに一般に定めたまで、あ
る、結局は善良なる管理者の注意と同一程度なることを表はさんが爲めである。
前項の場合には其事務に關する本人の意思が不明なる場合の規定であるから其事務の
性質から推して最も本人の利益になる様にするのであるが若し本人の意思を知るこ
とが出来たらば其意思に従ふのは最も正當であるから管理者が本人の意思を知つ
たとき又は本人の意思を推し測ることが出来る場合には其本人の意思に従つて管理
せねばならぬのである、(本條は事務管理の意義と管理者の第一の義務とを定めたの
である)。

第六百九十八條
管理者が本人の身
體、名譽又は財産
ニ對スル急迫ノ危
害ヲ免レシムル爲
メニ其事務ノ管理
ヲ爲シタルトキハ
惡意又ハ重大ナル
過失アルニ非サル

第六百九十八條 管理者が本人の身體、名譽又は財産に降りかゝつて来る急迫な
る危害を免れしむる爲めに其事務を管理したのであつた場合に本人に損害を生じて
も其損害が管理者の惡意に出たのでもなく又其重大なる過失に出でた場合でもなけ
れば其賠償の責任を負はないのである、言を換へて云へば本人に損害を生じた場合
には管理者の惡意又は重大なる過失によりたる時のみ管理者に責任があるのである

ハ之ニ因リテ生シ
タル損害ヲ賠償ス
ル責ニ任セス

例へば或人が溺死せんとする場合に之を救はんが爲めに其衣服を破りたりとするも
惡意に破りたるか重大なる過失によつて破つたのではないならば管理者は責を負はな
いのである、財産、名譽に付いても同じである、之は前條に規定した管理者の義務
を本條の如き特別の場合に輕くして可成事務管理を獎勵して人の危害を救はせんと
したのである、若し危害ある場合にも普通の場合の如く重き責任を管理者に負はし
むるときは義務なきに重き責任を負ふて迄も事務管理をするものは殆んどなくなる
からかゝる規定を設けたのである。

第六百九十九條
管理者ハ其管理ヲ
始メタルコトヲ遲
滯ナク本人ニ通知
スルコトヲ要ス但
本人カ既ニ之ヲ知
レルトキハ此限ニ
在ラス

第六百九十九條 他人の事務の管理を始めたものは其事を遅滯なく本人に通知す
るの義務があるのである、元來事務管理は已むを得ない場合に生ずるものであるか
ら之を保護し又は獎勵することは必要であるには相違ないが往々本人に於ては管理
者其人に對し若くは其管理の方法に對し不満足であつて他人に委任し又は他の方法
を取りたいと思ふことがあるであらふ、夫故に本人は可成速かに何人が自分の事務
を管理して居るかを知らねばならぬのである、之れ管理者に通知の義務を負はしめ
た所以であるから若しも本人が已に之を知つて居るならば重ねて通知するには及ば

第七百條 管理者ハ本人、其相續人又ハ法定代理人カ管理ヲ爲スコトヲ得ルニ至ルマテ其管理ヲ繼續スルコトヲ要ス但共管理ノ繼續カ本人ノ意思ニ反シ又ハ本人ノ爲メニ不利ナルコト明カナルトキハ此限ニ在ラス

ないのである。

第七百條 事務監理者は本人其相續人又は法定代理人が管理をすることが出来るまで其管理を繼續しなければならぬのである、之れは事務管理者の第二の義務である、事務管理は義務のない者が之を始めるのであるが一旦始めた以上は之を繼續しなければならぬので中途にして打ち捨てるが如きことがあつてはならぬのである、なせなれば若し初めより其者が管理しなかつたならば親切なる他人が適當の管理をなすべく又は管理に全く著手しなかつたなれば損害少きに之を生なか始めて中途に中止した爲めに却て大なる損害を生ずることもある、夫故に一旦管理を始めた以上は之を繼續するの義務があるのである、乍併此規定は本來本人の利益を計るのであるから其管理を繼續することが本人の意思に反する場合又は本人の不利なる場合に於ては之を繼續するの義務がないのみならず寧ろ之を中止せねばならぬのである。

第七百一條 第六百四十五條乃至第六百四十七條ノ規

第七百一條 第六百四十五條乃至第六百四十七條の規定即ち委任に關する規定は事務管理に之を準用するのである、即ち管理者は本人の請求に應じて管理の狀況の

定ハ事務管理ニ之ヲ準用ス

報告を爲し又管理終了の後は遅滞なく其顛末を報告しなければならぬ、又管理者は本人のために受取つた金錢其他の物を引渡し本人のために自己の名義を以て得たる權利は之を本人に移轉しなければならぬ、又管理者が本人に屬すべき金錢を自己の爲めに消費したならば其消費した日以後の法定利息を支拂ひ尙其外に損害があるならば之をも賠償しなければならぬのである。

二 本人の義務

第七百二條 管理者カ本人ノ爲メニ有益ナル費用ヲ出シタルトキハ本人ニ對シテ其償還ヲ請求スルコトヲ得メニ有益ナル債務ヲ負擔シタルトキハ第六百五十條第二項ノ規定ヲ準用ス 管理者カ本人ノ意思ニ反シテ管理ヲ爲シタルトキハ本

第七百二條 管理者が本人の爲めに有益なる費用を出したときは本人に對して其償還を請求することが出来るのである、例へば管理者が本人の家に適當なる修繕を加へた場合に於ては本人に對して其修繕費の請求をすることが出来るのである、乍併管理者が過分の費用を掛けたならば其適當である範圍内のみの償還を求むることが出来るのである、委任の場合に於ては委任事務を處理するに必要と認むべき費用と云ひ本條は本人の爲めに有益なる費用と云ふて居る、夫故委任の場合には事實上必要であることを要しない普通に必要と見ゆる場合であればよいのであるから後日の結果より見て有益

人カ現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テノミ前二項ノ規定ヲ適用ス

でないものであるが事務管理の場合には後の結果より見て眞に有益でなければならぬのである、有益なる費用とは所謂有益費の意味ではない廣く有益なる費用を含むので所謂必要費も此中に入れられてあるのである、尙ほ委任の場合には受任者の出した費用の利息をも請求することが出来るが事務管理に於ては費用のみで利息は許さぬのである、管理者が本人の爲めに有益なる債務を負担したときは第六百五十條第二項委任に關して定むる所を準用して本人をして辨済を爲さしめ又債務が辨済期に至つて居らないときには相當の擔保を供せしむることが出来るのである、「有益」の説明は前項と同じである。

本人が管理者に對して反對の意思を表示しない場合即ち其管理を望む場合は以上述べた如く委任と略ぼ同様であるが若し管理者が本人の意思に反して管理をしたのであつたとすれば前の如き保護を管理者に與ふる理由がなく却て管理者の行爲に對して本人を保護する必要があるのである、夫故に法律は只本人をして不當に利息を得せしめない丈けにして即ち本人が現に利益を受けて居る限度に於てのみ前二項の規定を適用すべきものとして其他の求償を管理者に許さぬこととしたのである、例へば

管理者が本人の或る物に對し有益なる費用を加へた場合若しくは其物の爲めに有益なる債務を負担した場合等に於て其物が已に償還請求の際には存在して居ないとき即ち現在に於ては本人は何等の利益を得て居らぬ其費用を償還する必要がなく又債務を辨済する責がないのである、但し其物が現に存在せずとは天災等によりて滅失したる場合を指すので本人が若し其物を賣つた場合等には其代價は本人のものとなつて居る故其額丈けの利益は存在して居ると云はねばならぬのは勿論である。

第四章 不當利得

不當利得と云ふのは法律上何等之を受くべき原因がないのに他人の財産又は義務に因つて利益を受け而も其爲めに他人に損失を及ぼした事實を云ふのである、夫故に不當利得がある爲めには次の如き三箇の條件が必要である。

- 第一、他人の財産又は義務に因りて利益を受けたること。
- 第二、他人に損害を及ぼすこと、他人の財産又は義務により如何に大なる利益を得ても他人に損害を及ぼさないならば責任はないのである。

第三 法律上の原因なきこと、法律上の原因があれば権利の行使であるから如何に他人に損害を加へても責任はないのは勿論である。

第七百三條 法律上の原因なく即ち何等の謂はれなく他人の財産又は勞務に因り利益を受け之が爲めに他人に損失を及ぼしたる者は其利益の存して居る限度に於て之を返還する義務があるのである、即ち不當の利得者は其受けて居る利益の限度に於て其利益を返さなければならぬのである、利益があつても他人に損害を及ぼさなければ返還する義務がない、他人に損害を及ぼしても自己に利益があつても正當の理由があれば又利益返還の義務がないのである、例へば自己の所有地に高き建築物を築造し隣地の庭園を一目に瞰下ろす事が出来る様になつた爲め其土地の價を高めたとするも庭園の景色は見られて損害を受けるものでないから隣地者から賠償を求められる心配はない、又甲は乙から金千圓を受取つたとすれば乙は千圓を損し甲は千圓を得得したのであるが若しこれが借金を返したものとすれば立派の原因があるので少しも不當に利得した點がないのである。

第七百三條 法律上の原因なく即ち何等の謂はれなく他人の財産又は勞務に因り利益を受け之が爲めに他人に損失を及ぼしたる者は其利益の存して居る限度に於て之を返還する義務があるのである、即ち不當の利得者は其受けて居る利益の限度に於て其利益を返さなければならぬのである、利益があつても他人に損害を及ぼさなければ返還する義務がない、他人に損害を及ぼしても自己に利益があつても正當の理由があれば又利益返還の義務がないのである、例へば自己の所有地に高き建築物を築造し隣地の庭園を一目に瞰下ろす事が出来る様になつた爲め其土地の價を高めたとするも庭園の景色は見られて損害を受けるものでないから隣地者から賠償を求められる心配はない、又甲は乙から金千圓を受取つたとすれば乙は千圓を損し甲は千圓を得得したのであるが若しこれが借金を返したものとすれば立派の原因があるので少しも不當に利得した點がないのである。

の價があつても返還の際には八十圓の價しかなければ八十圓だけ返還すればよいのである、なせなれば不當利得の規定は不當に利得することを防ぐ爲めで、決して相手方の損害全部を賠償させる爲めではないからである。

第七百四條 無意ノ受益者ハ其受ケタル利益ニ利息ヲ附シテ之ヲ返還スルコトヲ要ス尙ホ損害アリタルトキハ其賠償ノ責ニ任ス

第七百四條 前條に規定する受益者の返還の義務は受益者が眞に之は自分の受くべきものと信じて受けた時即ち善意なる場合であるか若し受益者が之は自分で受くべきものではないと云ふ事を知つて居た時即ち悪意であつたならば受益者が受けた利益に利息を付して返還しなければならぬのである、何となれば受益者が悪意である場合には不當利得の外に不法行為をなしたるものであるから相手方に加へた損害は不法行為の原則に従ひ賠償しなければならぬのである、而して一般不法行為の規定に依る時は其損害額の定め方が漠として居るから本條を設けたのである、故に年五分の割合の利息を付け受取つた利益と共に返還しなければならぬ、尙其外に損害があつたならば其損害をも賠償しなければならぬのである。

第七百五條 債務を辨濟すると云ふて他人に金錢其他の物の給付を爲し(勞務も含む)たる者が其當時自己に實際は債務がない事を知つて居つたならば其給付した

第七百五條 債務ノ辨濟トシテ給付ヲ爲シタル者カ其

當時債務ノ存在セ
サルコトヲ知リタ
ルトキハ其給付シ
タルモノノ返還ヲ
請求スルコトヲ得
ス

第七百六條 債務
者カ辨濟期ニ在ラ
サル債務ノ辨濟ト
シテ給付ヲ爲シタ
ルトキハ其給付シ
タルモノノ返還ヲ
請求スルコトヲ得
ス但債務者カ錯誤
ニ因リテ其給付ヲ
爲シタルトキハ債
權者ハ之ニ因リテ
得タル利益ヲ返還
スルコトヲ要ス

もの、返還を請求することが出来ないものである、此場合には債務は存在しないのであるから純然たる辨濟ではないけれども給付者は之を知つて居る以上は其者は給付より生ずる利益を相手方に與へやうとするもの即ち一つの贈與をする考であつたものと看做さねばならぬ、夫故に辨濟者は後になつて債務が前になかつたから受益者は不當に利得したと云ふ理由の下に一旦給付したるものの返還を求むることは出来ないこととしたのである。

第七百六條 債務者が辨濟期に至らない債務の辨濟として給付をした場合には其給付したものの返還を請求することが出来ない、元來辨濟期の來ない債務は存在しては居るが未だ辨濟する必要がないのである、然るにも拘はらず辨濟をなしたのであるから不當利得の原則からして辨濟者は取戻すことが出来る筈であるが若し之を取戻すことが出来るとしたならば當事者間に甚だ複雑なる權利關係を生ずるのみならず一般に辨濟期は債務者の利益のために定めたものと見らるゝのであるから此場合には債務者は期限の利益を拋棄したものと云ふことが出来るのである、若し其辨濟期が債權者の利益の爲めに定めたるものとしても其辨濟を異議なく受けたならば

矢張り期限の利益を拋棄したものと云ふ事が出来るので、何れにしても辨濟期前の辨濟は有効と見なければならぬのであるから債務者は之を取戻すことが出来ないこととなしたのである、乍併債務者が錯誤によりて辨濟を爲したときは債務者には實際は辨濟するの意思がないのであるから債權者が之を受取れば不當に利得したことになるから其利益を返還しなければならぬのである、而して若し債權者が善意であれば利益の存する限度(第七百三條)に於て若し又悪意であれば之に利息を附し尙損害があれば其損害をも返さねばならぬのである。

第七百七條 債務
者ニ非サル者カ錯
誤ニ因リテ債務ノ
辨濟ヲ爲シタル場
合ニ於テ債權者カ
善意ニテ證書ヲ毀
滅シ、擔保ヲ拋棄
シ又ハ時効ニ因リ
テ其債權ヲ失ヒタ
ルトキハ辨濟者ハ
返還ノ請求ヲ爲ス
コトヲ得ス
前項ノ規定ハ辨濟

第七百七條 債務者でない者が錯誤に因りて債務の辨濟を爲した場合に債權者は錯誤のあるを知らずに正當の辨濟であると信じて之を受取り其債權の證書は最早以後は不用なりとして之を毀滅し其債權の擔保となつて居た質權抵當權等も拋棄し又其債權に付いて消滅時効が完成せんとするのをも中斷しないで居つて終に債權を失ふに至つたときには辨濟者は其辨濟したものの返還を請求することが出来ないものである、理窟から云へば自己に債務の無い者が誤つて辨濟したのであるから其爲した辨濟は之を取戻すことが出来る筈ではあるけれども債權者は正當の辨濟なりと信

者ヨリ債務者ニ對
スル求償權ノ行使
ヲ妨ケス

じて之に満足した爲めに眞の債權者くは其擔保を失ふに至つたのであり而も之を返したならば其後には回復すべからざる不利益を受くることと爲るのであるから此場合には過失ある辨濟者よりも寧ろ事情の憐むべき債權者を保護する必要があるのである、これ本條に於て特に其辨濟を以て有效と爲し以て辨濟者に於て返還を求むることが出來ないこととした所以である。

乍併辨濟者が錯誤に因りて辨濟をした爲めに眞の債務者が債務を免れ不當に利益を得ることは許せないから本條第二項に於ては辨濟者は債務者に向つて自分の爲した辨濟の償ひを求むることが出來ることとして辨濟者保護の途を設けてあるのである、此場合債務者に資力がないならば實際は辨濟者の損失となるのであらふ、之れ已むを得ない事である。

第七百八條 不法ノ原因ノ爲メ給付ヲ爲シタル者ハ其返還ヲ請求スルコトヲ得ス但不法ノ原因カ受益者ニ付

第七百八條 不法の原因の爲めに給付をなしたる者は其給付したるもの返還を請求することが出來ないのである、不法の原因の爲めに給付するとは公の秩序又は善良の風俗を害すべき原因よりして給付することである、例へば甲を殺すと云ふ約束で乙は丙に金千圓を與へたとか又は殺人の爲めに刀劍を貸與したとか贈賄の爲めに

テノミ在シタルト
キハ此限ニ在ラス

に金品を官吏に贈つたとか賭博で敗者が勝者に金を拂つた等の場合に其給付者は給付したものの返還を求むることが出來ないのである、何となれば不法の原因による給付者は其返還を求めんとするには自分の目的とした不法の行爲を述べて法律の保護を請はねばならぬのであるが法律は不法の行爲をした者を保護すべきものでないから此返還の請求は許されぬのである。

乍併不法の原因が受益者のみに存して居つた場合には之を與へた者には不法がないから法律の保護を受け其取戻が出來るのである、例へば相手方の詐欺脅迫等によりて給付した場合には給付者に不法の原因がないから返還を請求し得ることは勿論である。

第五章 不法行爲

不法行爲と云ふのは故意又は過失によりて他人の權利を侵害し損害を生ぜしめたる行爲である、而して法律は損害を受けた者をして加害者に其賠償を求めるところを許してあるから不法行爲は債權發生の一つの原因であるのである、元來債

務の不履行も廣く云へば一つの不法行為には相違ないが不履行の事は別に規定があつてこゝに云ふ不法行為中には含まれぬのである、不法行為の成立には左の如き要素を要するのである。

第一、他人の権利を侵害する行為であること。

他人の権利を害する行為でなければ如何に他人に損害を加ふるも不法行為ではないのである、而して其権利は對人権たる債權又は親族權以外の所謂對世權即ち一般人に對抗し得る權利でなければならぬ、なせなれば債權、親族權等の如き特定した人に對する權利に於て其義務者たる對手人の義務違反は債務の不履行又は親族法上の義務の違背で民法に所謂不法行為ではないからである。

第二、故意又は過失に因りたること。

行為に對し故意又は過失があれば其結果に對する責任は免るゝことが出来ないものであるけれども故意も過失もない動作は眞の行為ではないから假令他人の權利を侵害しても責任がないのである。故意とは行為の結果を豫見し之を希望し又は少くとも結果を認許したる状態である、過失とは結果を豫見すること又は之を防止することが出来るのに不注意の爲めに之を豫見せず又は豫見しても之を防止しない状態である、こゝに注意とは、一般に善良なる管理者の注意即ち其場合に應じて普通十人並の人が爲すべき相當の注意を云ふのである。

第三、他人に損害を生せしめたること。損害は金銭に見積り得るものに限らず凡ての有形無形の利益の喪失を指すのである。

以上は不法行為の概念であるが以下條文に付いて述べやう。

第七百九條

故意又は過失に因つて他人の權利を侵害した者は其爲めに其他人に生じた損害を賠償する責任があるのである、英國法では損害がなくも權利の侵害があれば賠償の責任があるものとしてあるが、我民法は權利侵害と共に損害が生じなければ賠償責任がないのである、乍併損害とは有形のものに限らず無形のものをも含むので感情を傷けられたる苦痛の如きも亦此中に含むのであるから其範圍は廣いのである、本條に對し明治三十二年の法律第四十號に於て失火の場合には故意又

第七百九條 故意
又ハ過失ニ因リテ
他人ノ權利ヲ侵害
シタル者ハ之ニ因
リテ生シタル損害
ヲ賠償スル責ニ任

は重過失即ち重大なる過失がある場合でなければ通常の過失に對しては賠償の責任がないこととなして失火者の責任を軽くするの例外規定を設けたのである。これは日本の如き木造家屋は類焼が甚たく損害額が多いから通常の過失の責任を負はすとせば過失者は爲めに家産を傾け終に路頭にも迷ふに至るから此點を參酌してかくは定めたのである。

第七百十條 他人ノ身體、自由又ハ名譽ヲ害シタル場合ト財産權ヲ害シタル場合トナ間ハ前條ノ規定ニ依リテ損害賠償ノ責任スル者ハ財産以外ノ損害ニ對シテモ其賠償ヲ爲スコトヲ要ス

第七百十條 他人の身體自由又は名譽を害したる場合と財産權を害したる場合とを問はず前條の規定に依つて損害賠償を爲すの責任ある者は財産以外の損害に對しても其賠償をしなければならぬのである。例へば不法に他人の自由を束縛し其者の職業に依りて得べき利益を失はしめたときは財産上の損害を受けたのであるから賠償を請求することが出来るのは勿論であるけれども尙自由拘束の爲めに不愉快を招いたとすれば之に對しても其賠償を請求し得るのである。

第七百十一條 他人ノ生命ヲ害シタル者ハ被害者ノ父母、配偶者及ヒ子ニ對シテハ其財産

第七百十一條 他人の生命を害したる者は被害者の父母、配偶者及び子に對してはそれ等の者の財産權を害しなかつた場合であつても損害の賠償をしなければならぬのである。生命を害せられた人は死んで居るから損害賠償の請求權を取得することとは出來ぬ、従つて其相続人も亦未だ先代の權利とならなかつた賠償請求權を相続する筈はない而も又相続人は被相続人の生命に付いては權利あるものではないから何れより云ふも此場合には生命權を害せられた爲め直接に財産上の損害賠償の請求權を發生せぬのであるけれども被害者の死亡に關しては其父母配偶者及び子は實際には有形、無形には間接に最も多くの損害を受けるものである。例へば死者の爲めに養はれて居た者は最早其扶養を受けることは出來ぬ又近親の者に死なれた者は非常の悲哀苦痛を受けるのである。夫故に生命侵害は右の如くそれ自體に於ては損害賠償請求の原因にならぬとしても此等の人々に對しては其蒙むつた損害を賠償してやらねばならぬのである。これ本條が被害者の父母配偶者及び子に對し其受けたる有形無形の損害即ち養料を受くることの出來ぬ損害又は苦痛を受けた損害等を皆金錢に見積つて其賠償を求めんことを許した所以である。

(或人が生命を害された爲めに自分の財産を害せられたる場合に於ては其害せられたる人の何人たるを問はず其財産上の損害に付いて加害者に賠償を請求し得るは勿論である。夫れは此條でなく前の條文より來るのである)。

第七百十二條 未成年者か他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ其行爲ノ責任ヲ辨識スルニ足ルヘキ知能ヲ具ヘサリシトキハ其行爲ニ付キ賠償ノ責任セス

第七百十三條 心神喪失ノ間ニ他人ニ損害ヲ加ヘタル者ハ賠償ノ責任セス但故意又ハ過失ニ因リテ一時ノ心神喪失ヲ招キタルトキハ此限ニ在ラス

第七百十二條 未成年者が他人に損害を加へた場合に其者が其行爲の是非善惡を知り分けること即ち責任を辨識することが出来る程の知能の力がないときには其行爲に付いて賠償の責任がないのである。凡そ人の知能は次第に發育するもので未成年者は未だ善惡を區別し得るほどにならない者が多い、而して善惡の辨別心もない様なものは眞に意思と云ふものがなく意思なき舉動は行爲でないから假令其者が他人に損害を加へても賠償の責任を負はせることの出来ぬのは明かである。

第七百十三條 心神喪失の間即ち通常の精神を失つて居るときに他人に損害を加へた者は損害賠償の責任がないのである、何となればかゝる者も意思がないからである、但し加害者が故意又は過失に因りて一時心神喪失を招いた場合には責任があるのである、例へば多量の酒を呑み泥醉せる場合の如きは故意に出たのか左なくも過失に出でたと云ふ事だけは認めねばならぬ、酒は少しく注意すれば泥醉迄に至るものではないのである、それ故に此場合に他人に損害を加ふれば賠償は免かれぬのである、乍併故意又は過失によりて心神喪失しても其結果一時でなく長く繼續する場合には其間に爲した損害は責任に任じないのである、酒の爲めに終に狂者と爲つた場合の如きは其責任がないのである、禁治産者も本心に復した間にした行爲に付いては責任を負はねばならぬ禁治産の宣告なきも心神喪失者が爲せる行爲は責任を負はないのである。

第七百十四條 前二條ノ規定ニ依リ無能力者ニ責任ナキ場合ニ於テ之ヲ監督スヘキ法定ノ義務アル者ハ其無能力者カ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責任ニ任ズ但監督義務者カ其義務ヲ怠ラサリシトキハ此限ニ在ラス監督義務者ニ代ハリテ無能力者ヲ監督スル者モ亦前項ノ責任ニ任ズ

第七百十四條 前二條の規定に依つて無能力者に責任がない場合には此等無能力者を監督すべき法律上の義務ある者、例へば未成年者に對して親權を行ふ父又は母又は後見人禁治産者を監督する後見人等に於て其無能力者が第三者に加へたる損害を賠償しなければならぬのである、乍併此義務は無能力者たる他人のした不法行爲に付いて自分が責任を負ふのではない其監督を怠つたと云ふ自分の監督義務の不盡に對して責任を負ふのであるから若し其監督を怠らなかつたと云ふ證明が立てば監督者に賠償の義務がないのである。監督義務者に代つて無能力者を監督する者、例へば未成年者の學校長、癡癪者の病院長等は父母後見人等に代りて監督するものである、此等の人々も前項に述べたと同一の義務を負ふものである、校長病院長等と父母後見人との間には多くは特別

の關係があるが被害者に對しては二者同じく責任があるから被害者よりは
何れに對しても賠償の請求をすることが出来るのである。

第七百十五條 或事業を爲すために他人を使用する者は被用者が其事業を行ふ爲
めに第三者に損害を加へたならば使用者は自から其損害を賠償する責任があるの
ある、但し使用者が被用者を選任するに付き相當の注意を爲し及び其事業を行ふに
付き相當に監督上の注意をしたのに拘はらず損害を生じたとき又は注意をして
損害の生ずるは免るゝことが出来なかつたときには損害賠償の責任がないのである
例へば車夫が車を曳く際に路人に損害を加へたる時は車夫のみならず主人も其賠償
の責任を負はねばならぬのである、併し主人の責任は選任及監督に付いての自己の
責任であるから其選任及監督に付いて相當の注意をしたにも拘はらず損害を生じた
のであつたならば監督選任に付いて注意を怠りたるものでないから其證明が立つな
らば賠償責任がないのである。

第七百十五條 或
事業ノ爲メニ他人
ヲ使用スル者ハ被
用者カ其事業ノ執
行ニ付キ第三者ニ
加ヘタル損害ヲ賠
償スル責ニ任ス但
使用者カ被用者ノ
選任及ヒ其事業ノ
監督ニ付キ相當ノ
注意ヲ爲シタルト
キ又ハ相當ノ注意
ヲ爲スモ損害カ生
スヘカリシトキハ
此限ニ在ラス
使用者ニ代ハリテ
事業ヲ監督スル者
モ亦前項ノ責ニ任
ス
前二項ノ規定ハ使
用者又ハ監督者ヨ
リ被用者ニ對スル
賠償權ノ行使ヲ妨

商店の番頭は丁稚の選任監督の責を負はねばならぬのである。

前二項に規定する所は使用者又は監督者より被用者に對して賠償權を行使して
いのである、即ち使用者監督者は損害賠償を第三者に對して爲したる場合に被用者
に對して其損害賠償額に相當する丈の債を求め得るのである、之れは若し使用者
監督者が賠償をする場合でも被用者は全く無責任となるべき等がないからである、
併し此被用者使用者等の間は委任其他の關係で定つて居るのであるから、夫々其規
定に従ふべきである。

第七百十六條 請負契約に於ては已に前に述べた如く請負人と注文者とは別箇獨
立の地位にある者である、即ち注文者は其仕事の結果を目的とするもので其方法は
更に問はないから其間に雇人等の關係はない、夫故に請負人が其仕事をして居る間
に第三者に損害を加へた場合には注文者には其損害を賠償するの責任がないのであ
る、但し若し仕事の注文又は指圖に付いて注文者に過失があつた場合には注文者が
其責に任じなければならぬのは勿論である、例へば辻車を雇ひ甲地より乙地に至る
場合には一つの請負契約であるが乗客が急ぎの爲め特に疾走すべきことを命じ路人
の非常に雑沓する場所をも注意を與へずして只管先きを急ぎ其爲め他人に損害を加

第七百十六條 注
文者ハ請負人カ其
仕事ニ付キ第三者
ニ加ヘタル損害ヲ
賠償スル責ニ任セ
ス但注文又ハ指圖
ニ付キ注文者ニ過
失アリタルトキハ
此限ニ在ラス

ケス

へた場合には之れ其仕事の注文及び指圖に付いて過失があるのであるから乗客は其責任を負はなければならぬのである、併し此場合にも車夫は固より責任を免れるのではないから被害者は兩人中何れか一人に向つて賠償を請求することが出来るのである。

第七百十七條 土地の工作物の設置又ハ保存ニ瑕疵アルニ因リテ他人ニ損害ヲ生シタルトキハ其工作物ノ占有者ハ被害者ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ス但占有者カ損害ノ發生ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ爲シタルトキハ其損害ハ所有者ノ賠償スルコトヲ要ス
前項ノ規定ハ竹木ノ栽植又ハ支持ニ瑕疵アル場合ニ之ヲ準用ス

第七百十七條 土地の工作物例へば家屋牆壁の設置又は保存に付き瑕疵があるに因つて他人に損害を生じたときには其工作物を占有して居る者は被害者に對して損害賠償を爲すの責任があるのである、但し占有者が損害の發生を防止するに相當なる注意を盡したに拘はらず尙ほ發生したのであるならば其損害は所有者が賠償しなければならぬのである、例へば地盤が甚だ軟かたで其上に建てた家屋が弱い地震の爲めに崩れ他人に損害を加へた場合には占有者即ち偶然の占有者でも賃借人、使用借主等でも皆損害賠償をしなければならぬのである、併し若し其土地の弱くなつたのは石垣の破損したる爲めであつて其石垣の修繕は之を豫めてより所有者に請求して居つたのに關らず所有者が怠慢で手を付けずに居つて損害を生じたのであつたらば所有者が自から損害賠償をしなければならぬのである。(所有者が占有者である

前二項ノ場合ニ於テ他ニ損害ノ原因ニ付キ其責ニ任スヘキ者アルトキハ占有者又ハ所有者ハ之ニ對シテ賠償權ヲ行使スルコトヲ得

場合は常に損害賠償は其所有者の責任なることは勿論である)。前項の規定は竹木を栽植し又は之を支持するに瑕疵があつた爲めに他人に損害を加へた場合にも之を準用するのである。前二項の場合に於て占有者又は所有者が夫れ損賠償をしなければならぬことは前述した通りであるが若し損害の原因に付いて責任を負ふべき人が他にあるならば例へば工作物の粗造なりしときの請負人竹木栽植に付いての植木屋等が其損害の原因を作つた場合の如き時は占有者又は所有者は此等の責任者に向つて自分の出した賠償の償ひを求むることが出来るのである。

第七百十八條 動物ノ占有者ハ其動物カ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但動物ノ種類及ヒ性質ニ從ヒ相當ノ注意ヲ以テ其保管ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラズ
占有者ニ代ハリテ

第七百十八條 動物を占有して居る者は其動物が他人に加へた損害を賠償する責任があるのである、但し動物の種類及性質に従ひ相當の注意を以て其動物を保管して居つたときに尙ほ動物が損害を加へたならば其責任を負ふべきものではないのである。例へば狂犬に何等の監視をもしないで放ち置いた場合に人を噛んだとすれば之れ占有者の過失であるから占有者は其責任に任すべきである、乍併其犬を鐵鎖を以て繋ぎ人の通常通行しない所に繋ぎ置いたのに偶々其處に行きて噛れた人があつ

動物ヲ保管スル者モ亦前項ノ責任ニ任ス

たとせば其嚙まれた人に過失があるのであるから此場合には占有者に責任がないのである、本條に於て占有者の責任のみを問ひ所有者には何等責任のないものとしたのは動物等は其損害の生ずるのが専ら占有保管の不注意よりするものであるからである。

占有者に代りて其動物を保管して居る者も占有者と同じく責任を負ふものである。(若し其鐵鎖の作り方の粗造なりし爲めに逃走して損害を加へたならば占有者に賠償の責任があるが占有者は又鐵鎖製造人に向つて求償の權があるのである)。

第七百十九條 數人共同ノ不法行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ各自連帶ニテ其賠償ノ責任ニ任ス共同行為者中ノ孰レカ其損害ヲ加ヘタルカヲ知ルコト能ハサルトキ亦同シ

第七百十九條 數人が共同して不法行為をなし之によりて他人に損害を加へたときには各自連帶を以て其損害賠償を爲すの責任があるのである、何となれば共同で損害の原因を與へたのであるから被害者を保護する爲めには加害者に連帶の責任を負はしめねばならぬからである、共同行為を爲した者の中の何れの者が其損害を與へたか不明の場合にも連帶で責任を負ふのである、此場合には何れかの人が原因を與へたのであるから其他の人は損害を與へないのである、例へば數人共同して或家に石を投じた場合に其一つが其家に損害を與へたとすれば其石は何人が投げたので

ト看做ス

あるか不明であるけれども兎に角損害を與へた人は一人限りである、然るに加害者不明の爲め被害者は賠償の請求をすることが出来ないこととなつては不都合であるから被害者を保護する爲めに加害者に連帶責任を負はしたのである、眞に損害を與へない者も損害を與ふる意思があつたのであるからかくするは決して苛酷とは云ふことが出来ないのである。

不法行為を爲すことを或人に教唆し及び不法行為に幫助を與へた者は之を共同行為者として取扱はるのである、例へば或家に石を投ずるの意思を他人に起さしめ又は石を投げんとする場合に適當なる石を之に與へて其不法行為を容易にした者は皆共同行為者として連帶の責任があるものである。

第七百二十條 他人ノ不法行為ニ對シ自己又ハ第三者ノ權利ヲ防衛スル爲メ已ムコトヲ得ヌシテ加害行為ヲ爲シタル者ハ損害賠償ノ責任ニ任セス但被害者ヨリ不法

第七百二十條 他人が不法行為を爲す場合に當り自己又は第三者の權利を防衛する爲めに已むを得ず害を他に加へた場合には損害賠償の責任を負はないのである、例へば甲が乙を撃たんとする時乙は已むを得ず甲を撃ちて甲を負傷せしめた場合には乙は損害賠償の責任を負はないのである、又乙が甲の打撃を避くる爲めに已を得ず其傍にあつた人を倒して負傷せしめた場合にも乙は責任を負はないのである、又

行為ヲ爲シタル者ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ケス前項ノ規定ハ他人ノ物ヨリ生シタル急迫ノ危難ヲ避ケル爲メ其物ヲ毀損シタル場合ニ之ヲ準用ス

第七百二十一條 胎兒ハ損害賠償ノ請求權ニ付テハ既ニ生ラレタルモノト看做ス

甲が乙に害を加へんとする場合に丙が之を認め乙を救はんが爲め己むを得ず甲を打つて負傷せしめ又は傍に在つた丁を負傷せしめた場合に丙は甲又は丁の損害に付いては責任を負はないのである。
以上は危害が人より生じた場合であるが他人の物より危害が生じた場合に其物を毀損した時も同一である例へば他人の犬が自己に噛み付かんとするより其持つて居る杖を以て之を打ち殺したる場合等にも其責を負はないのである、又他人の家にありし地震の爲め架棚上にあつし器物が自己又は他人の頭上に落ちんとしたのを急ぎ取て投擲して破損せしめたる場合に於ても其損害賠償の責任は負はないのである。

第七百二十一條 胎兒ハ損害賠償ノ請求權に付いては既に生れたるものと見做さるるのである、民法第一條によれば私權の享有は出生に始まるとしてあるから出生前は損害賠償の請求權もないものであると謂はねばならぬ、然るに若し爾かく嚴格にするときには私權の保護は充分に出來ぬ場合を生ずるのである、例へば父が害せられた後數月にして胎兒が出生しても最早損害賠償の請求權がないこととなり甚だしき不幸を見るのである、夫故に損害賠償の請求權は胎兒も之を有するの特別規定

を必要としたのである、請求權はあると云ふても出生しなければ固より之を行使することが出來ないから此場合は出生を條件としたものと云へるのである、故に若し死んで生れた場合に於ては請求權は結局ないことになるのである。

第七百二十二條 第四百十七條ノ規定ハ不法行為ニ因ル損害ノ賠償ニ之ヲ準用ス 被害者ニ過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ額ヲ酌定スルコトヲ得

第七百二十二條 第四百十七條の規定は不法行為による損害賠償にも之を準用するのであるから金錢を以て損害賠償の額を定むることとなるのである、只第四百十七條に於て別段の意思表示ある場合には金錢以外の損害賠償を認むるけれども不法行為の場合には之に付いて豫め意思表示があるべき筈がないから此點は適用し得ないこととなるのである。
被害者に過失があつて其爲めに損害を受けた場合には裁判所は其損害賠償を定むるに付き其額を斟酌することが出來るのである、もとより見込により之を斟酌しなくとも宜しいのである。
債權者の過失によりて債務履行に關する損害を生じた場合には其過失は其損害賠償の責任が債務者にありや否やを決するに付いて必ず斟酌しなければならぬ、又其損害賠償額を定むるに付いても斟酌しなければならぬものであるが本條の場合に於て

は損害は已に存在するものとし其額を定むるに付いても之を斟酌するものとせざるも裁判所の公平の判断に一任するのである、二者何故にかゝる差を設けたのであるか、債務の不履行は必ずしも債務者の責任にのみ歸すべからざるものであつて債権者の過失も大に斟酌せねばならぬのである、然るに不法行為の場合には如何なる場合でも他人に害を加へてよいと云ふ事はない、即ち如何にしても不法行為の責を免るゝことが出来ないものであるから常に損害はあることとし只被害者の過失が大なる時に於てのみ之を斟酌すべき主意で裁判所の自由に任せられたのである。

第七百二十三條 他人の名譽を毀損したる者に對しては裁判所は被害者の請求に因りて損害賠償の代りに名譽回復に適當なる處分を加害者に命ずることが出来る、又損害賠償をした上に、尙ほ名譽回復に適當なる處分を命ずることも出来るのである。

元來人の名譽は金錢を以て代へ難いものであるから人によりては損害賠償よりも他の方法に依りて名譽の回復を欲することがあるであらふ、又金錢を以て賠償を受けても其毀損せられたる名譽は他の方法を附け加へなければ充分回復し得ることが

第七百二十三條
他人ノ名譽ヲ毀損シタル者ニ對シテハ裁判所ハ被害者ノ請求ニ因リ損害賠償ニ代ヘ又ハ損害賠償ト共ニ名譽ヲ回復スルニ適當ナル處分ヲ命ズルコトヲ得

あるであらふ、此等の場合に被害者の請求によつて裁判所が適當の處分を命ずるの至當なる事と云はねばならぬ、之れ本條を設けたる所以である、法廷で公然謝罪をせしめたり、又は新聞紙に謝罪の廣告を爲すことを命ずる等は其例の多い所である、若し被告が裁判所の命令に従はぬ時は第三者をして代りて之を爲さしめ其費用を被告から取り立てるのである、但し事柄によりては第三者を代らせることが出来る場合もあるのである。

新聞廣告の場合でも新聞社が之を掲ぐることを承知しない時は其判決は執行するに及ばぬこととなるであらふ、何となれば判決の效力は當事者に對するのみで、第三者に對するものでないからである。(併し新聞紙條例等に規定があれば格別である)。

第七百二十四條 不法行為による損害賠償の請求權は一種の債權であるから一般規定によれば其消滅時効は十年であるべき筈である、乍併不法行為の場合には一般債權と同一にすることが出来ない事情がある、何となれば不法行為の存否損害の程度等は年所を経るに従ひ不明となるのであるから速に賠償請求權の有無を確定せし

第七百二十四條
不法行為ニ因ル損害賠償ノ請求權ハ被害者又ハ其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知りタル時ヨリ三年間之ヲ

行ハサルトキハ時
效ニ因リテ消滅ス
不法行為ノ時ヨリ
二十年ヲ経過シタ
ルトキ亦同シ

めねばならぬ、夫故に特別に此場合には三年の時効を定めたのである、而して其起算點を被害者又は其法定代理人が損害及び加害者を知つた時からとしたのである、之れ被害者又は其法定代理人の知らない間に請求權の消滅する様の事があれば被害者等には甚だ保護が薄くなるからである。

乍併被害者等が其損害及び加害者を知ることが不法行為の當時より數十年を経過することがあるであらふ、此場合にも更に其時より三年とする時は年數を経る爲めに事實の取調べ等甚だ困難を來し短期の時効を定めた趣旨にも反するから被害者等が之を知らない時でも行為の時から二十年内に之を請求しなければならぬこととしたのである、夫れ故に不法行為があつてから十九年目に被害者が之を知つた時には其時より一年以内に之を請求しなければならぬので三年とするを得ないのである。

第四篇 親 族

民法は私人の財産上のことと身分上のことを規定し而して身分上の規定は親族關係と相續關係との二つに別けてある、こゝに親族法と云ふのは即ち其一方の親族關係を規定してある法律

を指すのである、詳しく云へば親族法とは親子、夫婦、戸主、家族相互の關係を規定し其間に生ずる權利義務を明確にする爲めに設けたものである、而して其權利義務の關係は我國古來よりの道德風俗習慣等を基にし之に近時の文明思想を加へて能く國情に適する様に制定せられてあるのである。

親族法は八章から成立つて居る、第一章總則、第二章戸主及び家族、第三章婚姻、第四章親子第五章親權、第六章後見、第七章親族會、第八章扶養義務即ちこれである、而して此中第一章の總則は第二章以下各章の規定の何れにも通じて必要な事柄を定めて居るのであるから吾人は總則から條を逐ふて述べるのである。

〔親族〕 親族とは俗には廣く親類又は親戚或は「ミウチ」と云ふ意味に用ゐられてあるが民法に於て親族と云ふのは第七百二十五條に依り狭く六親等内の血族と配偶者と及び三等親内の姻族とに限られたのである。

第一章 總 則

第七百二十五條

第七百二十五條

民法で親族と云ふのは次に掲ぐる三つのものに限る、其他の者

左ニ掲ケタル者ハ
之ヲ親族トス
一、六親等内ノ
血族
二、配偶者
三、三親等内ノ
姻族

は親族とは云はぬのである。

一、一世一代を一親等として計へ六親等以内にある者で且つ血縁の續き合つて居る者。

此第一の者を血族上の親族と云ふのであるが、この血族親中にも親と子、祖母と孫等の如く縦に一直線に續くものを直系血族と云ひ兄と弟、叔伯父母と甥姪等の如く横に枝の出たものを傍系血族と云ふので、この二つの者は何れも六代目までは親族として取扱ふことに定めてある。

二、夫婦。

正當の手續を経て結婚をした男女を夫婦と云ふが斯かる夫婦は相互に其配偶者を親族として取扱ふことになつて居る。

三、三親等内の姻族。

姻族とは夫婦の一方が他の一方の血族を指す詞であつて即ち其配偶者の親戚の三親等までを自分の親族として其間に親族の關係が起るのである、即ち夫の血族親の三親等までが其妻の親族になり妻の血族親の三親等までが其夫と親族に

なるのである。

〔血族〕 血族とは「チヌヂ」の續いておる間柄と云ふことである、例へば父母祖父母と子、孫との間柄であるとか、兄弟姉妹或は叔伯父母と甥姪との間柄であるとかのやうなのを云ふのである、養子も法律上は血族とされるのである。

〔親等〕 親等とは「チヌヂ」の續く間柄の近い遠いを言ひ表はす言葉である、俗に何代目とか云ふものである、そしてこれを直系親等と傍系親等との二つに別けてある。

〔直系親等〕 直系親等とは「チヌヂ」の續き柄が縦に眞直ぐである、例へば祖父母、父母、子、孫、曾孫等のやうなのを云ふ。

〔傍系親等〕 傍系親等とは「チヌヂ」の續き柄が横に枝を出して居るものを云ふ、例へば兄弟なれば父母を元にして自分から其親に、親から其兄又は弟に「チヌヂ」の關係が續くのだから兄から弟を見るとか又は弟から兄を見て其の間柄を傍系親と云ふのである。

〔配偶者〕 配偶者とは夫婦の片が方他の片方を指して云ふ詞である、例へば夫

は妻の配偶者であり、妻は夫の配偶者である。

〔姻族〕 姻族とは配偶者の一方と他の一方の血族との関係を云ふのである。これは血族と異なり三親等迄を親族とするのである、即ち夫より云へば妻の父母は一等親其兄弟は二等親兄弟姉妹の子は三等親となるのである。

第七百二十六條 親等の数を計算する方法は次のやうに定めてある。

直系の親等を計算するには親子は一世祖父母と孫とは二世と云ふ如く世数を計へて幾代目なるかを定め六代目は即ち六等親としてこゝに親族と非親族との境を立てるのである。

傍系の親等を計算するには例へば兄弟ならば兄より親へ一代と計へそれより又弟へ一代と計へ下げるので即ち傍系者の別れ出た同一祖先(始祖)にまで計へ上り夫より更に他の一方の者へ計へ下りて其世数を合せ幾代目なるかを定めるのである、故に兄弟姉妹の間は二親等、伯叔父母と甥姪との間は三親等となるのである。

但し夫婦の間には親等がない、従つて妻の親と自分との間は姻族一親等で妻の兄弟姉妹と自分との間は二親等となるのである。

第七百二十七條 養子と養父母及び其血族の親戚との間は元來何等自然の親族關係のないのは明であるが法律の上では養子縁組を届出でた其日から血筋の續く親族と同一の關係あるものと看做し萬事血族親として取扱ふのである、これは古より我國の慣習となし來つた處で、家の祀を絶やさぬ國風上の必要に出たのである。

第七百二十八條 繼父母と繼子との間及び父の正妻と庶子即ち正妻以外の者の腹に生れて父に自分の子であると認知された子との間も亦元來何等親族關係は無い譯であるが古よりの習慣并に一家の圓滿を保つ上からこれ等の間柄をも實の親子と同一の關係あるものと見做して親子の權利義務を相互に有つことに定めてある(庶子父の正妻を呼んで嫡母と云ふのである)

第七百二十七條 養子と養父母及び其血族の親戚との間は元來何等自然の親族關係のないのは明であるが法律の上では養子縁組を届出でた其日から血筋の續く親族と同一の關係あるものと看做し萬事血族親として取扱ふのである、これは古より我國の慣習となし來つた處で、家の祀を絶やさぬ國風上の必要に出たのである。

〔繼父母及繼子〕 或る子の親の片方が眞の親で、其の親の配偶者が實際の親でない時には其の人を指して繼父或は繼母と云ひ其の子を繼子と云ふのである。

〔嫡母〕 嫡母とは父の正妻でない者の腹に出來た子、即ち庶子が其父の正妻を呼ぶ時に用ゐる言葉である。

〔庶子〕 庶子とは夫婦の手續のない男女の間に生れし子を男、即ち父に於て我

第七百二十九條 姻族關係及婚前條ノ親族關係ハ離婚ニ因リテ止ム
夫婦ノ一方カ死亡シタル場合ニ於テ生存配偶者カ其家ヲ去リタルトキ亦同シ

第七百三十條 養子ト養親及ヒ其血族トノ親族關係ハ離縁ニ因リテ止ム
養親カ養家ヲ去リタルトキハ其者及ヒ其ノ實方ノ血族ト養子トノ親族關係ハ之ニ因リテ止ム
養子ノ配偶者、直

が子であると戸籍役場に届出た時に其子を呼ぶ詞である。

第七百二十九條 結婚した爲めに親族と爲つた夫婦や結婚した爲めに繼父母と爲つた親と其繼子との間又は父の正妻である母と父の認知した腹違の庶子との間の親族關係等は何れも血筋を分けた間柄でないから夫婦及び繼父母又は父の正妻が離婚した場合には其夫婦又は親子の親族關係は消滅するのである。

尙ほ又離婚ではなくとも夫婦の一方が死去した場合に生存して居る其配偶者が婚家から去つて自分の實家に歸つたとか又は更に他の家に嫁したやうな場合にも矢張り前と同様に婚家の者との親族關係はなくなるのである。

第七百三十條 養子と養親及び養親方の親族と養子との間の親族關係は元來養子縁組の爲めに生じたものであるから養子が離縁をした場合には其親族關係はなくなるのである。

養父母たる人が離婚して婚家を去るか又は養父母たる人が養子であつたが爲めに離縁して養家を去つた場合等には其去つた養父母及び其血族と養子との間に法律上發生して居つた親族關係は其離婚又は離縁と共になくなる。

系卑屬又ハ其配偶者カ養子ノ離縁ニ因リテ之ト共ニ養家ヲ去リタルトキハ其者ト養親及ヒ其血族トノ親族關係ハ之ニ因リテ止ム

第七百三十一條 第七百二十九條第二項及ヒ前條第二項ノ規定ハ本家相續分家及ヒ廢絶家再興ノ場合ニハ之ヲ適用セス

前と反對に養子が離縁して養家を去つた時に其養子の妻又は養女の夫又はそれ等の子孫及び其の妻又は夫が養子と共に養家を去つた場合には養親及び養親方の血族とそれ等養子の一族との間に取結ばれて居つた親族關係は養子の離縁と共に止むのである、此等は皆我國の古よりの慣習に従つたのである。

〔離婚及離縁〕 通俗には此兩者を皆離縁と云つて居るが法律上から云へば離婚とは婚姻して夫婦となつた者が其關係を解く事、即ち夫婦分をする事で離縁とは養親と養子との縁組關係を解く事である。

第七百三十一條 夫婦の片方が死亡したとき生存して居る其配偶者が婚家を去るか又は夫婦の片方が養子であつたが爲めに離縁して養家を去つた場合等でも其去る理由が本家を相續する爲めとか又は其分家及び廢絶した家を再び盛立てる爲めであれば假令其家を去つても其家との關係は毫も絶へるのではないから養親及び養親方の血族の親族との間に取結ばれて居る親族の關係は依然繼續し、決して消滅しない。

第二章 戸主及び家族

戸主及び家族に關係する規定は我國古からの爲し來りの家族制度に基いて出來て居る、歐洲諸國のやうに家族制を採らず各人個々別々に一家を立つる所では本章の如き規定は殆どない、そこで我國も亦この規定をする際大に考へて古來の戸主の權利の餘り強く大きかつたのを抑へて外國のやうに戸主權のなき國の個人主義の法律も幾分參考し以て家族の權利を伸張し茲に其中庸を採つて一家の平和を保ち家名を維持するに必要な範圍内に於て戸主たる者に權利を與へ同時に義務を負はしめ家族も亦同じく其範圍内で義務を負ふたり又權利を有つことに規定したのである夫故戸主と雖も勝手に振舞ふと云ふやうな亂暴のことは出來ぬし家族にも亦相當の責任があるのである。

戸主は一家の長であるから其家族と平等の權利義務を有つて居つては家族のものゝ我儘を制し一家の平和を保ち家名を維持するとは到底出來ぬから、茲に特別の權利が與へられてある、これを戸主權と云ふのである、故に戸主の權利と云ふものは一家内に限つて行はれるので一家以外には行はれぬのである。

茲に家と云ふのは固より建築物たる家屋を指すのでなくて戸籍の上で一家となつて居るものを指すのである、而して家族とは戸籍面で戸主を除いた以外のものを總稱するのである。

〔戸主及家族〕 一家の長である戸主となるには男子でも、女子でも、又年齢が幼年でも、それ等のことには關係がないのである。而して戸主以外の者を總て家族と云ふのである、即ち卑屬であつても差支ないのである。

第一節 總 則

第七百三十二條 戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス戸主ノ變更アリタル場合ニ於テハ舊戸主及ヒ其家族ハ新戸主ノ家族トス

第七百三十二條 戸主たる者の親族であつて戸主の家の戸籍にある者及び其者等の配偶者は其家の家族と稱するのである。

若し戸主が死亡するか隠居するとかで其相続人が戸主となるか又は女戸主が入夫を迎へた爲めに其入夫が戸主に爲つた場合には假令新戸主とは何等親族關係がなくとも舊戸主の家族であつた者は新戸主の家族と成るのである。

第七百三十三條 子ハ父ノ家ニ入ル父ノ知レサル子ハ母ノ家ニ入ル父母共ニ知レサル

第七百三十三條 父と母との家が異つて居る者の間に産れた子は父方の家の戸籍に入り其家の子となることになつて居る。

父の知れざる私生児は母方の家の戸籍に入るのである。

子ハ一家ヲ創立ス

第七百三十四條 父カ子ノ出生前ニ離婚又ハ離縁ニ因リテ生家ヲ去リタルトキハ前條第一項ノ規定ハ懐胎ノ始ニ遡リテ之ヲ適用ス 前項ノ規定ハ父母カ共ニ其家ヲ去リタル場合ニハ之ヲ適用セス但母カ子ノ出生前ニ復籍ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

第七百三十五條 家族ノ庶子及ヒ私生子ハ戸主ノ同意アルニ非サルハ其家ニ入ルコトヲ得ス 庶子カ父ノ家ニ入ルコトヲ得サルトキハ母ノ家ニ入ルコトヲ得サルトキハ一家ヲ創立ス

捨子のやうな父母共に知れぬ子で誰も引取る者が無い時には新らしく一家を立て戸籍を設けて其者を其家の戸主とすることになつて居る。

第七百三十四條 父が其子の未だ生れざる前に離婚の爲めに従來の家を去るか又は離縁の爲めに養父母の家を去つて出た以後に出生した子は母の妊娠した當初父が居つた家の戸籍に入れることになつて居る。

この規定は父母が共に養家を去つた場合には用ゐられぬ但し母が子の出生せぬ以前に再び元の家に歸つて籍を復した時には矢張前と同様に妊娠の當初父の居つた家の戸籍に入れることになつて居る。

第七百三十五條 男子の家族が自分の正妻以外の女に設けし子即ち庶子を自分の家に入籍させる場合とか又は女子の家族が正當な結婚手續をせぬ内に設けし子即ち私生子を自分の家に入籍させる場合には戸主の同意を得ねばならぬ而して若し庶子が其父の家の戸籍に入ることを拒まれた時は母の戸籍に入るのである又私生子を母方の籍に入れることを拒まれる時は新たに戸籍を設けて其家の戸主とするより外に道がない。

〔私生子〕 私生子とは夫婦の手續をなしてない男女の間に生れた子を指すのであるが父が自分の子であると認めれば庶子となるのである。

第七百三十六條 女戸主が夫を貰ひ受けた時には其入夫は女戸主に代つて戸主となるのが通常であるが若し夫を貰ひ受ける際に戸主を譲らぬ又は戸主とはならぬとの約束があれば戸主の名義は矢張り女戸主にして置のである。

〔入夫〕 入夫とは俗に入り婿と云ふので女戸主の處へ男子が結婚して入り込むのである、民法上其の男子を入夫と云ふのである。

第七百三十七條 甲家の戸主の親族である者が乙家に居る場合に甲家の家族にならうと思へば甲家の戸主の同意を得れば甲家の家族となられる但し此場合に其者が乙家に居るばかりでなく其家の家族になつて居る場合には乙家の戸主の同意をも得なければ甲家の家族となることは出来ぬ。

右の場合に其他家の家族にならうとする者が満二十歳以上であれば只だ甲乙兩家の戸主が同意すればよいのであるが若し満二十歳にならぬ場合ならば甲乙兩家の戸主の同意がある以外に其の者の爲めに親權を行ふ父又は母若しくは後見人の同意を得な

第七百三十六條 女戸主カ入夫婚姻ヲ爲シタルトキハ入夫ハ其家ノ戸主ト爲ル 但當事者カ婚姻ノ當時反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス

第七百三十七條 戸主ノ親族ニシテ他家ニ在ル者ハ戸主ノ同意ヲ得テ其家族ト爲ルコトヲ得但其他者カ他家ノ家族タルトキハ其家ノ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス 前項ニ掲ゲタルモノカ未成年者ナルトキハ親權ヲ行フ父若クハ母又ハ後

見人ノ同意ヲ得ル
コトヲ要ス

ければ乙家より甲家の家族に替ることは出来ぬ、これ未成年者は此等の者により利害をよく判断して貰はねばならぬものであるからである。

〔親権〕 親権とは子と家と同じくして居る父又は母に對し其の子の思慮分別が未だ十分でない間其の子の保護監督を爲すために必要なる範圍内を與へられてある一種の權利を指して云ふのである。

〔後見人〕 後見人とは年齢満二十歳にならない子で親権を行ふ父又は母のなき時又は禁治産の宣告を受けた者の爲めに其の者の身分なり財産なりを保護監督する任務を負ふ者を指して云ふのである。

〔同意〕 同意とは賛成することである。

第七百三十八條
婚姻又ハ養子縁組
ニ因リテ他家ニ入
リタル者カ其配偶
者又ハ養親ノ親族
ニ非サル自己ノ親
族ヲ婚家又ハ養家
ノ家族ト爲サント
欲スルトキハ前條

第七百三十八條 結婚をしたとか又は養子縁組をしたが爲めに他の家に入籍した者が其配偶者又は養親の親戚でもない自分の親戚の者を婚家又は養家の家族と爲さんとする場合には前條にある甲乙兩家の戸主及び其家族にせんとする者の年齢が満二十歳にならない内であれば親権を行ふ父母又は後見人の同意を得たのみではまだ足らぬので其上に其家の平和維持の點より婚家に入籍させる時であれば自分の配偶

ノ規定ニ依ル外其
配偶者又ハ養親ノ
同意ヲ得ルコトヲ
要ス
婚家又ハ養家ヲ去
リタル者カ其家ニ
在ル自己ノ直系卑
屬ヲ自家ノ家族ト
爲サント欲スルト
キ亦同シ

者に養家に入籍させる時であれば其養親の同意を得なければならぬのである。離婚又は離婚其他の事情で婚家又は養家を去つた者が婚家又は養家に殘し置いた自分の子孫等の直系卑屬を自分の家に引取つて家族と爲さんとする場合には又前と同じく兩家の戸主ばかりの同意では足らぬので元と自分の配偶者であつた者又は養子であれば其養親であつた者の同意を得た上でなければ引取つて自分の家の家族とすることは出来ぬ。

〔婚家〕 婚家とは結婚した爲めに入り込む家を云ふのである、即ち妻又は夫が自分の實家と區別する爲めに呼ぶ名である。

〔養家〕 養家とは他人の養子となりて入り込む家である、これも自分の實家と區別する爲めに呼ぶ名である。

〔實家〕 實家とは自分の生れた家を指して云ふ代名詞である。

第七百三十九條
婚姻又ハ養子縁組
ニ因リテ他家ニ入
リタル者ハ離婚又
ハ離縁ノ場合ニ於

第七百三十九條 結婚した爲めに又は養子縁組をした爲めに他の家に入籍して居つた者か、婚姻なれば離婚となつた時、縁組なれば離縁と爲つた場合には其戸籍は其者の實家に引戻すのである、これを復籍と云ふ。

テ實家ニ復籍ス

第七百四十條 前條ノ規定ニ依リテ實家ニ復籍スヘキ者カ實家ノ廢絶ニ因リテ復籍ヲ爲スコト能ハサルトキハ一家ヲ創立ス但實家ヲ再興スルコトヲ妨ケス

〔復籍〕 復籍とは結婚をするか又は養子縁組を爲すか又は其他の事情の爲めに他家に戸籍を遷して居つた者が離婚をするとか、離縁をするとか、又は其他の事情で再び元の家に戸籍を取り戻すことを云ふのである。

第七百四十一條 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入りタル者カ更ニ婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入りタル者ト欲スルトキハ

第七百四十條 前條の規定に依つて他家に入つて居つた者が復籍する場合に其實家が廢絶して居る爲めに復籍することの出来ぬ時には新に一家を立て戸籍を設けて其家の戸主となるのである、但しこの場合には其廢絶した實家の家名を繼いで再び之を具しても差支はない。

〔一家の創立〕 一家の創立とは新らたに家を設け、戸籍を作り其家の戸主を置くことを云ふのである。

〔再興〕 再興とは廢絶した家を再び興すことである。

第七百四十一條 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入りタル者カ更ニ婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入りタル者ト欲スルトキハ

第七百四十一條 結婚するか又は養子縁組をするかして一度甲の家に入籍した者が事情によつて甲の家に入籍した儘更に乙の家に結婚して行くとか又は養子縁組をして乙の家に入籍した場合には最初入籍した家即ち甲なる婚家又は養家の戸主の同意と實家の戸主の同意とを得た上でなければならぬ。

婚家又ハ養家及ヒ實家ノ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス前項ノ場合ニ於テ同意ヲ爲サザリシ戸主ハ婚姻又ハ養子縁組ノ日ヨリ一年内ニ復籍ヲ拒ムコトヲ得

若し右のやうな場合は最初入籍した甲の婚家又は養家及び實家の戸主の中で誰か同意せぬ戸主があるにも拘はらず其儘更に乙の家へ結婚するか又は養子縁組を爲して入籍を爲した時には其同意しなかつた戸主は其時から一ケ年以内に復籍を拒む手續をすることが出来る若し復籍を拒まれたならば以後乙家を離婚又は離縁しても拒まれた戸主の家には復籍することは出来ぬ。

第七百四十二條 離籍セラレタル家族ハ一家ヲ創立ス他家ニ入りタル後復籍ヲ拒マレタルモノカ離婚又ハ離縁ニ因リテ其家ヲ去リタルトキ亦同シ

第七百四十二條 家族が戸主の意に従はないで自分の居所を定めた爲めに其家より放逐され其家の戸籍より離籍された時とか又は戸主の意見に従はないで結婚又は養子縁組をして他家に入籍し戸主から復籍を拒まれた者が結婚なれば離婚養子縁組なれば離縁に因つて婚家又は養家を去つて出た場合には復籍すべき家がないから此時には新に一家の戸籍を設けて其家の戸主となるのである。

〔離籍〕 離籍とは舊時の所謂「久離勘當」のことである。

第七百四十三條 家族ハ戸主ノ同意アルトキハ他家ヲ相續シテ分家ヲ爲シ又ハ廢絶シタル本家ノ分家トシテ同家

第七百四十三條 家族は戸主が同意をすれば他家を相續することが出来る又分家をしたたり廢絶した本家、分家、其他廢絶した親族の家を再び盛り起すことも出来る、但し其者が未だ未成年で年齢が二十歳になつて居らない時であれば親權を行ふ父又

其他親族ノ家ヲ得但
興スルコトヲ得但
未成年者ハ親權ヲ
行フ父若クハ母又
ハ後見人ノ同意ヲ
得ルコトヲ要ス
家族カ分家ヲ爲ス
場合ニ於テハ戸主
ノ同意ヲ得テ自己
ノ直系卑屬ヲ分家
ノ家族ト爲スコト
ヲ得(三十五年法
律第三十七號ヲ以
テ本項追加)
前項ノ場合ニ於テ
直系卑屬カ滿十五
年以上ナルトキハ
其同意ヲ得ルコト
ヲ要ス(同上)
第七百四十四條
法定ノ推定家督相
續人ハ他家ニ入り
又ハ一家ヲ創立ス
ルコトヲ得ス但本
家相續ノ必要アル
トキハ此限ニ在ラ
ス
前項ノ規定ハ第七
百五十條第二項ノ
適用ヲ妨ケス

は母若くは後見人が同意をせなければ假令戸主は許しても夫等の相續を爲すことは出来ぬ、これも法律が未成年者を保護して無謀のことをさせぬ様にしたのである。

〔相續〕 相續とは人のあと繼ぎをすることである、これには二つの種族がある、一つは家督相續で一つは遺産相續である。

〔直系尊屬及直系卑屬〕 直系尊屬 及直系卑屬とは直系親族の内で自分より目上の者は總て尊屬であつて自分より目下の者は總て卑屬と云ふのである。

第七百四十四條 法律で相續人と定められた順位に當る者即ち戸主の長子等の所謂推定家督相續人は結婚又は養子縁組等前數條の規定によるも他家に入籍し又は他の家族のやうに戸籍を別にして新に一家を設けることは出来ぬ、若し之を許せば我國の家族制度は破壊されるのであるから必ず其家を相續せねばならぬ義務がある尤も分家の家督相續人であつて本家の相續を爲す必要が出来た場合であれば其時に限り本家を重んずる我國の慣習上より特別の例外として本家に入籍して本家の家督相續人となる事が出来る。

但し法定の推定家督相續人でも未だ戸主とならぬ以前は矢張り家族の一人であるか

ら無論戸主の意に従はねばならぬ夫であるから戸主の同意を得ないで結婚したり又は養子縁組を爲して他家へ入籍した場合には其戸主は入籍した時から一ケ年以内に其者を離籍することも出来れば又復籍を拒むことも出来る、かくせねば一家の平和統一を維持することが出来ぬのである。

〔法定の推定家督相續人〕 法定の推定家督相續人とは一つの家の家督は一つであるから其相續人は一人に限らるゝことは言を俟たぬ、それ故家督を相續される者に多數の子とか孫とかいあれば其中の如何なる者が相續人となるかを定めねばならぬのである、即ち民法に於て之を定めてあつて、例へば子供が多くあれば年長者を相續人とし又男子は女子より先きに相續人の順位を得ることとし嫡子は庶子等に先だつこととされてある類である、かく法律で定められてあるものを法定の推定家督相續人と云ふのである、推定と云ふ文字を用ひたのは、實際相續する迄は如何なる理由で相續が出来なくなるかも知れぬから一應先づ相續人と推定して置くとの意に過ぎぬのである。

第七百四十五條

第七百四十五條

夫婦は同居する義務を相互に有つのであるから夫が他家に入籍

夫他家ニ入り又ハ一家ヲ創立シタルトキハ妻ハ之ニ隨ヒテ其家ニ入ル

第七百四十六條 戸主及び家族ハ其家ノ氏ヲ稱ス

第七百四十七條 戸主ハ其家族ニ對シテ扶養ノ義務ヲ負フ

第七百四十八條 家族カ自己ノ名ニ於テ得タル財産ハ其特有財産トス 戸主又ハ家族ノ執レニ屬スルカ分明ナラサル財産ハ戸主ノ財産ト推定ス

するか又は或る事情に因つて新に一家の戸籍を設けた場合には其者の妻は當然夫に從つて其家に入籍するのである。

第二節 戸主及び家族の權利義務

第七百四十六條 戸主及び其家族は其家の苗字を名乗る權利がある同時に必ず名乗らなければならぬ義務もあるのである、左もなくば人々の區別が付かず國家の萬般の取締が出来ぬのである。

第七百四十七條 戸主は其家の家族が自分の資産又は自分の勞務で生活することの出来ぬ場合には其者の要する生活費及び義務教育を受けるだけの費用を支辨して扶養せなければならぬ義務がある。

第七百四十八條 家族が自分の名義で受けた財産例へば遺産相続とか若くは他人より贈與された財産は總て其家族の特有財産として即ち家族名義の財産として置くことが出来る、これ近時文運の發達に伴ひ人類生存の上に必要と爲つた結果で維新以前の慣習とは異なるのである。 戸主又は家族の孰れの者であるか持前の不分明な財産がある時に一應戸主の財産と

看做すのである 夫故後に至つて家族のものであることが明に爲つた時には無論其者の財産となるのである。

第七百四十九條 家族は其家の戸主の意見に背ひて自分の勝手な所に居所を定めることは出来ぬ之を許せば戸主は一家を整理することが出来ぬのみならず其家族を養ふ義務を盡す上に於ても大なる關係があるのであるから若し家族が戸主の指圖した場所に居らないで自分勝手な所に居所を設けて居る時には其間は假令其家族が生活に困難するとも戸主より扶養を受けることは出来ぬ即ち戸主は其間は扶養の義務を免かれることになるのである。

家族が戸主の意に從はないで自分勝手に居所を定めた場合には其戸主は一月とか三ヶ月とか事情により相當と認められる丈の期間を定めて戸主の思ふ場所に轉居することを申送ることが出来る即ち轉居を催告することが出来る若し此場合に家族が其催告に從はぬときは戸主は其制裁として其家族を其家の戸籍より離籍する權利がある尤も其家族の年齢が未だ二十歳にならない時には尙ほ特別の保護を要するから離籍することだけは出来ぬのである。

第七百四十九條 家族ハ戸主ノ意ニ反シテ其居所ヲ定ムルコトヲ得ス 家族カ前項ノ規定ニ違反シテ戸主ノ指定シタル居所ニ在ラサル間ハ戸主ハ之ニ對シテ扶養ノ義務ヲ免ル 前項ノ場合ニ於テ戸主ハ相當ノ期間ヲ定メ其指定シタル場所ニ居所ヲ轉スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ家族カ其催告ニ應セサルトキハ戸主ハ之ヲ離籍スルコトヲ得但シ其家族カ未成年者ナルトキハ此限ニ在ラス

第七百五十條 家族が結婚するとか又は養子縁組をするには其家の戸主の同意を得なければならぬ。

若し家族が其家の戸主の同意を得ないで結婚を爲すとか又は養子縁組を爲した場合には戸主は其結婚の届出であつた時又は養子縁組の届を爲したときから一ケ年以内に其家の戸籍から離籍をすることが出来る若し他家に入籍した場合であれば其者の復籍することを拒むことも出来る。

家族が戸主の同意を得ないで養子縁組を爲しそれが爲めに戸主が離籍した場合には其養子と爲つた者の戸籍は養親に從ふて養親の家の戸籍に入籍することになつて居る。

第七百五十一條 戸主が左に掲げた様な事情の爲め自分の戸主権を實行することの出来る場合には親族會が戸主に代つて其戸主権を實行するのである、但し戸主に親権者又は後見人があれば此等の者が戸主権を行ふのは當然である。

一、戸主が遠方に居るか又は大患で實際戸主の権利を行ふことの出来る場合

二、戸主の年齢が満二十歳に達せぬ内とか又は禁治産者であるとか戸主権の實行が法律上禁せられて居る場合

第三節 戸主権の喪失

第七百五十二條 戸主は次に掲げてある二つの事柄が揃つて來なければ勝手に隠居することは許さない即ち

- 一、隠居せんとする戸主の年齢が六十歳以上に達しなければならぬこと
- 二、世間一般の取引上及び其他の事に對して獨立して權利を有し又義務を負ふて立つことの出来る完全の能力ある家督相續人があつて其者が隠居をせんとする戸主の全體の權利や義務を引受けて相續をすると云ふことを承諾せなければならぬこと。

〔隱居〕 隱居とは戸主であつた者が其戸主たる權利を相續人に譲つた時の身分を指して云ふのである。

第七百五十三條 普通戸主が隱居を爲すには前條に掲げてある事柄がなければならぬが若し戸主が疾病にかゝるとか又は分家の戸主が本家を相續する爲めとか若くは廢絶した本家を再び盛り興す爲めであるとか其他止むなき事柄の爲めに最早以後

第七百五十二條 戸主ハ左ニ掲ケタル條件ノ具備スルニ非サレバ隱居ヲ爲スコトヲ得ス

一、滿六十年以上ナルコト

二、完全ノ能力ヲ有スル家督相續人ガ相續ノ單純承認ヲ爲スコト

第七百五十三條 戸主ガ疾病ハ再興其ノ本家ニ由リテ得サレバ由ニ因リテ爾後家政ヲ執ルコト能ハサルニ至リタ

ルトキハ前條ノ規定ニ拘ハラス裁判所ノ許可ヲ得テ隱居ヲ爲スコトヲ得但法定ノ推定家督相續人アラサルトキハ豫メ家督相續人タルヘキ者ヲ定メ其承認ヲ得ルコトヲ要ス

第七百五十四條 戸主カ婚姻ニ因リテ他家ニ入ラント欲スルトキハ前條ノ規定ニ從ヒ隱居ヲ爲スコトヲ得 戸主カ隱居ヲ爲サスシテ婚姻ニ因リテ他家ニ入ラント欲スル場合ニ於テ戸籍吏方其届出ヲ受理シタルトキハ其戸主ハ婚姻ノ日ニ於テ隱居ヲ爲シタルモノト看做ス

戸主と爲つて自家の家政を執ることの出来ぬ事情が生じた場合には裁判所に願ひ出で、特別に其戸主を相續人に譲つて隱居をすることが出来ることとされてある併し此場合に其戸主の相續人と爲るべき者が定まつて居らなければ豫め其家督相續人たるべき者を定めて其者より相續することの承諾を得て置かなければならぬ。

第七百五十四條 戸主が結婚を爲したために他家に入籍せねばならぬ場合であれば其譯を裁判所に届出で、一度隱居に爲つてそれから他家へ入籍することに手續をせなければならぬ、固より此場合に於ても前と同様に家督相續人と爲るべき者を定めて置かなければならぬ。

〔戸籍吏〕 戸籍吏とは市町村役場には戸籍役場と云ふものが併せて設けられてある、其の戸籍役場で戸籍の事務を取扱ふものを指して戸籍吏と云ふのである、

而して町村では町村長、市では市長が其事務を取扱ふことに爲つて居るから市町村長は同時に戸籍吏である。

第七百五十五條 女戸主ハ年齢ニ拘ハラズ隱居ヲ爲スコトヲ得 有夫ノ女戸主カ隱居ヲ爲スニハ其夫ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但夫ハ正當ノ理由アルニ非サズレバ其同意ヲ拒ムコトヲ得ス

第七百五十五條 女が戸主たるのは元來變則であるから女戸主の隱居には年齢に制限がなく幾歳の時でも差支なく之をすることが出来るのである。

第七百五十六條 無能力者カ隱居ヲ爲スニハ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要セス

第七百五十六條 隱居をしようとする戸主が満二十歳に達しないとか又は禁治産者であるとか或は準禁治産者であるとかの所謂無能力である場合にも隱居は身分上の行爲で財産上の行爲でないから他の財産上の行爲の如く親權を行ふ父又は母若くは後見人等の法定代理人の同意を得なければならぬと云ふことはない自分勝手に隱居することが出来るのである。

第七百五十七條 隱居ハ隱居者及ヒ其家督相續人ヨリ

第七百五十七條 隱居は届出に依つて效力を生ずるのであるから戸籍吏が其届書を受けなければ隱居者と爲ることは出来ぬ、而して其届出は隱居せんとする者自

之ヲ月籍吏ニ届出
ツルニ因リテ其效
力ヲ生ス

第七百五十八條
隠居者ノ親族及ヒ
檢事ハ隠居届出ノ
日ヨリ三ヶ月内ニ
第七百五十二條又
ハ第七百五十三條
ノ規定ニ違反シタ
ル隠居ノ取消ヲ裁
判所ニ請求スルコ
トヲ得
女戸主カ第七百五
十五條第二項ノ規
定ニ違反シテ隠居
ヲ爲シタルトキハ
夫ハ前項ノ期間内
ニ其取消ヲ裁判所
ニ請求スルコトヲ
得

身及び其者の家督相續人となるべき者兩者に於てなさねばならぬ、即ち之に依り一方は隠居をする意思を明にし一方は相續を承諾する意思を表示することとなるのである。

第七百五十八條 隠居を爲した者の親族若しくは社會の公益を圖るべき職責のある檢事は其隠居が果して第七百五十二條に定めてある條件即ち隠居者の年齢が滿六十歳以上になつて居ること完全の能力ある相續人があること及び其相續人が隠居する者の全體の權利義務を其儘相續することを承知して居ること等のことが皆備はつて居るか若しくは第七百五十三條の規定即ち疾病の爲めとか本家相續の爲めとか又は廢絶した本家を再び興す爲めとか其他已むなきことの出来ぬ爲めに裁判所に願つて其許可を得たと云ふ如きそれらの手續を踏んでなされて居るか否かを取調べ若し以上の手續を缺いて居ることを知つた時には、其隠居の取消を裁判所に申立てることが出来る尤も其取消を請求するのは隠居の届出のあつた時から三ヶ月以内でなければならぬので其後は如何ともすることが出来ぬのである。
尚ほ又夫のある女戸主が其夫の同意を求めないで隠居を爲したときには其夫から妻

の隠居の取消を裁判所に申立てることが出来るこの場合も上に述べたと同様に其取消の出来る間は隠居の届出のあつた時から三ヶ月以内である、
斯くして不法の隠居により人を害する悪計を防ぐことが出来るのである。

第七百五十九條
隠居者又ハ家督相
續人カ詐欺又ハ強
迫ニ因リテ隠居ノ
届出ヲ爲シタルト
キハ隠居者又ハ家
督相續人ハ其詐欺
ヲ發見シ又ハ強迫
ヲ免レタル時ヨリ
一年内ニ隠居ノ取
消ヲ裁判所ニ請求
スルコトヲ得但し追
認ヲ爲シタルトキ
ハ此限ニ在ラス
隠居者又ハ家督相
續人カ詐欺ヲ發見
セス又ハ強迫ヲ免
レサル間ハ其親族
又ハ檢事ヨリ隠居
ノ取消ヲ請求スル
コトヲ得但し其請求

第七百五十九條 隠居をする者又は其家督を相續する者が他人の爲めに詐欺されるときか又は強迫されるときとした爲めに隠居の届出をしたのであれば、全く本人の心から思ひ付いたことでないから斯る真意に添はぬ隠居の届出は勿論取消することが出来る而して其方法は隠居した本人か又は其隠居した者の相續人から裁判所に取消の申立をするのである、併し其期間は詐欺された場合であれば其詐欺を知つた時から又強迫された場合であるならば其強迫の止んだ時から何れも一ケ年以内でなければ取消を爲すことは出来ぬ、あまり永くなつて取消せば却つて世人を害することになるのである但し右の期間内でも隠居者等が其隠居又は相續に異議のないことを申立た場合には固より取消ことは出来ぬのである。
隠居取消の請求は隠居をした者又は其相續人ばかりでなく其者等の親族又は檢事からでも之を爲すことが出来る、これ等の者からする取消は其詐欺されたことを本人

ノ後隠居者又ハ家督相續人カ追認チ爲シタルトキハ取消權ハ之ニ因リテ消滅ス
前二項ノ取消權ハ隱居届出ノ日ヨリ十年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第七百六十條 隱居ノ取消前ニ家督相續人ノ債權者ト爲リタル者ハ其取消ニ因リテ戸主タル者ニ對シテ債權者ト爲ルニ對シテ消滅ス
但家督相續人ニ對スル請求チ妨ケス
債權者カ債權取得ノ當時隱居取消ノ原因ノ存スルコトヲ知リタルトキハ家督相續人ニ對シテ消滅ス
但家督相續人ニ對シテ請求チ得ル

が知らぬ時又は強迫を本人が受けて居る間であればならぬ、併しこれ等の者が取消の請求をした後に隠居者又は其相續人が隠居をすること又は相續することには更に不服がないと申出れば前に親族とか検事とかい請求した取消は無効に爲つて隠居の届出を爲した始から完全に隠居したことになるのである。
以上の隠居者又は相續人自身の取消權であると其の親族又は検事の取消權であるとを問はず隠居を届出た日から十年を過ぎた時は消滅に歸すべきものであるから此の時以後は隠居は確定して動かす事の出来ぬものと爲るのである。

第七百六十條 隱居の取消がある前則ち其相續人が相續して戸主となつて居つた間に負ふた債務は其隱居が取消され再び隱居者が戸主と爲つた場合には此戸主に對して其辨濟を請求することが出来る、固より負債をした前の戸主則ち現在の家督相續人に對して之を請求し得るは勿論である。

若し債權者が其債權を得る當時已に隱居の取消があることを知つて居つたのであれば其相續人に對してのみ辨濟の請求をすることが出来るので再び戸主と爲つた者には之を請求することは出来ぬのである又家督相續人が未だ家督の相續を爲さな

督相續人カ家督相續前ヨリ負債セル債務及ヒ其一身ニ專屬スル債務ニ付キ亦同シ

第七百六十一條 隱居又ハ入夫婚姻ニ因ル戸主權ノ喪失ハ前戸主又ハ家督相續人ヨリ前戸主ノ債權者及ヒ債務者ニ其通知ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ其債權者及ヒ債務者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七百六十二條 新ニ家ヲ立テタル者ハ其家ヲ廢シテ他家ニ入ルコトヲ得
家督相續ニ因リテ戸主ト爲リタル者ハ其家ヲ廢スルコトヲ得ス但本家ノ

い以前から負ふて居る債務とか又は相續人の一身上のことに就て負ふた債務であればこれ又其人のみに對して請求が出来て再び戸主となつた者に對しては一切請求することは出来ぬ、何等の關係なき者に責任を負はせることは出来ぬからである。

第七百六十一條 隱居した爲めに戸主權がなくなつた場合とか又は女戸主が入夫を迎へて其夫が戸主となつた爲めに女戸主の權利がなくなつた場合等には前の戸主からか又は新に戸主となつたものから其戸主の代つたことを前の戸主の債權者又は債務者に通知して置かなければ假令現戸主でなくとも債權者又は債務者に對する權利義務の責任は戸主として盡さなければならぬのである、左もなくば債權者は不測の損害を蒙ることがあるからである。

第七百六十二條 新に戸籍を設けて一家を立てた者は別に祖先に對する義務がないから勝手に其家を廢して他の家に入籍しても差支がない。
家督を相續して戸主となつた者は先祖があるから妄りに其家を廢して他家に入籍することは許されぬ、尤も本家を相續する爲めとか廢絶した本家を再び盛り興す爲めであるとか其他正當な事柄があつて現に相續して居る家を廢していも他家に入籍せ

相續又ハ再興其他
正當ノ事由ニ因リ
裁判所ノ許可ヲ得
タルトキハ此限ニ
在ラス

第七百六十三條
戸主カ適法ニ廢家
シテ他家ニ入りタ
ルトキハ其家族モ
亦其家ニ入ル
第七百六十四條
戸主ヲ失ヒタル家
ニ家督相續人ナキ
トキハ絶家シタル
モノトシ其家族ハ
各一家ヲ創立ス但
子ハ父ニ隨ヒ又父
カ知レサルトキハ
他家ニ在ルトキ若
クハ死亡シタルト
キハ母ニ隨ヒテ其
家ニ入ル
前項ノ規定ハ第七
百四十五條ノ適用
ヲ妨クス

ねばならぬ必要のある時には裁判所に願ひ出で其許可を得た上で現に相續して居る家を廢して他家に入籍することが出来ることに規定してある、これ我國に於ては祖先の祭祀を絶つのは許すべからざる觀念であるからである。

第七百六十三條 戸主が法律に定めてある手續を踏んで其家を廢して他の家に入籍した時は其家族も從て其家に入り其家の家族と爲ることになつて居る。

第七百六十四條 一家の戸主が死亡するとか若くは其他の事柄の爲めに戸主でなくなつた時に其家督を相續する人がなければ其家は絶家となるのである、此場合には其家に居る家族は別々に新らしく戸籍を設けて一家を立るの外はない、但し其家族に子があれば父に從ひ父の知れない時他の家に居るとき若くは其父が死亡したときなどには母に從つて母の家の家族となるのであるからそれ等の者は別に一家を立つる必要はない。

尙ほ又此場合に其家の家族であつた夫が他家に入籍するとか又は新に一家を立つる時は其妻は共に從ふて夫の家の家族となるのである。

〔絶家〕 絶家とは家主がなくなつた場合に戸主となるべき者のない時には其の家は斷絶するのである、これを絶家と云ふのである。

〔適用及準用〕 適用及準用とは一つの事柄を規定した或る法律の條項を他の之と全く同一の場合に其儘に當て嵌めて用ゆる時を適用と云ひ、兩者の場合が全く同一ではないが其事情に於て同一の精神であると認めらるる場合に當て嵌めるのを準用と云ふのである。

第三章 婚姻

婚姻(俗に結婚即ち夫)とは法律で定めてある正當な手續を踏んで一男一女が共同生活の目的の爲めに結ぶ終生の關係である、乃ち本章に於ては其正當な手續とは如何

ことであるか男又は女が此關係を結ぶには如何な手續又は條件を踐まなければならぬか其結果は如何になるか又離別するのは如何な時か其手續は如何等一切のことを細かに分けて定めてあるのである。

第一節 婚姻の成立

第一款 婚姻の要件

第七百六十五條
男ハ滿十七年女ハ
滿十五年ニ至ラサ
レハ婚姻ヲ爲スコ
トヲ得ス

第七百六十五條 婚姻をするには男子の年齢が滿十七歳以上で女子の年齢が滿十五歳以上にならなければならぬのである、あまり年少者に婚姻を許すときは其者共の爲めにも弊害があり延いては國力をも減退させることとなるから斯かる制限を設けたのである。

〔婚姻の成立〕 婚姻の成立とは一男一女が終身共同生活を目的として爲す結合であつて法律に定めてある届出を経た場合を云ふのである。

〔婚姻の要件〕 婚姻の要件とは夫婦となる、男子と女子との年齢或は親族間の關係等に付て、民法に於て規定されてある、即ちこの民法の第七百六十五條から第七百七十七條までに掲げてある事柄がそれに當るのである。

第七百六十六條
配偶者アル者ハ重
ネテ婚姻ヲ爲スコ
トヲ得ス

第七百六十六條 正當な手續を踏んで婚姻をした者は離別しない限りは他の者と重ねて婚姻することは出来ぬ、即ち夫が二人の妻を娶るとか、又妻が二人の夫に嫁ぐとかすることは出来ぬ、若し之れをした時は重婚となり、刑法上の罪人となるのである。

〔重婚〕 重婚とは即ち重ねて婚姻すること一人夫があり又は妻があるものが

離婚をもせず其儘又夫を持つとか妻を貰ふことである、これは法律で嚴重に禁じて居る所である。

第七百六十七條
女ハ前婚ノ解消又
ハ取消ノ日ヨリ六
ヶ月ヲ經過シタル
後ニ非レハ再婚ヲ
爲スコトヲ得ス
女カ前婚ノ解消又
ハ取消ノ前ヨリ懷
胎シタル場合ニ於
テハ其分娩ノ日ヨ
リ前項ノ規定ヲ適
用セス

第七百六十七條 婚姻した婦人は假令其婚姻が取消されても亦離婚になつても直に他人と婚姻することは出来ぬ、其婚姻の取消があつた日又は離婚した日から必ず六ヶ月を経た後でなければならぬこれ前夫の胤と後夫の胤と混同する虞があるからで、即ち血統の混亂を防いだのである。

されども若し其女が前の婚姻中に妊娠して居つて離婚又は取消の後に出産をしてしまへば最早血統混亂の憂がないから六ヶ月の經過を待たず其子の分娩の日から再び他に婚姻することが出来るのである。

〔再婚〕 再婚とは一度婚姻に依つて夫婦たりしものが離婚した後に又他の者と婚姻する時を指して云ふのである、それ故この場合は重婚とはならぬのである。

〔前婚〕 前婚とは一度婚姻した者が離婚した後他の者と再婚した場合に其の初めの婚姻を指して云ふのである。

第七百六十八條 姦通ニ因リテ離婚又ハ刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ相姦者ト婚姻ヲ爲スコトヲ得ス

第七百六十八條 姦通をした爲めに離婚されたとか又は刑罰の宣告を受けた者は以後決して其相姦者即ち姦夫姦婦同志で婚姻することは許さぬのである、けれども姦通しても離婚もされず又刑の宣告を受けるに至らぬ時には其者其の婚姻は禁せられては居らぬ。

〔姦通〕 姦通とは婚姻して夫を有つて居る婦人が自分の夫以外の男子と肉體の交際を爲したと云ふ時、それを姦通と云ふのである、これは離婚する一つの條件でもあり、又其夫が裁判所に訴へる時には其の妻である婦人も又其の肉體の交際を爲した男子も共に姦通罪と云ふ罪名に依つて懲役に處せられるのである。

〔離婚〕 離婚とは夫婦の關係を絶つことである、其の方法には協議で離婚すること、強制、即ち裁判所に訴へて離婚すること二つの方法がある。

〔刑の宣告〕 刑の宣告とは裁判所が刑法の規定によつて刑罰の申し渡しを爲すことを云ふのである。

〔相姦者〕 相姦者とは夫のある婦人が夫以外の他の男子と通じた時に其の婦人と男子とを一緒に云ふ時に用ゆる言葉である、即ち姦通した雙方の者と云ふ意である。

第七百六十九條 直系血族又ハ三親等内ノ傍系血族ノ間ニ於テハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス但養子ト養方ノ傍系血族トノ間ハ此限ニ在ラス

第七百六十九條 親族間て婚姻をするのは衛生上大害があり人倫の上にも忌むべきことであるから法律に於ても直系血族間に於ては親等の遠近を問はず嫡出たると庶出たるを論せず總て結婚を許さぬこととし又傍系の親族間では三親等以内の者は互に結婚が出来ぬこととされてある、故に傍系ならば、四親等以下即ち従兄弟姉妹以下の者の間に於ては婚姻しても差支がないこととなる、尙ほ養子と養親方の兄弟姉妹又は甥姪等の傍系親の親族との間であれば假令三親等以内のものとても婚姻して差支ないことになつて居る。

第七百七十條 夫婦の片方と其相手方の父母祖父母又は子孫等の直系血族の者の間では婚姻することが出来ぬ假令其夫婦が離別して婚姻關係の止んだ後でも同一である本條は人倫の上から出来た規定である。

第七百七十一條 養子とか其配偶者及び其子孫等の直系卑屬及び其配偶者を養親又は養親の父母祖父母等の直系尊屬とは假令離別して養親子關係の止んだ後でも婚

第七百七十條 直系血族ノ間ニ於テハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス但養子ト養方ノ傍系血族トノ間ハ此限ニ在ラス

直系尊屬ノ間ニ於テハ第七百三十條ノ規定ニ依リ親族ノ關係ヲ止ミタル後ト雖モ婚姻ヲ爲スコトヲ得ルニシテ第七百七十二條ノ規定ニ依リハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但シ滿二十五年ニ達シタル後ハ此限ニ在ラスレタルトキ、家ヲ去リタルトキ、又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハ一方ノ同意ノ他ノ一方ノ同意ノ父母共ニ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ、又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ未成ニ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

姻することば出來ぬ。

第七百七十二條 家に父又は母のある子は其父又は母が同意をしなければ婚姻することは出來ぬことになつて居る、尤も其子の年齢が男子なれば滿三十歳以上女子なれば二十五歳以上に達して居れば別に父又は母の同意を求めずして婚姻しても差支ない。

婚姻する者が其父又は母の同意を求めんとするときに父母の一方が知れぬとか死亡したとか其子の家を去つて居らぬとか又は大患其他の事情から其諾否の意思を發表することの出來ない場合には他の一方の親が同意すればよいことになつて居る。父母雙方共に前のやうな事情があるときには同意を求めなくともよい譯であるが此場合でも婚姻せんとする子の年齢が滿二十歳に爲らない間は其子の後見人とか又は親族會とかの同意を求めなければ婚姻することは出來ぬことになつて居る。

第七百七十三條 繼子が結婚する時に其繼父母が同意を與へぬとか又は庶子が結婚するときに其父の正妻たる母即ち嫡母が同意を與へない時には其繼子又は庶子は親族會の同意を求めて結婚することが出来る、これ繼父母嫡母等は往々繼子又は庶子の利益を害する爲め同意を與へぬことがあるからである。

第七百七十四條 禁治産の宣告を受けて居る者でも結婚するときには後見人の同意を経る必要がないこれも隠居の所で述べた如く財産上のことの外は法定代理人の干渉を許さぬから婚姻の如き身分上のことは獨断で出来るのである其者の精神が健の時になければならぬのは勿論である。

第七百七十五條 一男一女が事實上結婚の式を擧げ共同の生活を營んで居つても其婚姻したと云ふことを戸籍吏に届出なければ法律上の正當な夫婦とはならぬのである、これ婚姻は届出なる形式を要する所謂要式行爲であるからである、婚姻をしたことを戸籍吏に届出するには婚姻をした雙方の本人と年齢滿二十歳以上になる證人二人以上の者が口上でもよし又は自分の氏名を自筆した届書を以てしてもよい。

第七百七十六條 戸籍吏は婚姻の届出のあつた時には早速次に掲げてある事柄に違背した婚姻ではないか否かを取調べ違法の點なきことを認め後其届出を受附けなければならぬ、
一、一度婚姻して甲の家に入籍した者が或る事情の爲めに更に又婚姻して乙の家

項、第七百六十五條乃至第七百七十三條及七前條第二項ノ規定其他ノ法令ニ違反セサルコトヲ認メタル後ニ非サレハ其届出ヲ受理スルコトヲ得ス但婚姻方第七百四十一條第一項又ハ第七百五十條第一項ノ規定ニ違反スル場合ニ於テ戸籍更方注意ヲ爲シタルニ拘ハラズ當事者方其届出ヲ爲サント欲スルトキハ此限ニ在ラス

に入籍する場合であれば甲の家の戸主と實家の戸主との同意がなければならぬからこれが備はつてゐるか否かを取調べることに。

二、法定の家督相續人は他家に入籍することが出来ぬから婚姻をした者は推定の家督相續人であるか否かはこれ又取調なければならぬのである。

三、家族の婚姻であれば其家の戸主の同意がなければならぬからこれ又取調べなければならぬ。

四、戸主が婚姻して他家に入籍する場合なれば隱居の手續が済んだ後でなければならぬからこれ又取調べなければならぬ。

五、其他婚姻の出来ない事柄がありはせぬか即ち第七百六十五條から第七百七十三條まで及び第七百七十五條第二項に定めてある事柄例へば一定の年齢にならなければならぬこと、重婚でないこと、再婚の女なれば離別してから六ヶ月を経過して居ること、姦通者間の結婚でないこと、親族間の結婚でないこと、養子であつた者が其養親方の直系尊族の者とする結婚でないこと、戸主又は親の同意を得て居ること又届出の方法が前條の規定に適合して居るか否か等を取調べることに。

以上の事柄を取調べ毫も違法がないことを認めたとすれば戸籍吏は婚姻の届を受付けることは出来ぬ。

尤も前の第一第三の事柄に違背して届出を爲した婚姻は公益に害がないから本人雙方の者が戸主より離籍されてもよいと云ふことを得心の上で届出たならば受付けても差支ない、此時には只だ戸籍吏は一應離籍される虞があることとの注意を與へて然る後受付けばよい。

〔受理〕 受理とは届け出た事柄を、戸籍吏が受付けて身分登記を爲すことである。

第七百七十七條 外國に於て日本人たる男女が婚姻をした時は其國に駐在して居る日本の公使か又は日本の領事に婚姻を届出ることが出来る此場合には公使又は領事は前二條に従つて戸籍吏の職務を行ふのである。

第二款 婚姻の無効となる場合及び婚姻を取消す場合

第七百七十七條 外國に於て日本人たる男女が婚姻をした時は其國に駐在して居る日本の公使か又は日本の領事に婚姻を届出ることが出来る此場合には公使又は領事は前二條に従つて戸籍吏の職務を行ふのである。

第七百七十八條 婚姻ハ左ノ場合ニ
 限リ無効トス
 一、人違其他ノ事
 由ニ因リ當事者
 間ニ婚姻ヲ爲ス
 意思ナキトキ
 二、當事者カ婚姻
 ノ届出ヲ爲ササ
 ルトキ但届出
 カ第七百七十五
 條第二項ニ掲ケ
 タル條件ヲ缺ク
 ニ止マルトキハ
 婚姻ハ之カ爲メ
 ニ其效力ヲ妨ケ
 ラルルコトナシ

第七百七十八條

次に掲げてある事柄のあつたときは其婚姻は初めからなかつたと同一のことになるので即ち無効となるのである。

一、人違とか又は其他の理由の爲めに當事者雙方の者が婚姻する心がなかつた時例へば甲と思つて結婚したのが其實乙であつた場合又は本人は養子縁組をする積りであつて婚姻をする積りではなかつた時又は他人から強迫されて已を得ず婚姻した等の場合である。

二、婚姻をした雙方の本人から婚姻の届を爲さぬ時。

尤も其出した届書に證人がないとか又は本人雙方の氏名が自筆で記入してないとか云ふやうな缺點があるのみであれば尙も戸籍吏が其届書を受付た以上は届出がないと云ふことは出来ぬから婚姻は無効とはならぬ。

〔條件〕 條件とは人と契約する時に契約以外の事柄を附け加へて其の事柄の如何によつて契約の取結を定めると云ふ意思表示である、例へば明日晴天ならば散歩に行ふと云ふ契約は散歩すると云ふ契約の外に晴天ならばと云ふ事柄を附け加へてあるから其事柄の如何に依つて契約が定まるのである、其の事件を指

第七百七十九條 婚姻ハ後七條ノ規定ニ依ルニ非サレハ之ヲ取消スコトヲ得ス

第七百七十九條

次の條の第七百八十條から第七百八十六條までに定めてある事柄の起つたときは假令婚姻の届が済で居つても其婚姻を取消することが出来る。

第七百八十條 第七百六十五條乃至第七百七十一條ノ規定ニ違反シタル婚姻ハ各當事者、其戸主、親族又ハ檢事ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但檢事ハ當事者ノ一方カ死亡シタル後ハ之ヲ請求スルコトヲ得

第七百八十條

第七百六十五條から第七百七十一條までの規定を犯したものの即ち婚姻する年齢（男子は満十七歳女子は満十五歳）に達しない者の婚姻又は重婚若くは再婚の女なれば前婚が離婚になつてから六ヶ月を経ない婚姻姦通せし者其の婚姻親族間の婚姻其他禁てある事柄を犯して爲した婚姻等である時は婚姻した本人雙方の者からは勿論其本人雙方の戸主親族又は檢事から其婚姻の取消を裁判所に申立つることが出来る、尤も檢事は公益の爲めに申立てるのであつて婚姻者本人の片方が死亡した後は最早公益に害がないから、檢事は最早其の取消の請求をすることが出来ぬ。

重婚とか再婚以上の女なれば前婚の離別後六ヶ月を経ざるに婚姻した場合とか姦通者其の婚姻とかに付ては現に婚姻して居る者の雙方から又は其前に婚姻して居つた者からもそれ等の婚姻の取消を申立ることが出来る。

第七百六十六條乃至第七百六十八條ノ規定ニ違反シタル婚姻ニ付テハ當事者ノ配偶者又ハ前配偶者モ亦其取消ヲ請求スルコトヲ得

第七百八十一條
第七百六十五條ノ
規定ニ違反シタル
婚姻ハ不適齡者カ
適齡ニ達シタルト
キハ其取消ヲ請求
スルコトヲ得ス
不適齡者ハ適齡ニ
達シタル後尙ホ三
ヶ月間其婚姻ヲ取
消ヲ請求スルコト
ヲ得但適齡ニ達シ
タル後追認ヲ爲シ
タルトキハ此限ニ
在ラス

〔死亡〕 法律で死亡と云ふのは呼吸が絶へて死したのみでなく、失踪によつて裁判所から死亡の宣告を受けた者も入れるのである。

第七百八十一條 第七百六十五條の規定に背ひて婚姻したる者即ち婚姻する年齢に達せない者（男子満十七歳女子満十五歳に至らざる者）の婚姻を取消すには其年齢が婚姻年齢に達せない間であればならぬ男子十七歳女子が十五歳以上に達してからであれば假令以前は不適齡者であつても最早之を理由として其取消を請求することは出来ぬのである。

右の如く不適齡者が適齡に達したときは一般の取消権者即ち戸主親族族長等は取消権を失ふのは至當で少しも差支がないけれども、不適齡者も同様に適齡となると同時に直に取消権を失ふものとするのは判断の猶豫を與へぬこととなり不穩當であるから此場合には其者が婚姻年齢に達した後尙ほ三ヶ月の間は其取消の申立をするに及ぶと出来ぬこととされてある。

尤も婚姻年齢に達してから後三ヶ月以前でも一度其婚姻を承諾したときは最早其婚姻の取消を請求することは出来ぬ。

第七百八十二條
第七百六十七條ノ
規定ニ違反シタル
婚姻ハ前婚ノ解消
若クハ取消ノ日ヨ
リ六ヶ月ヲ経過シ
又ハ女カ再婚後價
胎シタルトキハ其
取消ヲ請求スルコ
トヲ得ス

第七百八十二條 第七百六十七條の規定を犯して婚姻した者即ち前婚の離別後六ヶ月を過ぎない内に再婚した女でも最早六ヶ月を過ぎたとき又は再婚した後には妊娠したとき等の場合には系統を亂すの恐がないから最早規則に反した再婚でも其取消を申立ることは出来ぬ。

第七百八十三條
第七百七十二條ノ
規定ニ違反シタル
婚姻ハ同意ヲ爲ス
權利ヲ有セシ者ヨ
リ其取消ヲ裁判所
ニ請求スルコトヲ
得同意カ詐欺又ハ
強迫ニ因リタルト
キ亦同シ

第七百八十三條 第七百七十二條の規定に背いて婚姻したものの即ち親權を行ふ父母若くは後見人又は親族會の同意を得ずして爲した婚姻は其同意を與ふべき父母又は後見人若くは親族會から裁判所に其婚姻の取消を申立ることが出来る。

假令此等の者が同意してもそれが詐欺された爲めとか又は強迫されたとかの爲めに同意したのであればこれ又前と同じやうに其取消を申立ることが出来る。

〔詐欺〕 詐欺とは事實なきことを以て眞實らしく人に信せさせることである、其果して詐欺となるか、否かは實際に就て判定する外なし。

〔強迫〕 強迫とは人を「おどかす」ことである、即ち人をして恐怖心を抱き其の自由意思を働かすことの出来ぬ状態に陥る、を云ふのである、これ、又果して如何なる場合に恐怖心を起して自己の自由意思を働かすことの出来ぬかと云ふ

第七百八十四條
前條ノ取消權ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

- 一、同意ヲ爲ス權ヲ有セシ者カ婚姻アリタルコトヲ知リタル後又ハ詐欺ヲ發見シ若クハ強迫ヲ免レタル後六ヶ月ヲ經過シタルトキ
- 二、同意ヲ爲ス權ヲ有セシ者カ追認ヲ爲シタルトキ
- 三、婚姻届出ノ日ヨリ二年ヲ經過シタルトキ

ことは、實際に就いて判定する外はない。

第七百八十四條 前第七百八十三條に定めてある取消權は次に掲げてある三つの事柄のある場合には消滅するのである。

- 一、同意を與ふべき父母又は後見人若しくは親族會が其子が一定の年齢に達しない間に婚姻したと云ふことを知つてから後六ヶ月又は欺詐されて同意をしたと云ふことを發見するか若しくは強迫されて同意した時に其強迫の止んだ時から後六ヶ月を其儘に過ぎ去つた時。
- 二、同意を與ふべき父母又は後見人若しくは親族會は假令當初には同意しなくても其子が婚姻をした後に其婚姻を承諾した時。
- 三、婚姻届出の日から二ヶ年を過ぎ去つたとき。

〔追認〕 追認とは取消權を拋棄することである即ち一定の條件が備はつて居れば其の爲した行爲は後日になつて取消すことが出来るが、此場合に本人がそれを承知して其の爲した行ひを其儘で取消さずに承知することも出来る、其儘で承知することを指して追認と云ふのである。

第七百八十五條
詐欺又ハ強迫ニ因リテ婚姻ヲ爲シタル者ハ其婚姻ノ取消ヲ求ムルコトヲ得ル

第七百八十六條
養子縁組ノ取消ハ其縁組ノ無効又ハ其縁組ノ無効ヲ得ル

第七百八十七條
養子縁組ノ取消ハ其縁組ノ無効又ハ其縁組ノ無効ヲ得ル

第七百八十八條
養子縁組ノ取消ハ其縁組ノ無効又ハ其縁組ノ無効ヲ得ル

第七百八十九條
養子縁組ノ取消ハ其縁組ノ無効又ハ其縁組ノ無効ヲ得ル

第七百九十條
養子縁組ノ取消ハ其縁組ノ無効又ハ其縁組ノ無効ヲ得ル

第七百九十一條
養子縁組ノ取消ハ其縁組ノ無効又ハ其縁組ノ無効ヲ得ル

第七百九十二條
養子縁組ノ取消ハ其縁組ノ無効又ハ其縁組ノ無効ヲ得ル

第七百九十三條
養子縁組ノ取消ハ其縁組ノ無効又ハ其縁組ノ無効ヲ得ル

第七百九十四條
養子縁組ノ取消ハ其縁組ノ無効又ハ其縁組ノ無効ヲ得ル

第七百九十五條
養子縁組ノ取消ハ其縁組ノ無効又ハ其縁組ノ無効ヲ得ル

第七百九十六條
養子縁組ノ取消ハ其縁組ノ無効又ハ其縁組ノ無効ヲ得ル

第七百九十七條
養子縁組ノ取消ハ其縁組ノ無効又ハ其縁組ノ無効ヲ得ル

第七百九十八條
養子縁組ノ取消ハ其縁組ノ無効又ハ其縁組ノ無効ヲ得ル

第七百九十九條
養子縁組ノ取消ハ其縁組ノ無効又ハ其縁組ノ無効ヲ得ル

第八百條
養子縁組ノ取消ハ其縁組ノ無効又ハ其縁組ノ無効ヲ得ル

第七百八十五條 他人に詐欺されるか又は強迫されたとかの爲めにした婚姻は自分の本心から出た婚姻でないから裁判所に申立て其取消を求めることが出来る。

婚姻者本人が其婚姻は他人に詐欺されてしたのであることに氣付いた時又は強迫されて婚姻した場合に其強迫の止んだ時から後三ヶ月を過ぎ去るか若しくは其以前でも婚姻を承諾すれば最早取消の權利はなくなるのである。

第七百八十六條 家付の娘の婿として貰ひ受けた養子が後になつて離縁するか又は其養子縁組が取消されたときは残る夫婦關係に對し夫婦になつた本人雙方の者は其離縁になつたことを申立て婚姻取消の請求をすることが出来る但し養子縁組の無効又は取消の申立をする際同時に婚姻の取消を申立ても差支ない。

前の場合の取消權は配遇者雙方の者が縁組の無効であつたこと又は其取消のあつたことを知つた時から三ヶ月を過ぎ去るか又は婚姻の取消をしないと云ふ意思を發表すれば以後最早其婚姻を取消す權利はなくなるのである。

〔養子の縁組〕 養子の縁組とは養家の家女と婚姻させる目的で他家より男子を貰ひ受けるのである、即ち養子として貰ひ受けると共に其の家女と夫婦に

第七百八十七條 婚姻ノ取消ハ其效力ヲ既往ニ及ボサズ
 婚姻ノ當時其取消ノ原因ノ存スルコトヲ知ラザリシ當事者カ婚姻ニ因リテ財産ヲ得タルトキハ現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テ其返還ヲ爲スコトヲ要ス
 婚姻ノ當時其取消ノ原因ノ存スルコトヲ知リタリシ當事者ハ婚姻ニ因リテ得タル利益ノ全部ヲ返還スルコトヲ要ス尙ホ相手方カ善意ナリシトキハ之ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ス

するのである。

第七百八十七條 婚姻の取消は其婚姻が取消された時から以前の事柄には何等の效力も及ぼさぬのであるから當事者が婚姻する當時に其婚姻が後に至りて取消されるやうな事情のあることを知らずして結婚し之に依つて財産を得たときは假令取消前に幾く其財産が減じても夫に構はず只だ現在受けて居る利益だけを返せばよいのである。

然れども其反對に婚姻する當時已に其結婚は後に至りて取消される事情のあることを知つて婚姻した場合であれば其配偶者雙方の者は婚姻した爲めに得た其利益の全體を返却せねばならぬ、尙ほ其財産を渡した相手の者が婚姻の取消の事情のあることを知らずして渡したのであるとすれば其相手方に對し爲めに生じた損害までも償はなければならぬ。

第二節 婚姻を爲したたために出来る權利義務即ち婚姻の效力

第七百八十八條 婚姻をすれば其妻となるものは夫の方の家に入り又夫を貰ひ受

妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル
 妻ノ家ニ入ル
第七百八十九條 妻ハ夫ト同居スル義務ヲ負フ
 夫ハ妻ヲシテ同居ヲ爲サシムルコトヲ要ス
第七百九十條 夫婦ハ互ニ扶養ヲ爲ス義務ヲ負フ

第七百九十一條 妻カ未成年者ナルトキハ成年ノ夫ハ其後見人ノ職務ヲ行フ

第七百九十二條 夫婦間ニ於テ契約ヲ爲シタルトキハ其契約ハ婚姻中何時ニテモ夫婦ノ一方ヨリ之ヲ取消スコトヲ得但第三者ノ權利ヲ害スルコトヲ得ス

けるとき、即ち入夫婚姻や婿養子の婚姻をした時は其の夫は妻の方の家にいるのである。

第七百八十九條 妻と爲つた者は其夫と同居しなければならぬ義務がある。又夫は其妻の要求に従ひ之と同居の出来るやうに仕向けなければならぬ。

第七百九十條 夫婦は互に助け合ひ一致協力して生活する義務があるのであるから自分の資力や勞務で生活の出来ぬ場合には夫婦の片方は他の一方を引受けて面倒を見なければならぬ義務がある。

第七百九十一條 夫の年齢が満二十歳以上で即ち成年者である場合に其妻が未だ二十歳にならない時は夫は其妻の後見人がする職務を行ふのである。

第七百九十二條 夫婦となつて居る間に約束した事柄は婚姻中は何時でも其配偶者の片方から之を取消することが出来るこれ夫婦間に於ては夫婦の情にからまれ又は夫の權力により無謀の契約をすることがあるから之に救済の途を與へたのである。尤も其約束を取消した爲めに夫婦以外の他人の權利を害することは勿論出来ないのである。

第三節 夫婦の間の財産關係を定むる規定

第一款 總則

第七百九十三條 夫婦が婚姻しない以前に所有して居つた總ての財産は婚姻の届出前迄に別段の約束を結ばなければ次の第二款に規定してあるやうな關係になるのである。

〔財産制〕 財産制とは夫婦の間の財産に關する規定を云ふのである。

第七百九十四條 若し夫婦が次の第二款に定めてある規定に因らないで、勝手に其財産の處分方法を約束した時は其約束を婚姻届を出さぬ前に登記して置かなければ其約束は夫婦雙方の後継人や及び夫婦以外の他人に對しては之を言ひ張ることは出來ぬ。

〔登記〕 登記とは登記所にて夫婦間に取結んだ契約を登記臺帳に認め置くのである。

第七百九十五條 外國人が夫の國籍のある國の法律による夫婦の財産に關する規定に異つた處分方法で夫婦間の財産の處分を約束して婚姻した後日本に國籍を移す

か又は日本に住所を定めた場合には一年内に日本に於て其約束を再び登記して置かなければ夫婦の後継人や夫婦以外の他人に對しては外國で約束したことを以て言ひ張ることは出來ぬ。

ナリタル契約ヲ爲シタル場合ニ於テ婚姻ノ後日本ノ國籍ヲ取得シ又ハ日本ニ住所ヲ定メタルトキハ一年内ニ其契約ヲ登記スルニ非サンハ日本ニ於テハ之ヲ以テ夫婦ノ承繼人及ヒ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

〔國籍〕 國籍とは人には各戸籍があつて其の人の身分族籍を明にするが、これは日本國內で用ゆるものにて日本人が外國に行くとか又は外國人が日本に來た場合には何れの國に戸籍のある者であるかを明にする爲めに其の時は戸籍と云はずして國籍と云ふのである、例へば日本人であつて日本國內に戸籍があれば例令身體は外國に居つても日本に國籍を有すると云ふことになる、併し外國人が日本へ歸化するとか又は其他の事柄の爲めに外國から日本へ戸籍を移した時には例令外國人でも日本の國籍に入るのである。

〔取得〕 取得とは外國人が日本に歸化するとか、其他の事柄の爲めに日本の臣民となれば日本の國籍を得らるのである、これを取ると云ふのである。

〔承繼人〕 承繼人とは俗に「跡繼人」と云ふ意なり即ち夫婦の片方の子とか孫とか或は兄弟姉妹とかの如き者を云ふのである。

第七百九十六條 夫婦ノ財産關係ハ婚姻届出ノ後ハ之ヲ變更スルコトヲ得ス
 夫婦ノ一方カ他ノ一方ノ財産ヲ管理スル場合ニ於テ管理ノ失當ニ因リ其財産ヲ危ケシタルトキハ他ノ一方ハ自ラ其管理ヲ爲サントトテ裁判所ニ請求スルコトヲ得
 共有財産ニ付テハ前項ノ請求ト共ニ其分割ヲ請求スルコトヲ得

第七百九十七條

第七百九十六條 夫婦の所有して居る財産に付ての關係は最早婚姻届を差出した後は之を變へることは出来ぬ、尤も夫婦の片方カ他の片方の財産の管理人である場合に其管理の方法が悪い爲めに財産が減ずるとか又は無くなるとかする恐がある時にのみ自分が引取つて其財産の管理をすることを裁判所に請求することが出来る。
 尚ほ又其財産が夫婦の共有である時は右の管理の取消を申立ると共に其財産の分割をも請求することが出来る。

〔管理〕 管理とは自他の區別なく財産を保存して欠損の起らぬやうに注意することである、財産の性質に依つては保存のみでなく処分することも出来、又修繕、使用及び利殖を圖ることも矢張り管理と云ふことになる。
 〔失當〕 失當とは適當の反對で適當の度を失ふたと云ふ意味である。
 〔共有財産〕 共有財産とは俗に「互ひ持ち」即ち二人以上の者が寄り合つて所持して居る財産を指して云ふのである。
 〔分割〕 分割とは共有の財産を分けて各其の財産の持分を得ることである。

第七百九十七條 前第七百九十六條に掲げてある規定又は婚姻前の約束の結果其財産の管理人を變へるか若しくは其財産が共有であつて其分割をしたときは其ことを登記して置かなければ夫婦の後継人及び夫婦以外の他人に對しては此等變更又は分割のことを言ひ張ることは出来ぬ。

前條ノ規定又ハ契約ノ結果ニ依リ管理ノ者ヲ變更シ又ハ共有財産ノ分割ヲ爲シタルトキハ其登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ夫婦ノ承継人及ヒ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七百九十八條 夫ハ婚姻ヨリ生スル一切ノ費用ヲ負擔ス但妻カ戸主タルトキハ妻之ヲ負擔ス
 前項ノ規定ハ第七百九十九條及ヒ第八章ノ規定ノ適用ヲ妨ケス

第二款 法律で定められた夫婦の財産制

第七百九十八條 婚姻の結果により生ずる費用は一切其夫に於て負擔するのである、但し入夫婚姻をして妻が戸主である如き場合は妻が其費用を負擔することになつて居る。

尤も夫又は女戸主が無資力の者であれば第七百九十條に定めてある規定や第八章の規定により扶養の義務を負ふ者から其費用を支辨させてもよい。

〔法定財産制〕 法定財産制とは法律は夫婦互の財産を保護する爲め、夫婦前に互に所持せる財産及び夫婦となりて得し互の財産に就て其の所得を明かにし、且つ保存方、處分方法及び離別等の場合に其の財産を如何に分割すべきか等のことを豫想して規定を設けてある、これを法定の財産制度と云ふのである。

第七百九十九條 夫又は女戸主ハ用方ニ從ヒ其配偶者ノ財産ノ使用及ヒ收益ヲ爲ス權利ヲ有ス 夫又は女戸主ハ其配偶者ノ財産ノ果實中ヨリ其債務ノ利息ヲ拂フコトヲ要ス

第八百條 第五百九十五條及ヒ第五百九十八條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

〔負擔〕 負擔とは費用の支拂の責任を引受けて自分で持つと云ふことである。

第七百九十九條 夫又は女戸主は配偶者の財産に付ても其本來の使用方法に従ひ其財産を使用したり或は利殖收益するやうに取計ひをしたりすることが出来る。

右の場合に其財産の所有者たる配偶者に負債があるときは夫又は女戸主は其負債の利息だけは其財産より生ずる利益の内から支拂はなければならぬ。

〔使用及び收益〕 使用及び收益とは財産を自分の爲めに使用すると云ふこと及び、其の財産を使用して利益を得ることを云ふのである。

〔財産の果實〕 財産の果實とは財産から生ずる利益を云ふのである、例へば財産が金銭なれば其の金銭から生ずる利息を果實と云ひ、一つの物品であれば其の物品を使用して生じ来る利益を云ふのである。

〔債務〕 債務とは他人に對し財産上より生ずる義務を指して云ふのである。

第八百條 前條の規定に因つて配偶者の財産を使用するときには次に掲げる二つの規定を準用するのである。

一、第五百九十五條の規定即ち使用者は其使用物に關して生ずる普通の必要費を

自から負擔せねばならぬ。

二、第五百九十八條の規定即ち使用者は其使用收益した物品を返還するときには其物を原の有様に復し其物に自分が附屬させた物があれば之を取去ることが出来るのである。

第八百一條 夫は妻の財産を管理するのである。

若し其夫が未成年者であるとか禁治産者又は準禁治産者である時は妻の財産を管理することが出来ないから此場合には妻が自身で管理するのである。

第八百二條 夫が妻の財産を管理する場合には妻の爲めに借財をしたり妻の財産を他に譲り渡したり又は其財産を抵當に入れねばならぬやうなことも生ずるし又第六百二條の規定の貸借借期間即ち

- 一、樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の貸借であれば十ケ年
- 二、其他の土地の貸借であれば五ケ年
- 三、建物の貸借であれば三ケ年
- 四、動産の貸借であれば六ケ月

第八百一條 夫ハ妻ノ財産ヲ管理ス 夫カ妻ノ財産ヲ管理スルコト能ハサルトキハ妻自ラ之ヲ管理ス 第八百二條 夫カ妻ノ爲メニ借財ヲ爲シ、妻ノ財産ヲ讓渡シ、之ヲ擔保ニ供シ又ハ第六百二條ノ期間ヲ超エテ其貸借ヲ爲スニハ妻ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス但管理ノ目的ヲ以テ果實ヲ處分スルハ此限ニ在ラス

を超へて其財産の貸借借をすることを要する場合も生ずるが斯かる重大の處置をするには總て妻の承諾を得なければ出来ぬ、但し其財産を管理する目的の範圍内に於て必要と認めるときは夫は妻の承諾を得ずとも其財産から生ずる果實だけは之を獨斷で處分することが出来る、例へば田畑より得たる收穫を賣却して代價を取ても差支ないのである。

〔擔保〕 擔保とは財産上より生ずる義務を履行するまでの保證として他の財産を其の權利者に提供することを云ふ、例へば金銭を支拂ふ義務者が其の支拂を爲す一つの品物を權利者に渡し置く、これを擔保と云ふのである。

〔貸貸〕 貸貸とは財産物を使用する權利又は収益する權利を他人に貸し、其の償ひとして貸金即ち貸料を得る事である。

第八百三條 妻の財産を夫が管理する場合に夫が之を濫用するとか其他管理の仕方か正當でないとして認められた時には妻は裁判所に申立て其財産の管理及び其返還を安全確實にする爲め相當の擔保を差出させて置くことが出来る。かくすれば管理の失當の爲めに損害を受けた時又は財産が返還されぬとき等には擔保の方から補償を得られるにより妻は決して損失を蒙むることがないこととなるのである。

返還ニ付キ相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得

第八百三條 夫カ妻ノ財産ヲ管理スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ妻ノ請求ニ因リ夫ヲシテ其財産ノ管理及ヒ

〔代理人〕 代理人とは本人に代つて他人と取引を爲す權利ある者を云ふ、代理人には本人の有する全體の權利、義務を代理するものと、只或る一部の權利又は義務を代理する場合とある、妻を夫の代理人と看做す場合は只だ日常の家事に付てのみである、即ち夫の權利の一部である。

〔否認〕 否認とは相手方の主張することを承諾せぬことである。

第八百四條 妻は日常の家事向の取引に就ては夫の代理人となつて萬事を取り行ふものである。

若し妻に不都合のことがあつた時には夫は妻の代理の權限の全部又は一部分を差止めることが出来る、但し取引をした相手の人が其差止を知らなかつたならば、其取引は妻の權限内の取引と看做されこれを無効にすることは出来ぬのであるから有効に差止めやうと思へば取引先に一々通知をせねばならぬ。

第八百五條 夫が妻の財産を管理するとか又妻が夫の代理をして取引する場合に

第八百四條 日常ノ家事ニ付テハ妻ハ夫ノ代理人ト看做ス夫ハ前項ノ代理權ノ全部又ハ一部ヲ否認スルコトヲ得但之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第八百五條 夫カ

妻ノ財産ヲ管理シ又ハ妻カ夫ノ代理ヲ爲ス場合ニ於テハ自己ノ爲メニスルト同一ノ注意ヲ爲スコトヲ要ス
第八百六條 第六百五十四條及ヒ第六百五十五條ノ規定ハ夫カ妻ノ財産ヲ管理シ又ハ妻カ夫ノ代理ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

は何れも自分の財産を管理し又は自分の爲めに取引すると同じ注意を拂つて之を爲さなければならぬ。

第八百六條 夫が妻の財産を管理し又は妻が夫の代理をする時には次の委任の規定を準用するのである。

一、第六百五十四條の規定即ち委任者(夫が妻の財産を管理する場合ならば妻、又妻が)が死亡破産の宣告又は禁治産の宣告其他の理由例へば婚姻が解けたこと等の爲めに夫又は妻の管理權又は代理權が消滅した場合に一方には未だ其管理事務又は代理事務を受け繼いで處理する者がなく而かも一方には其事務は急を要する事情があつて一時も打捨て置くことの出来ぬときは假令其權限が消滅してからでも配偶者又は其相續人が自ら管理し又は日常の家事をするこの出来るまでは依然必要の處分をしなければならぬ。

一、第六百五十五條の規定即ち管理權又は代理權消滅の理由が夫婦の何れに起つてもそれは互に其消滅の事を知した後でなければ假令實際には消滅して居つても其責任を免がれることは出来ぬ。

以上の如くして互に不測の損害を避けしめるのである。

第八百七條 入籍した妻又は入夫が婚姻以前から有つて居る財産并に婚姻以後でも自分の名義で得た財産は之れを特有財産と云ふて其の者等の特別財産となるのである。

夫婦の孰れのものであるか持主の明かでない財産は總て戸主のものとして推定すべきであるから一應夫又は女戸主の財産と認めることになつて居る。

〔特有財産〕 夫婦間に出来し財産は、通常夫婦共有の財産とするのであるが特に其の片方のみ所有となる財産がある時には其の財産を保持して特有財産とするのである、例へば夫婦の片方が自分に對する贈與を受けし場合とか、又は遺産を相続する場合とか其他特に其の本人を指定されて受けし財産は其者の特有財産と稱するのである。

〔推定〕 推定とは法律が假りに然か定めて置くのである、それ故實際其の定めたる事柄が違つて居る時にはそれに従ふことになる。

第四節 離 婚

第八百七條 妻又ハ入夫カ婚姻前ヨリ有セル財産及ヒ婚姻中自己ノ名ニ於テ得タル財産ハ其特有財産トス
夫婦ノ孰レニ屬スルカ分明ナラサル財産ハ夫又ハ女戸主ノ財産ト推定ス

第八百八條 夫婦ハ其協議ヲ以テ離婚ヲ爲スコトヲ得

第一款 協議の上で離婚する時の規定
第八百八條 夫婦は互に協議して得心の上であれば何時でも離婚することが出来る。

〔離婚〕とは夫婦たる身分上の關係を絶つのである。「俗に夫婦別れ」と云ふ事である、これには協議で離別するのと強制で離別するのと二種がある。

第八百九條 滿二十五年ニ達セサル者カ協議上ノ離婚ヲ爲スニハ第七百七十二條及ヒ第七百七十三條ノ規定ニ依リ其婚姻ニ付キ同意ヲ爲ス權利ヲ有スル者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八百九條 年齢の滿二十五歳にならない夫婦が協議の上離婚せんとするには第七百七十二條の規定即ち其家に在る父母又は後見人若しくは親族會の同意を得た上でなくてはならぬ又第七百七十三條の規定即ち繼子が其父、母の同意を得なかつた時とか庶子が父の正妻たる嫡母の同意を得なかつた時には親族會の同意を得て然る後に離婚が出来るのである。

〔協議離婚〕 協議離婚とは夫婦相互の者が雙方得心して離別するのである、即ち雙方氣風が合はぬとか或は生活の不如意であるから互に別れるとか、其他種種の原因もあるが、要するに雙方互に得心して離別するのである。それであるが如何なる原因でも原因は更に問はぬ何でもよい、これに引き換へ強制離婚は

離婚する丈けの原因が必要である。

第八百十條 第七百七十四條及ヒ第七百七十五條ノ規定ハ協議上ノ離婚ニ之ヲ準用ス

第八百十條 第七百七十四條の規定即ち婚姻する夫婦の一方又は雙方が禁治産者であつても婚姻の如き身分上のことに付ては後見人の同意を得るに及ばぬこと及び第七百五十五條の規定即ち婚姻は届出に依つて效力を生じ而かも其届出の方法は滿二十歳以上の證人二人以上と本人雙方の者が口頭か又は自分の氏名を自筆して届書を戸籍吏に差出ださねばならぬことの此二つの規定は離婚の届出の場合には準用するのである。即ち離婚には後見人の同意を要せず又離婚の届を戸籍吏に出さねば離婚の效力を生ぜぬのである。

第八百十一條 戸籍吏ハ離婚カ第七百七十五條第二項及ヒ第八百九條ノ規定其他ノ法令ニ違反セサルコトヲ認メタル後ニ非サレハ其届出ヲ受理スルコトヲ得ス戸籍吏カ前項ノ規定ニ違反シテ届出

第八百十一條 戸籍吏は離婚の届出があつた時は第七百五十五條第二項の規定即ち本人等雙方及び滿二十歳以上の證人二人以上より届出たか否か且つ第八百九條の規定即ち滿二十五歳にならない者の離婚であれば、其父、母又は後見人若しくは親族會の同意を得て居るか否か其他戸籍法及び民法施行法等の法律や命令に違背せし所はなきか否かを能く取調べた上でなければ其離婚届を受付けてはならぬ。併かし若し戸籍吏が不注意の爲めに右の取調べをしないで違法の點ある届出を受付た

ヲ受理シタルトキ
ト離婚ハ之カ
爲メニ其效力ヲ妨
ケラレコトナシ

第八百十二條 協
議上ノ離婚ヲ爲シ
タル者カ其協議ヲ
以テ子ノ監護ヲ爲
スヘキ者ヲ定メサ
リシトキハ其監護
ハ父ニ屬ス
父カ離婚ニ因リテ
婚家ヲ去リタル場
合ニ於テハ子ノ監
護ハ母ニ屬ス
前二項ノ規定ハ監
護ノ範圍外ニ於テ

時は其離婚届は無効になるかと云ふにそれは戸籍吏の責任で本人には関係がないか
ら離婚は完全に效力を生ずることになるのである。

〔法令〕 法令とは法律命令と云ふ意味である、法律は帝國議會の協賛を経て公
布された規定を云ふので命令は法律が許す範囲内で官廳が其の事務を取行ふ必
要上から發する規則である。

〔違反〕 違反とは法律命令に規めてあることに従はずして勝手のことを爲すと
云ふ意味である。

第八百十二條 子女のある者が協議の上で離婚した場合に其子女の保護監督は如
何にするかと云ふことを離婚の際に定めて置なかつたときには父が保護監督するこ
とになつて居る。

若し父が入夫であるか又は婿養子であつて離婚の結果其家を去ることになれば此時
は母が保護監督することになつて居る。

要するに子の監督は子と家と同ふする父又は母に屬するのである。
前の二つの規定は只其子女を保護監督する上に於て其責任者を定めてあるばかりで

父母ノ權利義務ニ
變更ヲ生スルコト
ナシ

あるから其以外のこと例へば子の教育懲戒財産の管理等は總て親權者の責任で當事
者が協議の上で之を變更することは出来ぬのである。

〔監護〕 監護とは保護監督と云ふ意味である、保護と云へば護る方であつて監
督と云へば取締る方の意味である。

〔婚家〕 とは婚姻した夫婦の片方が實家を去つて入籍する家を指して云ふので
ある。

第二款 裁判所に訴へて離婚する 場合の規定

〔裁判上ノ離婚〕 裁判上の離婚とは強制離婚と云ふに同じ夫婦の片方が離別す
ることの承諾なるにも拘らず他の片方が離別せざるの止むなき場合を豫想し
て離別を許すやうになつておる、これには其の離別する原因が明らかでなければ
ならぬ、又例令其の原因が明であつても猥りに許されぬから其の要件を一々
規めてある、この規めてある事柄以外では例令如何なることがあつても夫婦の
片方が不承諾なれば離婚することは出来ぬ。

第八百十三條 夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限り離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

- 一、配偶者カ重婚ヲ爲シタルトキ
- 二、妻カ姦通ヲ爲シタルトキ
- 三、夫カ姦淫罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルトキ
- 四、配偶者カ偽造賄賂、強盜、竊盜、強盜、詐欺、取財、受寄財物、交済、贓物ニ關スル罪若クハ刑法第百七十五條第百六十條ニ掲ケタル罪ニ因リテ輕罪以上ノ刑ニ處セラレ又ハ其他ノ罪ニ因リテ重禁錮三年以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第八百十三條 夫婦の一方が次に掲げてある事柄を爲したときは其配偶者は裁判所に離婚の訴を起すことが出来る。

- 一、配偶者が更に他の者と結婚して所謂重婚を爲したる時
- 二、妻が姦通した時
- 三、夫が刑法に定めてある姦淫罪を犯して刑罰に處せられた時
- 四、配偶者が通用の貨幣とか證券とか又は株券などを偽造したとか或は賄賂を受けたとか強盜の事をしたとか竊盜、強盜、詐欺取財、委託物費消其他贓物に關する罪を犯したとか若くは刑法第百七十五條の官の封印を破棄して其物品を盗取する罪を犯したとか又は刑法第百六十條の賭場を開きて利を得又は博徒を招結するが如き罪を犯した等により輕罪以上の罰に處せられたとか其他重禁錮三年以上の刑に處せられたる時
- 五、配偶者から同居することの出来ない程の虐待を受けたとか又は大層な侮辱を受けた時
- 六、配偶者の一方が他の一方を遺棄する心で見棄れた時

- 五、配偶者ヨリ同居ニ堪ヘサル虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- 六、配偶者ヨリ惡意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ
- 七、配偶者ノ直系尊屬ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- 八、配偶者カ自己ノ直系尊屬ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ
- 九、配偶者ノ生死カ三年以上分明ナラサルトキ
- 十、婿養子縁組ノ場合ニ於テ離縁アリタルトキ又ハ養子カ家女ト婚姻ヲ爲シタル場合ニ於テ離縁

- 七、配偶者の父母とか祖父母等から虐待を受けた時又は大層な侮辱を受けた時
- 八、配偶者が自分の父母又は祖父母等の尊屬親を虐待したとか又は之に對し大層な侮辱を加へた時
- 九、配偶者の生死が三ヶ年以上も不明な時
- 十、婿養子縁組をした場合に其養子縁組の方が離縁となるか又は養子がその家女の女と婚姻した場合に其養子關係が離縁若くは取消された時

以上の場合は皆夫婦關係を繼續するに堪へぬのであるから離婚の訴を起すことを許したのである。

〔提起〕 提起とは訴訟を起して裁判所へ訴へ出ると云ふことである。

〔姦淫罪〕 姦淫罪とは新刑法の第百七十七條の罪に當るものである。即ち「暴行又は脅迫を以て十三歳以上の婦女を姦淫（無理に情を通ずる）したる者は強姦」と云ふ罪として二年以上の有期懲役に處す。又十三歳に満たぬ婦女を姦淫したる者も亦同じ罪に處す」とある罪を犯した者を指すのである。

〔虐待〕 虐待とは手ひどく待遇を悪しくすることである、動物に對するやうの

若クハ縁組ノ取
消アリタルトキ

仕打をするのである、虐待は程度問題であるから實際の場合に就て考へなければならぬ。

〔侮辱〕 侮辱とは俗に「馬鹿にする仕打」を云ふのである、即ち辱かしむるのである、この侮辱にも精神上に加へる侮辱と、肉體に加へる侮辱とある、其の程度は實際に就かなければ断定することは出来ぬ。

〔遺棄〕 遺棄とは見捨ることである。

第八百十四條 前八百十三條の第一號から第四號までの場合に於て夫婦の片方が其配偶者の爲したことに同意して居る様な時には固より離婚の訴を爲すことは出来ぬ、同じく第一號から第七號までの場合に夫婦の片方が其配偶者又は配偶者の父母祖父母等が爲したことを宥恕した後は之を訴ふることは出来ぬ。

〔宥恕〕 宥恕とはゆるしてやると云ふ意味である。

第八百十五條 第八百十三條第四號に掲げてある刑法上の犯罪を爲して刑の宣告を受けた者は最早假令其相手方にも同一の犯罪事情があるにしても之を理由として離婚の訴を爲すことは出来ぬ、自己の身が修らぬ如き者は他人の罪惡を責める資格

第八百十四條 前八百十三條の第一號から第四號までの場合に於て夫婦の片方が其配偶者の爲したことに同意して居る様な時には固より離婚の訴を爲すことは出来ぬ、同じく第一號から第七號までの場合に夫婦の片方が其配偶者又は配偶者の父母祖父母等が爲したことを宥恕した後は之を訴ふることは出来ぬ。

がないのである。

第八百十六條 第八百十三條第一號から第八號までの事柄を以て離婚の訴をするこの出来る者でも其事柄を知つた時から一ヶ年を過ぎ去れば最早訴ふことは出来ぬ又其事柄のあつた時から十ヶ年を過ぎ去つた場合にも同様である蓋し多くの時日を閱した後に舊惡を荒立てるは却つて一家の平和を破る虞があるからである。

第八百十七條 第八百十三條第九號には三年間配偶者の生死分明ならぬ時は離婚を訴へることが出来るとしてあるが若し其訴を起す前に配偶者の生死が分明となれば假令三ヶ年以後でも最早之を起すことは出来ぬ。

第八百十八條 第八百十三條第十號の婿養子縁組の場合及び養子と家女との婚姻の場合に其縁組に對し離婚又は縁組取消の請求があつたときには其離婚又は取消を請求すると同時に離婚をも求めることが出来る。

此場合の離婚の訴は其縁組又は取消のあつたことを本人が知つてから三ヶ月を過ぎ去るか又は離婚せぬとの意思を發表した時は其以後に至つては訴へることは出来ぬ本條は第七百八十六條と同一理由に基くものである。

理由トシテ離婚ノ
訴ヲ提起スルコト
第八百十六條 第一號
乃至第八號ノ事由
ニ因リ離婚ノ訴ヲ
提起スル者ハ其利
益ヲ保護スル爲メ
之ヲ提起スル時ヨリ
一ヶ年ヲ経過シタル
後ハ其訴ヲ提起ス
ルコトヲ出来ぬ又
其事柄ノあつた時
から十ヶ年ヲ経過
シタル後ハ其訴ヲ
提起スルコトヲ出
来ぬ又其事柄ノあ
つた時ヨリ三ヶ年
間配偶者ノ生死分
明ならぬ時は離婚
ノ訴ヲ提起スルコ
トヲ出来ぬ又縁組
取消ノ請求があつ
た時ハ其以後ニ至
つてハ訴へるコト
ハ出来ぬ本條ハ第
七百八十六條ト同
一理由ニ基クもの
である。

離婚又は縁組ノ取消アリタルコトヲ知リタル後三ヶ月ヲ経過シ又ハ離婚請求ノ權利ヲ拋棄シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得

第八百十九條 第八百二十二條ノ規定ハ裁判上ノ離婚ニ之ヲ準用ス但裁判所ハ子ノ利益ノ爲メ其監護ニ付キ之ニ異ナリタル處分ヲ命スルコトヲ得

第八百十九條 第八百二十二條の規定即ち協議の上で離婚した時其子女の保護監督に付ての規定は以上の裁判の上で離婚する場合にも準用することになつて居る。尤も裁判所が他の方法を探ることが其子女の爲めに利益であると認められた時には前の規定に異つた處分を命令することもある。

第四章 親子

本章以下に於ては如何なるものが親であるか如何なるものが子であるかを定め其間に起る權利や義務の關係を明かにしてある。

法律で親子と云ふ者の内には自然の血統に因るものと法律の規定によるものとの二種がある、自然の血統を別けた子を實子と云ひ法律の規定に因つて子となつた者を養子と云ふのである。

この外に繼父母と繼子夫の正妻と妾腹の子即ち嫡母庶子の如きものがあるが之は眞の親子ではなく只親子に準らへらるべき者である。實子の内にも父と母との關係上から嫡出子私生子庶子等の名稱を付けて區別してあ

第八百二十條 妻カ婚姻中ニ懐胎シタル子ハ夫ノ子ト推定ス
婚姻成立ノ日ヨリ二百日後又ハ婚姻ノ解消若クハ取消ノ日ヨリ三百日内ニ生レタル子ハ婚姻中ニ懐胎シタルモノト推定ス

る、嫡出子とは父と母が法律に定めてある正當の手續を踏んで結婚した夫婦の間に生れた子である、私生子とは父若くは父母の知れぬ婚姻外の子である、庶子とは夫婦でない父と母との間に生れた子で而も父が我子であるとして届出た者を云ふ。斯くの如く子と名づくる者にも種々の區別があるから夫等の子と親又は其子と子との間の關係は複雑のものである。

第一節 實子

第一款 夫婦間の實子(即ち嫡出子)

第八百二十條 妻が婚姻中に懐胎した子は反對の證據のない限りは總て皆夫の子と推定するのである。
婚姻の成立した場合に其日から二百日後又は夫が死亡したと云ふ如き自然の出來事の爲め若くは其他の理由からして婚姻が止んだ場合に其日から三百日内に生れた子は之れ又夫の子でないと云ふ反對の證據のない限りは矢張り婚姻中に懐胎したものとして夫の子と推定するのである。

〔嫡出子〕 嫡出子とは一夫一婦が正當の結婚を爲して、其の間に産まれし子を

指して云ふのである。子と稱する内にも其の父、母との關係の種々相違のあるより、其の子に又種々の名稱を附して、その關係を直ちに知り得らるゝやうにしてあるのである。例へば庶子と云ひ、私生子と云ひ、實子と云ひ、養子と云ひ、繼子と云ふ等の區別を顯す爲めの名稱である。

第八百二十一條 第七百六十七條第一項の規定即ち一度婚姻した女が其婚姻の止んだ時から六ヶ月を過ぎない内に再び他に結婚し分娩した場合に、前第八百二十條の規定に因つて其子の父を定むることが出来ぬ時には裁判所に願ひ出で之を定めて貰ふことになつて居る。

第八百二十二條 第八百二十條の規定即ち婚姻中に懐胎した子は一應の推定上夫の子として置かれるのであるから若し實際夫の子でないのであれば無論夫は何處までも我子でないことを言ひ張ることが出来る、之を嫡出子の否認と云ふのである。

第八百二十三條 前第八百二十二條の規定即ち夫たる者が其生れた子の我子でないことを言ひ張るには其子又は其法定代理人を相手にして裁判所に訴へ出るのである、尤も夫が其子の法定代理人であるときは先づ裁判所に其由を申出で特別代理人

を選び置き然る後に之に對し訴を起さなければならぬ。

〔特別代理人〕 特別代理人とは現に代理人がある場合に或る特別の事柄に對して更に代理人を置くときは其代理人を特別の代理人と云ふのである。

第八百二十四條 夫が子の出生した後一度我子であるとして承認したならば最早其以後は其子に對し之を我子でないとして否認することは出来ぬ、蓋し出生後其子の面顔又は懐胎の日時等より打算して一旦之を自分の子と認められた時は最早之を變更させる必要がないからである。

第八百二十五條 出生した子に付て夫が其子を我子でないと主張し之を訴へ出づるには夫が子の出生したことを知つた時から一ケ年以内でなければならぬ其以後迄打捨て置く場合等には之を我子と認めたものと謂ふことが出来るのみならず日を経るに従つて否認の材料も消滅するから、本條により否認權の行使は一年以内とされたのである。

第八百二十六條 前條に定められた一年の期間は夫の年齢が満二十歳に達して居らぬ時は満二十歳になつた日から計へ起すのである、尤も其子の出生の當時は二十

第八百二十一條 第七百六十七條第一項の規定に違反シテ再婚シタルル女が分産シタル場合ニ於テ前條ノ規定ニ依リ其子ノ父ヲ定ムルコト能ハサルトキハ裁判所之ヲ定ム

第八百二十二條 第八百二十條ノ場合ニ於テ夫ハ子ノ嫡出ナルコトヲ否認スルコトヲ得

第八百二十三條 前條ノ否認權ハ子又ハ其法定代理人ニ對スル訴ニ依リテ之ヲ行フ但夫カ子ノ法定代理人ナルトキハ裁判所ハ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス

第八百二十四條 夫ガ子ノ出生後ニ於テ其嫡出ナルコトヲ承認シタルトキハ其否認權ヲ失フ

第八百二十五條 否認ノ訴ハ夫ガ子ノ出生ヲ知リタル時ヨリ一年内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第八百二十六條 前條に定められた一年の期間は夫の年齢が満二十歳に達して居らぬ時は満二十歳になつた日から計へ起すのである、尤も其子の出生の當時は二十

ハ其成年ニ達シタル時ヨリ之ヲ起算ス但夫カ成年ニ達シタル後ニ子ノ出生ヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス夫カ禁治産者ナルトキハ前條ノ期間ハ禁治産ノ取消アリタル後夫カ子ノ出生ヲ知リタル時ヨリ之ヲ起算ス

第八百二十七條 私生子ハ其父又ハ母ニ於テ之ヲ認知スルコトヲ得父カ認知シタル私生子ハ之ヲ庶子トス

歳になつて居らなかつたが其出生を知つたのは満二十歳になつた以後であつたとすれば其知つた時から直に計へて滿一ケ年以内と云ふことになるのである。夫が禁治産者即ち精神に故障がある爲め自分のことを自分で勝手に取り行ふことの出來ない状態にある者は精神が平復し禁治産の宣告が取消されてから以後其子の出生を知つた時から計へて一ケ年以内とするのである。

第二款 庶子(父が認めた私生子)及び

私生子(父又は母の知れぬ子)

第八百二十七條 私生子は其父である人か母である人から我子であると認めて居ることが出来る。若し父である人が我子であると認めた時は其子は以後私生子と云はずして庶子と云ふことになる。庶子となれば種々の點に於て私生子に優るのである。

〔認知〕 認知とは夫婦でなき男女の間に生れし子に對して其の父となるものがある時の都合上我が子と名乗り出ることの出來たことは世間往々ある事である、然るに其時に我が子として名乗り出でざれば終生、名乗り出ることの出來

ぬとするは餘り酷なるが故に斯る場合には例令後日に至つて名乗り出ることもし差支へなき様にせねばならぬ、又夫婦でなき男女の間に出來し子であれば其の親となる男子は誰なるかは世間一般に知れざるが故に特に男子が我子であると名乗り出でざるべからず、斯く男子が我子であると名乗り出て親子の手續を爲すことを指して認知と云ふのである。

第八百二十八條 私生子を我子であると認めるには其父又は母の年齢が二十歳にならなくとも又禁治産者であつても獨斷で之をすることが出来る決して親權を行ふ父母とか若くは後見人の同意を得るに及ばないのである。

第八百二十九條 私生子を其父又は母である人が我子であると認めるには戸籍吏に其旨を届出ねばならぬ、届出ない間は認知の効力はないのである。私生子を我子であると認めるには必ずしも生前の行爲でしなくとも遺言方法に依つても出来ることになつて居る。

第八百三十條 私生子が滿二十歳以上になつたときは假令實際の父又は母である人でも其私生子の承諾を得なければ之を認めて我子とすることは出來ぬ、蓋し社會

第八百二十八條 私生子ノ認知ヲ爲スニハ父又ハ母カ無能力者ナルトキト雖モ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要セス
第八百二十九條 私生子ノ認知ハ戸籍吏ニ届出ツルニ依リテ之ヲ爲ス
認知ハ遺言ニ依リテモ亦之ヲ爲スコトヲ得
第八百三十條 成年ノ私生子ハ其承認アルニ非サレハ

之ヲ認知スルコトヲ得ス

第八百三十一條 父ハ胎内ニ在ル子ト雖モ之ヲ認知スルコトヲ得此場合ニ於テハ母ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス父又ハ母ハ死亡シタル子ト雖モ其直系卑屬アルトキニ限り之ヲ認知スルコトヲ得此場合ニ於テ其直系卑屬カ成年者ナルトキハ其承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第八百三十二條 認知ハ出生ノ時ニ過リテ其效力ヲ生ス但第三者カ既ニ取得シタル權利ヲ

に相當の地位を得たる子に對して其父たる一車夫が認めて庶子としやうとする如き場合には子は之を望まぬことが多くあるのみならず、子の爲めに不利を招く虞があるからである。

第八百三十一條 私生子の父は其子が母の胎内に在つて未だ世の中に生れ出ぬ前でも我子として認知することが出来る尤もこの場合には妊娠して居る母の名譽又は利益にも關係があるから其母の承諾を得なければならぬこととされてある。

私生子に子孫等の直系卑屬があるときは假令其私生子の死亡した後でも其私生子の父又は母は死した私生子を我子として認知することが出来るこれ其死亡者の子孫の爲めに利益となるからである、併しこの場合にも其死亡した私生子の子孫等の直系卑屬の年齢が満二十歳以上になつて居る時はそれ等の者の承諾を得なければならぬのである。

第八百三十二條 私生子を我子として届けたならば假令其届出の時私生子が生れてから幾年経つて居つても其效力は出生の初に遡り親子の關係は私生子の生れた時から出来て居ることになる、尤も其爲めに第三者の權利を害することは出来ぬ、

害スルコトヲ得ス

例へば父が其認知届をする以前に隠居して而かも子がなかつた爲め親類から相続人を選んだ様な場合には元來ならば當初から隠居者の子であることとなつた此認知された子が相続すべきであるが、かくては第三者即ち親類より選んだ相続人の權利を害するのであるから、これは許されぬのである。

〔出生の時に遡る〕 出生の時に遡るとは例へば私生子が十歳になつた時に其の父である人が、我が子であると名乗つて其の手續を爲した時でも、其時から親子の關係を生ずるのでなくて其の子の出生した時から親子の關係があることになるのを云ふのである、即ち前に繰り上つて其の關係が出来るのである、この點は養子と異なる處である、養子は届出以後親子の關係が起るけれども認知によつて親子の關係の出来た場合には其時以前にまで採り上つて關係を起すのである。

第八百三十三條 認知ヲ爲シタル父又ハ母ハ其認知ヲ取消スコトヲ得ス

第八百三十三條 私生子を一旦我子と思ふて認知した後には如何なる都合が出来ても最早之を取消すとは許されぬ、蓋し認知は人の身分を定めるものであるから、之を變更すれば其認知された者は勿論、其他の關係人も非常な迷惑を蒙るのみならず

す認知するのは何人も多少耻辱に思ふ所であるから、其眞の子でない者を過つて認める等の事もないものと認めらるゝ故本條の規定を設けたのである。

第八百三十四條
于其他ノ利害關係人ハ認知ニ對シテ反對ノ事實ヲ主張スルコトヲ得

第八百三十四條 私生子又は其親族等の私生子と利害關係ある者は事實親子でない者が父又は母と稱して認知の届を出し其爲めに迷惑を受ける様な場合が出来たならば其認知に對し、認知者と被認知者とは眞實の親子でないといふ反對事實を主張することが出来る。

〔利害關係人〕 利害關係人とは認知された子、又は其子が認知された爲めに利害のある者、例へば母が其の子を自己の相続人となさんと思ひ居るとか、又母方の祖父母が、其の子を頼に養育なし居るとかする場合に、父たる他家の者に認知された爲めに其の子を其認知者の家に入れねばならぬ等の事情になれば其の母たり祖父母たる者には大なる利害關係が起り來るのである、これ等の關係ある者を指して利害關係人と云ふのである。

第八百三十五條
子、其直系卑屬又ハ此等ノ者ノ法定

第八百三十五條 私生子の親である人が我子の認知をしなければ其私生子及び其子孫又はそれ等の者の法定代理人から父又は母であるべき人に對し認知の届出を爲すことを請求することが出来る。

代理人ハ父又ハ母ニ對シテ認知ヲ求ムルコトヲ得
第八百三十六條
庶子ハ其父母ノ婚姻ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得ス
婚姻中父母カ認知シタル私生子ハ其認知ノ時ヨリ嫡出子タル身分ヲ取得ス
前二項ノ規定ハ子カ既ニ死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

第八百三十六條 庶子の出生後實際の父と母とが婚姻した時は其の庶子は之により初めより正當の夫婦から生れた者とされるので、即ち嫡出子たる身分を得るのである。
私生子の實際の父と母とである人が婚姻した後其私生子を我子であると届けた時は其届のあつた時から嫡出子の身分を得るのである。
前の二つの規定は庶子又は私生子が已に死亡した後でも庶子或は私生子又はそれ等の子孫等の爲めに利益ある場合には其私生子又は庶子が生きて居る者と見て準用されるのである。

第二節 養子

第一款 縁組をするに必要なる條件

〔養子〕 養子とは他人の子を貰ひ受けて我が子と爲し、養子と同一の親子たる關係を結ばさすのである。

〔縁組の要件〕 縁組とは養子と養父母との間に實の親子たる關係を取結ぶ手續

を云ふのであるが其の親子たる關係を取り結ぶに付て必要のことがある、例へば養子を貰ひ受ける親となる者は年齢が二十歳以上でなければならぬとか、親となる者は自分より身分の尊き者、例へば叔父母とか従兄弟の如き者を養子として貰ふことは出来ぬ等の如き事があるが此等の事柄を指して要件と云ふのである。

第八百三十七條
成年ニ達シタル者ハ養子ヲ爲スコトヲ得

第八百三十八條
尊屬又ハ年長者ハ之ヲ養子ト爲スコトヲ得ス

第八百三十九條
法定ノ推定家督相續人タル男子アル者ハ男子ヲ養子ト爲スコトヲ得ス但シ女婚ト爲ス爲メニ在ラス

第八百三十七條 満二十歳以上になつた者は養子を貰ひ受け自ら養親となることが出来ぬが未成年者は養子をするには許されぬ、蓋し幼年者が養子を爲すなどは事の自然に反するのみならず其必要もないと云はねばならぬからである。

第八百三十八條 自分より親等の上位にある祖父母とか叔伯父母等の如き尊屬親や又は年長者を養子として貰ひ受けることは出来ぬこれ自然の親子と釣合はぬからである。

第八百三十九條 相續人となるべき男子があれば他に男子の養子を貰ひ受けることは出来ぬ、尤も家を相續させる爲めなく娘の婿とする爲めに貰ひ受けるのであるれば幾人の養子をするも差支ないことになつて居る。

第八百四十條
後見人ハ被後見人ヲ養子ト爲スコトヲ得ス其任務カ終了シタル後未ダ管理ノ計算ヲ終ハサル間亦同シ
前項ノ規定ハ第八百四十八條ノ場合ニハ之ヲ適用セス

第八百四十條 或者の後見をして居る者は其後見されて居る者を養子に貰ひ受けることは出来ぬ、又假令其後見の任務が終つた後であつても後見中に管理して居つた財産の諸計算を濟さない間は矢張り後見されて居つた者を養子とするは出来ぬ。これ後見人は被後見人の財産につき不正のことを爲し之を掩ふ爲めに被後見人を養子とすることのある世間の惡計を防ぐ爲めの規定である。それ故此規定は第八百四十八條の規定即ち遺言で養子を貰ひ受ける場合には適用がない何となれば遺言養子の場合は後見人の死後に於て始めて被後見人が養子となる効力を生ずるのであるから別に後見人の私を企てる餘地がないからである、故に此場合に限り被後見人を養子としても差支ないのである。

第八百四十一條 配偶者のある者は其配偶者と一緒でなければ片方のみで養子となり又は養子を迎へることは出来ぬ。

夫婦の一方が他の一方の子を養子とするには其一方即ち實親の同意さへ得ればよいことになつて居る。

第八百四十二條 前第八百四十一條第一項の規定即ち配偶者と共に養子となり又

第八百四十一條
配偶者アル者ハ其配偶者ト共ニスルニ非サルハ縁組チ爲スコトヲ得ス
夫婦ノ一方カ他ノ一方ノ子ヲ養子ト爲スニハ他ノ一方ノ同意ヲ得ルチ以テ足ル

前條第一項ノ場合ニ於テ夫婦ノ一方カ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ハ雙方ノ名義ヲ以テ縁組ヲ爲スコトヲ得

第八百四十三條

養子ト爲ルヘキ者カ十五年未滿ナルトキハ其家ニ在ル父母之ニ代ハリテ縁組ノ承諾ヲ爲スコトヲ得
繼父母又ハ嫡母カ前項ノ承諾ヲ爲スニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八百四十四條

成年ノ子カ養子ト爲シ又ハ滿十五年以上ノ子カ養子ト爲ルニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

は養子を買ふときに其一方が病氣其他の事情の爲めに自分の意思を發表することが出来ないならば、其の配偶者一方だけで夫婦雙方の名義を用ひて縁組をすることが出来る。

第八百四十三條

養子となるべき者が十五歳に滿たない幼者であれば本人には未だ一定の思慮あるものと云へぬから其子の親權を行ふ父又は母が其子に代つて縁組の承諾をすればいゝことになつて居る。

但し右に定めてあるのは實父母たるものでなければ出来ぬので若しそれが繼父母であるとか又は父の正妻の庶子に對する場合であれば繼子や庶子の縁組を其子に代つて承諾するには親族會の同意を得なければならぬ此等の者が單獨に其子に代つて承諾することは出来ぬのである。

第八百四十四條

養子を買ひ受けるには假令滿二十歳以上になつて居る者でも其家に在る父又は母の許しを得なければ出来ぬ、何となれば養子は養親と血縁關係を生ずるもので、養親の父母は又養子の祖父母となるから、其者其の氣に入らぬ者を養子とするのは家を亂る基となるからである、又年齢十五歳以上になる子が養子と

第八百四十五條

縁組又ハ婚姻ニ因リテ他家ニ入りタル者カ更ニ養子トシテ他家ニ入ラント欲スルトキハ實家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但妻カ夫ニ隨ヒテ他家ニ入ルハ此限ニ在ラス

第八百四十五條

一度甲の家に養子と爲つた者又は婚姻して甲の家に行つた者が都合上其家から更に乙の家に行かんとするには例へば子が無い爲めに養子をするとか又は家付の娘に婚養子をした以後男子が生れた爲めに家内の折合が悪いので他に行くとか又は本家の相續をする爲めに一度養子に行つた者が其儘去つて本家に入るとか等の場合、實家に在る父母の許を得なければならぬ。

併し夫婦養子の場合には妻は夫に従ふべきものであるから若し其夫が乙の家の養子となつて乙の家に入ることとなれば妻は實家の父母の同意を待たずに同じく乙の家に入ることが出来るのである。

〔實家、養家、婚家、との區別〕

(一)實家とは自分の生れた家即ち親の戸籍がある家を云ふので、(二)養家とは養子となつて入籍して行く其家を指して云ふので、(三)婚家とは婚姻した爲めに入籍して行く其家を指して云ふのである。

第八百四十六條

第七百七十二條第二項には父母の片方が知れぬ時死亡した時其

第七百七十二條第二項及第三項ノ規定ハ前三條ノ場合ニテ準用ス
第七百七十三條ノ規定ハ前二條ノ場合ニテ準用ス

子の實家を去つた時又は或る事情（例へば精神病等）の爲めに意思を人に發表することの出来ない時等は他の片方の親の許があればそれでよいことになつて居る、又同條第三項の規定即ち父母の雙方が共に知れぬとき又は死亡したとき其子の實家を去つたとき又は或る事情の爲めに意思を人に發表することの出来ないときは其子の年齢が満二十歳にならなければ其子の後見人とか又は親族會の同意を得なければならぬこととなつて居るが以上二つの規定は養子縁組に要する父母の同意の場合にも準用するのである。

第七百七十三條の規定即ち繼父母が繼子の婚姻に又は父の正妻たる母が庶子の婚姻に同意を與へない時にそれ等の子が親族會の同意を得て婚姻することが出来るとの規定も養子縁組の時に同様に準用せらるゝのであるから夫れ等の者が繼子又は庶子の養子縁組に同意を與へなければ親族會の同意を得て縁組をすることが出来るのである。

第八百四十七條
第七百七十四條及
第七百七十五條

第八百四十七條 第七百七十四條の規定によれば禁治産の宣告を受けて居る者が婚姻を爲すには後見人の同意を得ることを要しない、又第七百七十五條の規定に依

ノ規定ハ縁組ニテ準用ス

れば婚姻は其届を戸籍吏に於て受付た上でなければ正當の婚姻とはならぬのである又其届け方は本人と満二十歳以上になる證人が二人以上として口上か若くは自分の氏名を自筆して届書を以て届出なければならぬのであるが此等の規定は矢張養子縁組の時にも準用するのであるから禁治産者でも本心に復して居る以上は獨斷で養子することが出来るし又届出のなき時は完全の養子とはならぬと云ふことになる。

第八百四十八條

養子を貰ひ受けんとする者は遺言で其意思を表示してもよい併し此場合には其遺言をした者が死亡したならば遅れぬやうに早速左記の人々が連名で養子縁組を届出なければならぬ。

- 一、遺言を取扱ふ人
- 二、養子となる人又は第八百四十三條の規定に依り養子に代り養子縁組の承諾を與へた者
- 三、年齢二十歳以上になつて居る二人以上の證人

この場合に於ける養子縁組の届出は養親が死亡した時に遡り效力を生ずるのであるから、つまり養親死亡の際に縁組をしたことになるのである。

第八百四十八條
養子ヲ爲サント欲スル者ハ遺言ヲ以テ其意思ヲ表示スルコトヲ得此場合ニ於テハ遺言執行者、養子ト爲ルべき者又ハ第八百四十三條ノ規定ニ依リ之ニ代ハリテ承諾ヲ爲シタル者及ヒ成年ノ證人二人以上ヨリ遺言カ效カテ生シタル後遅滞ナク縁組ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス前項ノ届出ハ養親

ノ死亡ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生ス

〔遺言〕 遺言とは俗に言ひ置くことである、これは年齢十五歳以上の者が自筆か公正證書か又は秘密證書で死んだ後に自分の意思を行はすために爲すのである、詳しくことは民法の相続篇の第六章以下即ち第千六十條から同第千二百二十九條までの間に規定してある（参照せよ）

〔遺言執行者〕 遺言執行者とは遺言者が死んだ後に其の遺言の通りに總ての取扱を爲す者を指して云ふのである、遺言執行者は遺言者が矢張遺言で定めて置くべきであるが、若しそれが定められて居なかつた時には遺言に就て利害關係のある者から請求して裁判所から其の執行者を選んで定めることになつて居るこの遺言執行に就ては相続篇の内に詳しく定めてある、即ち（第千百六條から第千二百二十三條までの間を参照せよ）

〔死亡の時に遡りて效力を生ず〕 死亡の時に遡りて效力を生ずとは遺言者が死亡して其の遺言の通りに萬事が取り行はれるまでには多少日數を要するのであるが、その日數如何に拘らず萬事は遺言者の死亡した時に直様遺言通りになつたものとして其の效力を以前に立ち戻らすことを云ふのである。

第八百四十九條 戸籍吏は養子縁組の出たときには次に掲げてある規定に違背の虞はなきや否やを取調べた後でなければ受付てはならぬ。

(一) 第七百四十一條第一項の規定即ち養家及び實家雙方の戸主が許しを與へて居るか否か

(二) 第七百四十四條第一項の規定即ち法律で定めてある相続人の順位に當つて居る者即ち法定の家督相続人となるべき人が他家の養子となつたのではないか否か

(三) 第七百五十條第一項の規定即ち家族である者が養子縁組をする時であれば其家の戸主が許を與へて居るか否か

(四) 本條の前の十二ヶ條の規定や其他の法律や命令に定めてあることに違背して居ることはなきか否か等の諸點である。

但し第七百七十六條の但書の規定即ち戸主の許を得ずして婚姻の届出を爲した場合は戸籍吏は一應其戸主の許を得べきことを注意しても尙ほ強て之を得ずして届を爲す場合に於ては其儘受付るのであるとの規定はこの養子縁組の

第八百四十九條 戸籍吏ハ縁組カ第七百四十一條第一項第七百四十四條第一項第七百五十條第一項及ヒ前十二條ノ規定其他ノ法令ニ違反セサルコトヲ認メタル後ニ非サルハ其届出ヲ受理スルコトヲ得ス
第七百七十六條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八百五十條 外國ニ在ル日本人間ニ於テ縁組ヲ爲サント欲スルトキハ其國ニ駐在スル日本ノ公使又ハ領事ニ其届出ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ第七百七十五條及ヒ前二條ノ規定ヲ準用ス

第八百五十一條 縁組ハ左ノ場合ニ限リ無効トス
一、人違其他ノ事由ニ因リ當事者間ニ縁組ヲ爲ス意思ナキトキ
二、當事者力縁組ノ届出ヲ爲サザルトキ但シ其届出カ第七百七十五條第七項及ヒ第五

第八百五十二條 縁組ハ後七條ノ規定ニ依ルニ非サレハ之ヲ取消スコトヲ得ス
第八百五十三條 規定ニ違反シタル縁組ハ養親又ハ其法定代理人ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但シ其後六ヶ月ヲ経過シタルトキハ此限ニ在ラス

第八百五十四條 第八百三十八條又ハ第八百三十九條ノ規定ニ違反シタル

届出の場合にも準用することになつて居る。

第八百五十條 日本人雙方の者が外國に居つて養子縁組を爲さんと思ふ時は其國に駐在する日本の公使か又は領事に其縁組の届出を爲せばよい。

第七百七十五條の規定即ち正當な婚姻は之を戸籍吏に届なければならぬとか前二條の規定即ち遺言して養子を受つる時の届出の手續及び其届出に加はる人々并に戸籍吏が縁組の届出を受つる時の注意の箇條等は皆この公使又は領事が養子縁組の届出を受つる時に従はねばならぬことになつて居る。

第二款 養子縁組の無効となる場合

及び取消の出来る場合

第八百五十一條 養子縁組に於て左に掲ぐる事柄のあつた時には其縁組は成り立たぬので、つまり始めから縁組を爲なかつたと同じことになる。
一、人違であつたとか又は其他詐欺強迫等の事柄の爲めに貰ひ受ける人も養子となる人も互に全く縁組をする心のなかつたとき
二、當事者即ち養子となる人と貰ひ受ける人とが縁組の届出を爲さぬ時

尤も其届出に缺けたことのある爲め即ち第七百七十五條第二項の規定の證人又は第八百四十八條第一項の規定の遺言を以てする養子縁組の場合に其届出に加はる人等が足りないとかの爲めに完全な届にならないと云ふだけの場合であればそれが爲めに縁組が無効となることはない。

第八百五十二條 養子縁組の取消を爲すには必ず次に掲げてある第八百五十三條より第八百五十九條に至る七ヶ條の規定に従はねばならぬ左もなければ取消は出来ぬのである。

第八百五十三條 第八百三十七條の規定即ち満二十歳にならない者が養子を受つた時には其養親又は養親の代理をする父母若しくは後見人から其縁組の取消を裁判所に申立ることが出来る、尤も其養親が満二十歳になつてから後已に六ヶ月を過ぎたとか又は改めて其の縁組を承諾したとか云ふことがあれば以後取消すことは出来ぬ。

第八百五十四條 第八百三十八條の規定即ち尊屬親若しくは年長者を養子にしたとき又は第八百三十九條の規定即ち相續人となるべき男子がある上に更に男子の養子

ル縁組ハ各當事者
其戸主又ハ親族ヨ
リ其取消ヲ裁判所
ニ請求スルコトヲ
得
第八百五十五條
第八百四十四條乃
至第八百四十六條
ノ規定ニ違反シタ
ル縁組ハ同意ヲ爲
ス權利ヲ有セシ者
ヨリ其取消ヲ裁判
所ニ請求スルコト
ヲ得同意力詐欺又
ハ強迫ニ因リタル
トキ亦同シ
第七百八十四條ノ
規定ハ前項ノ場合
ニ之ヲ準用ス

を貰ひ受けた時などの場合であれば養子となりし者又は養子を貰ひ受けし者又は其
雙方の戸主雙方の親族等の中誰でも其縁組の取消を裁判所に申立ることが出来る。
第八百五十五條 第八百四十四條の規定に違反して即ち後見される者が後見人の養
子となつた時には其養子となつた者又は養子の實家の親族から其縁組の取消を裁判
所に申立ることが出来る。
但し後見される者の財産の管理の計算が済んだ後に養子が改めて其縁組を承諾した
とき又は其計算終了後其儘にして六ヶ月を過ぎたときには最早其縁組の取消は出来
ぬことになる。
管理財産の計算が済んだ後其養子が其縁組を承諾するには未成年の場合ならば成年
に達した後に又禁治産者の場合であれば其宣告の取消があつた後でなければ其承諾
は何等の効力をも生ぜぬのである。
養子が満二十歳に達せない間又は禁治産の宣告が取消されない間に其財産の管理の
計算が済んだ時には第一項の但書即ち六ヶ月と云ふ期間は養子が満二十歳に達し
てから若くは禁治産の宣告が取消されてから計へ始めるのである。

第八百五十六條
第八百四十一條の規定に違反し夫婦の片方のみが養子となり又
は養子を貰ふた時は其縁組を承諾しなかつた他の片方から縁組の取消を裁判所に申
立ることが出来る。
尤も其片方が縁組のあつたことを知つてから以後其儘にして六ヶ月を過ぎた時は其
縁組を後から承諾したものと看做され最早その取消の申立は出来ぬこととなるので
ある。

第八百五十七條

第八百四十四條から第八百四十六條までの規定に背いた縁組即

(一) 養親は年齢満二十歳以上養子は満十五歳以上に達して居る場合でも尙ほ實家
にある父母の許を得ないで縁組をすることは出来ぬのであるが之を得ないで
養子を爲し又は養子と爲つた時
(二) 他家に入籍したものが更に養子と爲つて他の家に入るときには實家の父母の
許を得なくてはならないのであるが之を得ずして他家に入つたとき
(三) 継子や庶子が其繼父母又は嫡母から同意を與へられなかつた時は親族會の同

意を得なければならぬが之を得ないで縁組を爲したとき等以上三つの違法の場合には其の父母又は親族會から其の縁組の取消を裁判所に申立てること加出来るのである

若し又父母或は親族會の同意があつても其同意は欺詐された爲め又は強迫された爲めに出来たのであればこれは同意者の眞意から出たのではないから其詐欺されたもの又は強迫されたものから縁組の取消を求めることが出来る。

第七百八十四條の婚姻の取消を爲す権利が無くなる場合の規定は養子縁組取消の場合にも準用せらるゝものである。

一、縁組を爲す時同意を與へる権利のある父母又は後見人若しくは親族會が自分の同意を與へない縁組のあつたことを知つてから六ヶ月過ぎ去つた時

二、詐欺されて縁組の同意を與へたときは其詐欺されたと云ふ事を知つてから六ヶ月過ぎ去つた時

三、強迫されて同意を與へたときは其強迫の止んでから六ヶ月過ぎ去つた時

四、同意を與ふる権利を有つて居る父母又は後見人若しくは親族會が後に於て其

縁組を承諾した時

五、事情の如何に關らず縁組届のあつた日から二ヶ年過ぎ去つた時

等の各場合には最早養子縁組の取消は出来ぬのである。

第八百五十八條

婿養子縁組は婚姻と養子縁組とが含まれて居るのであるから此

場合に其婚姻が無効になるか又は取消されるやうなことがあれば養子又は養親は此婚姻の無効又は取消となつたことを理由として養子縁組の取消を裁判所に求めること出来る、尤もかく別々に婚姻取消と養子縁組の取消とを申立ずに婚姻の無効になつた時又は婚姻の取消を申立てるときに一緒に養子縁組の取消を求めても差支はない。

右に述べた取消権は養親又は養子が婚姻の無効になつたことを知つてから又は其取消のあつたことを知つてから六ヶ月を過ぎれば其以後は最早消滅するのである、又其以前でも其縁組を取消さぬとの意思を一旦發表すれば同じく取消の権利はなくなるのである。

第八百五十九條

第七百八十五條の規定は縁組の場合にも準用されるのであるか

第八百五十八條 婿養子縁組の場合ニ於テハ各當事者ハ婚姻ノ無効又ハ取消ヲ理由トシテ縁組ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但婚姻ノ無効又ハ取消ノ請求ニ附帶シテ縁組ノ取消ヲ請求スルコトヲ妨ケス 前項ノ取消権ハ當事者カ婚姻ノ無効ナルコト又ハ其取消アリタルコトヲ知リタル後六ヶ月ヲ經過シ又ハ其ノ取消権ヲ拋棄シタルトキハ消滅ス 第八百五十九條

第七百八十五條及
七百八十七條
ノ規定ハ縁組ニ之
ヲ準用ス但第七百
八十五條第二項ノ
期間ハ之ヲ六個月
トス

ら詐欺されたり強迫されたりした爲めに縁組してもこれは固より自分の真意でないから縁組當事者は其縁組の取消を裁判所に求めることが出来る尤もこの時でも詐欺されたこと云ふことを知つてから若くは強迫が止んでから六ヶ月を経過するか又は其間でも其縁組を承諾したときは最早取消をする権利はなくなることとなる。
又第七百八十七條の規定も縁組に準用されるのであるから縁組の取消は其取消があつた時から後は一切縁組關係がなくなるのであるが其取消以前に於て已に發生した諸關係は何等の影響を受けるものでない。

尙ほ又縁組をする養親子が縁組をする當初其縁組に取消の原因があつたことを知らなかつたときには假令後日取消しても其縁組に因つて得た財産は全部返さずともよい只其取消のあつた當時現に受けて居る利益を返せばそれで済むこととなるのである、けれども若し縁組する當時取消されることのあるを知つて居つた時には其縁組によつて得た財産は全部之を清算して元と元と通りに返さなければならぬ、尙ほ當事者の一方丈が取消のあるべきことを知り其相手方は之を知らなかつたときには知つて居つた者は知らなかつた者に對して縁組の爲めに生じた損害を償はなければならぬこととなるのである。

但し第七百八十五條第二項の規定即ち詐欺又は強迫による婚姻の取消期間は三ヶ月としてあるけれどもこの養子縁組に於ては之をば六ヶ月に延ばしてあるから此點は兩者全く異なるのである。

第三款 養子縁組をなした爲めに生ずる 権利や義務の規定即ち其效力

第八百六十條 他人の養子となり其届を出せば其日から其養子は養親の嫡出子と同一の身分を得るのである、換言すれば養子縁組の日に生れた者と同一に法律上は取扱はれるのである。

第八百六十一條 養子は其縁組の爲めに養親の家に入るのである。

第四款 離縁

第八百六十二條 養親と養子とは協議をして得心の上なら何時でも縁離をするこ
とが出来来る。
養子の年齢が満十五歳にならない時に協議上の離縁をするには養子に代つて縁組の

第八百六十條 養
子ハ縁組ノ日ヨリ
養親ノ嫡出子タル
身分ヲ取得ス
第八百六十一條
養子ハ縁組ニ因リ
テ養親ノ家ニ入ル
第八百六十二條
縁組ノ當事者ハ其
協議ヲ以テ離縁ヲ
爲スコトヲ得
養子カ十五歳未滿
ナルトキハ其離縁

ハ養親ト養子ニ代
ハリテ縁組ノ承諾
ヲ爲ス權利ヲ有ス
ル者トノ協議ヲ以
テ之ヲ爲ス
養親カ死亡シタル
後養子カ離縁ヲ爲
サント欲スルトキ
ハ戸主ノ同意ヲ得
テ之ヲ爲スコトヲ
得

第八百六十三條
滿二十五年ニ達セ
サル者カ協議上ノ
離縁ヲ爲スニハ第
八百四十四條ノ規
定ニ依リ其縁組ニ
付キ同意ヲ爲ス權
利ヲ有スル者ノ同
意ヲ得ルコトヲ要
ス
第七百七十二條第
二項、第三項及ヒ
第七百七十三條ノ
規定ハ前項ノ場合
ニ之ヲ適用ス

承諾を與へる權利を有つて居る父母若くは後見人と其養親とが承諾すればよいことになつて居る。
養親が死亡した後養子が其養家から離縁しやうと思へば其養家の戸主の同意さへあればよい。

第八百六十三條 養親でも養子でも其年齢が滿二十五歳にならない間に協議をして離縁をするには第八百四十四條の規定にある者の同意即ち養親なれば其家にある父母養子なれば養子の實家に居る父母の同意を得なければ養親子の協議だけで離縁することは出来ぬ。

第七百七十二條第二項の規定は離縁に準用されるから父母の同意を得る時に其父母の片方が知れぬ時死亡した時其子の家を去つた時又は病氣其他止むない事情で意思を發表することの出来ぬ時には只其片方の同意だけでよいとの規定及び第三項の父母共に知れぬ時死亡した時其子の家を去つた時又は病氣其他止むない事情の爲め其意思を表示することの出来ぬ時等の場合には同意がなくてもよい譯であるが其子の年齢が滿二十歳にならない時にのみ其子の後見人か又は親族會の同意を得ることになつて居る又第七百七十三條の規定も準用されるから繼父母が繼子の離縁に又父の正妻たる母が庶子の離縁に同意を與へなければそれ等の子は親族會の同意を得ねばならぬことになつて居る。

第八百六十四條
第七百七十四條及
第七百七十五條
ノ規定ハ協議上ノ
離縁ニ之ヲ適用ス

第八百六十四條 第七百七十四條の規定は離縁に準用されるのであるから禁治産者が離縁を爲すには其後見人の同意を得るを要せぬこととなる又第七百七十五條の規定も離縁に準用されるから離縁は戸籍吏に届出なければ離縁したことはないならぬ又其届出の方法も本人雙方の者、二十歳以上になる證人二人以上の者から口上か又は自分の氏名を自筆した届書を差出さねばならぬのである。

第八百六十五條 戸籍吏は離縁の届出があつた時には次に掲げてある種々の事情を取調べて缺ける點のないことを認めた上でなければ其届を受付てはならぬ。

一、第七百七十五條第二項の規定に依れば其届出は養親及び養子雙方と年齢滿二十歳以上になる二人以上の證人から口頭か又は自筆で自分の氏名を書きか届書を以て爲されて居らねばならぬ、此點は如何であるか。
二、第八百六十二條の規定に依れば離縁する養子の年齢が十五歳に滿ない場合で

第八百六十五條
戸籍吏ハ離縁カ第
七百七十五條第二
項、第八百六十二
條及ヒ第八百六十
三條ノ規定其他ノ
法令ニ違反セサル
コトヲ認メタル後
ニ非サレハ其届出
ヲ受理スルコトヲ
得ス

戸籍吏カ前項ノ規定ニ違反シテ届出ヲ受理シタルトキト雖モ離縁ハ之カ爲メニ其效力ヲ妨ケラレルコトナシ

第八百六十六條 縁組ノ當事者ノ一方ハ左ノ場合ニ限

あれは其親權を行ふ父母又は後見人若しくは親族會と養親とが協議をした上で取り極められたものでなくてはならぬ、尙又養親が死亡した後の離縁であれば其養家の戸主が同意して居らねばならぬが是等の點は如何であるか。

三、第八百六十三條の規定に依れば養親及び養子の年齢が共に滿二十五歳にならない場合に協議の上で離縁をするのであれば何れも其實家に居る父母又は後見人若しくは親族會の同意を得て居らねばならぬが此點は如何であるか。

四、以上の外民法施行法戸籍法其他の法令に違背して居る點はないか否や。

以上の事柄が皆完備して居る上でなければ其届を受付けることは出来ぬ。

尤も戸籍吏が不注意の爲めに以上の事柄を能く取調べずして規定に背いて居る届出を受付た場合には其離縁届は無効となるかと云ふにこれは本人の責任でなく戸籍吏の粗忽であるから假令規定に背いて居る點があつても決して無効となることはなく離縁は完全に成立つのである。

第八百六十六條 養親でも養子でも次に掲げてある事柄のあるときは裁判所に訴へて離縁を求めることが出来る。

一、離縁ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ルハ他ノ一方ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ

二、他ノ一方ヨリ惡意ヲ以テ遺棄セラルタルトキ

三、養親ノ直系尊屬ニ對シテ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ

四、他ノ一方カ重禁錮一年以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

五、養子ニ家名ヲ傾シ又ハ重大ナル過失アリタルトキ

六、養子カ逃亡シテ三年以上復歸セサルトキ

七、養子ノ生死カ三年以上分明ナラサルトキ

八、他ノ一方カ自己ノ直系尊屬ニ對シテ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ

九、婿養子縁組ノ

一、養親から又は養子から虐待されるか又は大層な侮辱を興へられた時は其虐待又は侮辱を受けた養子又は養親から訴へることが出来る。

二、養親から又は養子から遺棄する考へで見棄られた時は其見棄られた養子又は養親から離縁を訴へることが出来る。

三、養子が養親の父母祖父母等の直系尊屬の者から虐待されるか又は大層な侮辱を興へられた時は其養子から訴へることが出来る。

四、養親又は養子の一方が重禁錮一ヶ年以上の刑罰に處せられた時は他の一方から訴へることが出来る。

五、養子が其家の家名を潰し又は養家の財産を傾る程の大なる過失をした時は其養親から訴へることが出来る。

六、養子が養家を逃げ出して三ヶ年以上歸つて来ない時は其養親から訴られる。

七、養子の生死が三ヶ年以上分明ならぬ時には其養親から訴へることが出来る。

八、養親又は養子の一方が他の一方の父母祖父母等の直系尊屬に對し虐待するか又は大層な侮辱を加へた時は其之を受けた方の子から訴へることが出来る。